

【子育て支援課関係】

1. 放課後児童対策について

(1) 放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところである。平成29年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数は33人減り、17,170人（うち小学1年生～3年生9,465人、小学4年生～6年生7,705人）となったところである。

（関連資料2、3参照）

引き続き、待機児童解消のため、放課後児童クラブの受け皿の量的拡充を進めていただきたい。

- | |
|---|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比954か所増加
23,619か所（28年） → 24,573か所（29年） |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数：前年比1,805支援の単位増加
28,198支援の単位（28年） → 30,003支援の単位（29年） |
| 3. 登録児童数：前年比78,077人増加
1,093,085人（28年） → 1,171,162人（29年） |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比33人減少
17,203人（28年） → 17,170人（29年）
うち、小学1年生～3年生：前年比492人減少
9,957人（28年） → 9,465人（29年）
小学4年生～6年生：前年比459人増加
7,246人（28年） → 7,705人（29年） |

① 放課後子ども総合プランの目標達成に向けた整備について

放課後子ども総合プランでは、国全体の目標として、放課後児童クラブについて、2019（平成31）年度末までに約30万人分の新たな受け皿を確保することを掲げており、さらに「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を踏まえて、追加的な受け皿確保を平成30年度までに1年前倒しして達成することを目指している。

このため、平成30年度予算案では、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る等、目標達成に向け必要な予算を計上しているところであり、市町村においても、子ども・子育て支援事業計画等に基づく一層の取組をお願いした

い。

② 放課後子ども総合プランにおける一体型の推進について

平成26年7月に文部科学省と共同で、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の子どもを含めた全ての子どもが放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがある。さらに、一体型として実施する場合には、放課後児童クラブの創設整備や、既存施設を活用してクラブを設置する場合の改修費補助等の補助基準額が増額となるため、積極的な取組をお願いする。

なお、一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、子どもが安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、子どもが安心して生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての子どもに一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる子どもに確保されるべき、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されない恐れもあるため、十分ご留意いただきたい。

また、放課後児童クラブの受入児童数の拡充を図り、利用できなかった児童の解消を目指すに当たっては、小学校の余裕教室等、放課後児童クラブの実施場所の確保について、地域の協力、理解を得ることが重要であり、地域ぐるみでの放課後の子ども達の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。(関連資料4参照)

③ 放課後児童クラブのソフト面（運営費）について（別冊資料1参照）

平成30年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、受入児童数の拡大 [約3.9万人増]

1,177,959人（平成29年度）→1,217,117人（平成30年度）

を予定している。

また、平成29年度より実施している放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、

i) 放課後児童支援員（経過措置対象者を含む。以下同じ。）を対象に年額12.5万円（月額約1万円）、

ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に i と合わせて年額25.1万円（月額約2万円）、

iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額37.7万円（月額約3万円）、

を補助基準額として賃金改善に要する費用を補助することとしており、放課後児童支援員の一層の処遇改善を図るため、積極的な事業実施をご検討いただきたい。

なお、ii) における「一定の研修」については、平成30年度においては、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修事業」に基づく研修と同程度の内容の研修を想定しており、都道府県・市町村が実施する研修で、市町村が処遇改善の補助を行うに当たって適当と認める研修を修了したことを要件とすることを検討している。

また、放課後児童支援員等処遇改善等事業についても、「小1の壁」の打破及び放課後児童クラブの質の向上を図るため、平成30年度予算案においても必要な経費を計上している。上記の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」と併用可能となっているため、引き続き、両事業の積極的な実施にご尽力いただきたい。

（関連資料5参照）

④ 放課後児童クラブのハード面（整備費）について

平成30年度予算案においては、引き続き、学校の敷地内等に整備する場合の補助基準額の増額を行うとともに、資材費、労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げを行うほか、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施することとしている。

また、放課後児童クラブを実施している全国の建物の耐震化の状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（調査基準日は平成28年3月31日現在）によれば、耐震化率が90.3%に留まっている状況

(参考：保育所86.3%、児童養護施設86.7%)にあるため、子ども・子育て支援整備交付金も積極的に活用し、利用する子どもの安全・安心の確保に努めていただきたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化状況調査結果」における放課後児童クラブの耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
放課後児童クラブ数	12,006	7,163	974	2,706	10,843	90.3%
公立	9,745	5,615	888	2,529	9,032	92.7%
私立	2,261	1,548	86	177	1,811	80.1%

⑤ 10人未満の放課後児童クラブについて

受入児童数が10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満クラブについては、毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。なお、前年度において結果的に10人未満となったクラブについての遡りの協議は受け付けないので、協議時点で受入児童数が10人以上の場合でも、年度を通じて10人未満となる可能性がある場合には、協議を行っていただきたい。

(2) 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会について

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」を設置(平成29年11月)したところである。

本専門委員会では、放課後児童クラブの量的拡充や質の確保、放課後児童クラブの新たな類型などについて議論することとし、平成30年6月を目途に、中間的なとりまとめを行う予定としているので、各自治体においても本専門委員会の議論についてご承知おきいただきたい。

(関連資料2)

(3) 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)において、以下の内容について閣議決定がされたことを踏まえ、自治体においてはその内容にご留意の上、必要に応じて財政措置等のご対応をお願いしたい。

また、本閣議決定を踏まえ、放課後児童支援員の基礎資格等について、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新たに放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に追加し、今年度中に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を行い平成30年度から適用する予定であるので、各自治体におかれては、必要な条例改正等の対応をお願いしたい。

- 放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 放課後児童支援員の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。
- 子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者が放課後児童支援員認定資格研修の受講に必要とされる実務経験については、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。
- 認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関連資料6参照)

(4) 放課後児童クラブの設備運営基準関係について

① 都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」(認定資格研修)を修了しなければならないこととしている。

平成29年度においては、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施したところであるが、平成30年度も引き続き本研修を実施することとしており、開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県認定資格研修の実施

認定資格研修については、平成27年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(以下「運営指針」という。)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識していただくことを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付

与するための研修として位置づけられているものであり、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託により実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

都道府県認定資格研修については、放課後児童クラブの設備運営基準において、平成31年度末までに当該研修を修了することを予定している者についても放課後児童支援員の資格を満たしているものと取り扱う経過措置を設けているところであるが、平成29年5月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、39.4%であった。都道府県におかれては、経過措置期間中にすべての放課後児童支援員が受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

なお、昨年度に引き続き、各都道府県における実施方法、実施内容等を把握するため、認定資格研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

(関連資料7参照)

③ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、平成30年度予算案において実施する経験等に応じた処遇改善のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該補助事業を活用するなどして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該補助事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修も対象であるので、地域の実情に応じてご検討いただきたい。

④ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているので、関係者に周知いただくとともに、都道府県認定資格研修のテキストとしてご活用いただきたい。

なお、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただき、子どもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい旨、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。

⑤ 放課後児童クラブの運営内容の評価等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第5条において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとしている。また、「放課後児童対策に関する専門委員会」では、質の確保のためには第三者評価、自己評価の仕組みをどのように作っていくべきか、評価項目等をどのように考えるか、検討する必要があるとされている。一方で、平成29年放課後児童健全育成事業の実施状況調査結果では、「自己評価の実施あり」のクラブ数は約50%となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、自己評価の状況把握や第三者評価マニュアルの作成に向けた方向性の検討を行う予定であるため、ご承知おき願いたい。

⑥ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出しているため、ご了承ください。

ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、子どもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき子どもの考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確に把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが求められているので、ご対応をいただきたい。

⑦ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の子どもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）

（5）放課後児童クラブにおける安全確保について

放課後児童クラブにおける安全確保については、運営指針第6章等に

において事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に安心して過ごせるためにクラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。

また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

について報告をお願いしているところである。

また、集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了解願いたい。

2. 利用者支援事業について

(1) 利用者支援事業の推進について（関連資料8、9参照）

① 利用者支援事業の取組について

子ども・子育て支援法第2条第1項第3号には、「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されている。

これを受けて市町村には、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、その計画において潜在的なニーズも含め、地域の子育て家庭や妊産婦等（以下「利用者」という。）の多様なニーズを把握し、需要の見込みを立てるとともに、これに応えるべく、多様な子育て支援に関する施設や事業等を組み合わせ、計画的に供給体制を整備していくこととなっている。

しかしながら、子育て支援に関する施設や事業等を実際に利用する利用者が、自らのニーズを把握し、多種多様な施設や事業等の中からどれを利用するのが適当なのか自ら判断・選択することは必ずしも容易でなく、また自らのニーズ自体を的確に認識できない場合も多く見受けられる。

利用者支援事業は、こうした状況において適切に対応することを目的に「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する」という大きな目標の下、

ア 利用者支援

利用者にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する。

イ 地域連携

このような機能を果たすために、日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて不足している社会資源を開発していく。

の2つの取組を基本として実施する事業である。

市町村におかれては、子育て支援に関する多様な施設や事業等の体制整備とともに、それらの体制を効率よく活用するために極めて重要な利用者支援事業について、積極的な活用をお願いしたい。

なお、利用者支援事業の実施に当たっては、本事業の普及と円滑な実施に資するため、主として基本型及び特定型の事業の目的や基本的な内容、実施方法等について整理した「利用者支援事業ガイドライ

ン」(平成26年10月6日府政共政第950号、26文科初第704号、雇児発1006第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)を发出しているので参考とされたい。特に、実施主体である市町村におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容等を十分ご理解いただき、子育て家庭にとって、適切な施設や事業等の円滑な利用につなぐ支援や、地域の子育て支援の更なる向上を図る必要があるため、本ガイドラインを必ず熟読していただくことが求められる。さらに、本事業を委託等により実施している市町村におかれては、委託事業者に対し、本事業の趣旨を正確に理解されるよう学習会を開催するなど、委託事業者の資質向上に努め、本事業が適切に実施されるよう継続的な指導をお願いしたい。

各都道府県におかれては、本ガイドラインの重要性を再度認識し、管内市町村に周知徹底するとともに、市町村担当者におかれては、必ず熟読し理解するようお願いしたい。

② 利用者支援事業の事業類型について

利用者支援事業は、支援の対象や目的により「基本型」・「特定型」・「母子保健型」の3つの事業類型に分類されており、利用者支援事業を実施する際は、支援の対象や目的、地域の特性などを総合的に考慮した上で、最適な事業類型を選択し実施するようお願いしたい。

なお、それぞれの事業類型の特色は以下のとおりである。

ア 基本型

「利用者支援」の取組として、身近な立場である利用者支援専門員が利用者の目線に立って、利用者の個別ニーズを的確に把握した上で、子育て支援に関する施設や事業等のみならず、医療・保健等の隣接する他の領域のフォーマルな事業や、近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルな取組も含め、その利用者に最もふさわしい支援のあり方を提示し、最適な子育て支援に関する施設や事業等の円滑な利用につなげていくよう支援する。

また、「地域連携」の取組として、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整・連携・協働の体制づくりや、子育て支援に関する施設や事業等のほか、隣接する他の領域のフォーマルな事業、あるいは地域のインフォーマルな取組も含め、地域の子育て支援に関わる社会資源について必要な情報を収集・蓄積し整理するものである。

なお、利用者の目線に立った寄り添い型の支援が重要となるため、地域子育て支援拠点や保育所など利用者が日常的、継続的に利用で

きる敷居の低い場所で実施することが有効と考えられる。

また、一定の場所での実施のみならず、両親（母親・父親）学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向いて、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供、保育に関する相談や情報提供等の取組を併用することも有効な手段である。

【具体的な相談内容例】

- ・ 子育て全般に関すること。
- ・ 突発な事情等による子どもの預かりに関すること。
- ・ 子どもの発達状況に関すること
- ・ 保育所や保育サービスに関すること

イ 特定型

待機児童の解消等を図ることを主たる目的として実施するため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう「利用者支援」を実施することとしている。なお、「地域連携」については、行政が地域連携の機能を果たすことを前提としているため、行政職員によるサポートが可能となる行政の窓口等が主たる実施場所になると想定される。

特定型の実施に当たり、行政における利用者支援事業の担当職員は、こうした特定型の特徴・意義を十分理解し、利用者の個別ニーズを引き出しやすい相談姿勢と寄り添い型の支援を心がけるとともに、一般の子育て支援に関する相談など特定型の守備範囲外の施設・事業等の利用が適当と思われる場合には、速やかにこれらの施設・事業等の担当部署につなぐ必要があることにご留意願いたい。

【具体的な相談内容例】

- ・ 保育所の入所に関すること
- ・ 保育サービスに関すること

ウ 母子保健型

市町村保健センター等の母子保健に関する相談機能を有する施設を実施場所として、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談支援や情報提供等を実施するものである。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は本事業に基づく支援のみならず、妊娠・出産包括支援事業などの様々な母子保健施策による支援等も必要であるため、関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦への支援を整備するための体

制作りを行うこととなっている。

【具体的な相談内容例】

- ・ 妊娠・出産・子育てに関すること
- ・ 母子保健サービスに関すること

なお、平成28年度の交付決定ベースによる実施箇所数は、基本型が471箇所、特定型が341箇所、母子保健型が633箇所となっており、実施市町村数は、620市町村（35.6%）と利用者支援事業の実施割合が低い
ため、積極的な事業の推進が必要となっている。

また、基本型・特定型については、少子化社会対策大綱において、2019（平成31）度末までに1,800か所の設置を目指すこととされており、平成30年度予算案においては1,206か所を計上し、母子保健型については、市町村への実態調査の結果を踏まえ、1,027か所を計上したところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

③ 相談等の記録及び管理について

相談を受けた際には、相談内容や個別ニーズの把握内容、支援等の事例経過について記録し管理しておくことが重要である。

これらの記録は、継続的な支援の資料とするほか、関係機関や関係者等との適切な情報共有や、継続的な支援を受けている利用者の状態に合わせた適切な支援内容の見直しの資料とするなど、幅広く活用するようお願いしたい。

なお、利用者とその家族への対応に十分配慮することが大切であるため、相談支援の記録の作成、関係機関や関係者等への閲覧等に関しては、前もって利用者の承諾を得ることが原則となる。

また、業務上知り得た個人情報適切に管理するため、保管方法、保管場所、閲覧権限、保存年限、個人情報に留意した廃棄方法等の記録の管理方法について、各自治体の条例や規則等に基づき実施するようお願いしたい。

さらに、本事業を委託等により実施する場合、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等について一定の規程を設けるなど、委託等に係る業務上知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じるとともに、委託先の職員に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させるよう努めていただきたい。

（2）加算事業について（関連資料10参照）

利用者の置かれた状況やニーズは多様であり、就労している利用者へ

の対応や、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への対応など、個別の家庭状況に即した支援が必要となる。

市町村におかれては、利用者の視点に立った機能強化の推進を進める必要があるため、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

① 夜間・休日の時間外相談加算

基本型と特定型において、就労している利用者など、通常の開設時間帯に相談できない利用者などを主として、夜間や休日の相談支援を実施し、きめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげる場合に加算することとしている。

実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、冒頭にも記載した利用者支援事業の目的を踏まえ、次年度の保育所等入所申込時期（期間）などの繁忙期のみの実施についても補助の対象としたので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：133か所（平成29年度交付決定ベース）】

② 出張相談支援加算

平成29年度より基本型と特定型において、様々なニーズに対応するため、一定の場所での実施のみならず、状況に応じて、両親（母親・父親）学級や乳幼児健診、地域で開催されている交流の場など様々な場所に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育て支援の情報提供、地域の保育所や保育の利用に向けた相談支援を実施した場合や、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への戸別訪問相談支援を実施した場合に加算することとしている。

特に戸別訪問相談支援については、困難な事情を抱えた子育て家庭のニーズや状況をいち早く把握することで、予防的な働きかけを行い、状態の更なる悪化の防止となるため、これらを積極的に活用し、早期発見・早期対応に努められたい。

実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、出張相談支援が必要と判断した時期（年度当初や乳幼児健診実施日等）に限った実施や、出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な実施についても補助の対象としたので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：63か所（平成29年度交付決定ベース）】

③ 機能強化のための取組加算

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村が、継続した支援を実施するため、平成29年度より、基本型と特定型において、夜間・休日の相談支援の実施や様々な場所への出張相談等を実施した上で、基本事業に従事する専任職員を2名以上配置し、利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための相談支援機能を強化した場合に加算することとしている。

なお、本加算の実施に当たっては、①又は②の加算事業の実施が要件となっているため、①又は②の加算事業を実施しない月は対象外となるためご留意願いたい。

【実施か所数：7か所（平成29年度交付決定ベース）】

（3）整備費について（関連資料11参照）

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- ・ 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

において実施しているところであり、それぞれの特色は次のとおりである。

① 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や大規模な改修、増改築などを実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

② 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

開設準備経費の簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して利用者支援事業を実施する場合に必要な

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

実施に当たっては、予定している改修工事等が次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕に該当するか、子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕に該当するかを適宜判断し実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（４）多機能型支援の取組について（関連資料12参照）

利用者支援事業は、「子ども及びその保護者の身近な場所」を実施場所としているが、これは、利用者の個別ニーズは、何気ない日常の会話（相談）から把握されることが多く、そうした会話（相談）を行うためには利用者が日常的・継続的に利用できる地域子育て支援拠点や保育所などの敷居の低い場所が有効と考えられるためである。

こうした地域子育て支援拠点や保育所等において利用者支援事業を一体的に実施するとともに、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）なども併せて実施する子育て支援（以下「多機能型支援」という。）の取組について、以下のような効果が確認されている。

- ・ 地域子育て支援拠点に子どもと遊びに来たついでに、利用者支援相談員と会話することで、少し気になっていたことを聞くことができるため、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決が図られ、子育て家庭に対して予防的な関わりを持つことができる。
- ・ 地域子育て支援拠点で併せて利用者支援事業を実施する場合、利用者にとって地域子育て支援拠点が通い慣れた日常的な場所であるため、利用者を感じる相談に対する抵抗感が軽減されている。

また、特別な相談窓口等に行くわけではなく、顔見知りの利用者支援相談員が対応してくれるため、利用者の相談に対する精神的負担が軽減されている。

- ・ 地域子育て支援拠点において実施されている一時預かり事業や子育て

て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用して「子どもを預けての相談」ができるため、利用者は子どもに気をとられることなく、相談に集中し、時間をかけてじっくりと話すことができる。

- ・ 「多機能型支援」を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる

なお、地域子育て支援拠点において利用者支援事業を併せて実施する場合は、利用者支援専門員と、地域子育て支援拠点等に従事する者が守秘義務等に留意しつつ、相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築することが必要である。

各自治体におかれては、「多機能型支援」を活用した利用者支援事業の積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

3. 地域子育て支援拠点事業について

(1) 地域子育て支援拠点事業の実施について

① 地域子育て支援拠点事業について（関連資料13、14参照）

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約7～8割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っている。

また、子育て親子が気軽に徒歩や自転車で移動できる範囲に設置されることが望ましいため、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）において、1万か所（中学校区に1か所）の設置を目標として掲げている。

なお、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019（平成31）年度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、平成30年度予算案には7,800か所を計上したところであるので、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 地域子育て支援拠点事業の実施について（関連資料15、16参照）

ア 地域子育て支援事業の実施について

地域子育て支援拠点事業は、以下の4つの基本事業を実施した上で、事業の実施状況により「一般型」と「連携型」の2つの事業類型に分けて実施している。

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

このうち、月1回以上開催する講習の内容については、原則地域子育て支援拠点を利用する子育て親子を対象とした子育て支援に関する講習等が主となるが、子どもとの時間を確保するための効率よい家事のテクニックや効果的な収納に関する講習、歯科（歯磨き）指導や栄養指導などの専門的な講習など、子育て親子のニーズや要望を幅広く取り入れて柔軟に対応しながら実施していただきたい。

また、講師については、地域子育て支援拠点に従事する職員が対応することも想定されるが、謝金等により講師を招いて実施することも差し支えないので、実施主体である市町村においては、子育て親子にとって有意義な講習を常に検討し積極的な実施をお願いしたい。

イ 専任職員の配置要件について

地域子育て支援拠点事業の職員配置要件について、実施要綱による一般型の職員配置要件は、専任職員を2名以上配置することとなっている。専任職員とは、地域子育て支援拠点を開所している時間帯を通して必ず配置されるものであり、配置された専任職員は、地域子育て支援拠点の開設時間帯は地域子育て支援拠点事業以外の業務に従事できないため十分ご留意願いたい。

また、連携型は専任職員を1名以上配置することとなっているが、これは連携型の実施場所である児童館等の児童福祉施設等に従事している職員等のバックアップ（協力）を受ける体制を整えることが要件となっているので、こちらも十分ご留意願いたい。

ウ 出張ひろばについて

出張ひろばは、平成19年度に策定された「地域子育て支援拠点事業実施要綱」において、「出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。」と要件が記載され、本格的な地域子育て支援拠点事業を実施するための準備期間として実施するための加算事業として位置づけられた。

この要件は、平成22年度の実施要綱から削除されたが、これまで出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件は、原則年間を通して同じ場所で実施することと運用してきた。

しかしながら、子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じてはいるが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年度より、これまでの実施要件に加え、実施元である地域子育て支援拠点が複数の場所において出張ひろばを週1～2日、かつ1日5時間以上実施する場合も加算の対象とする運用の見直しを行う予定であるので、市町村におかれては、出張ひろばの実施について、積極的な活用に努めていただきたい。

エ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における国庫補助基準額の月割りについて

これまで、交付要綱のうち地域子育て支援拠点事業における対象経費の実支出額と比較する国庫補助基準額については、年額のみとしていたが、平成30年度より、事業実施月数が12月に満たない場合の国庫補助基準額は、各基準額ごとに算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じて算出された月割り額とする予定であるのでご留意願いたい。

なお、年度途中に開設日数の変更等により比較する基準額が複数となる場合は、それぞれの事業実施月数に応じて算出された基準額（月割り額）と比較するようお願いしたい。

オ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における常勤職員の取り扱いについて

交付要綱における「常勤職員を配置する場合」の常勤職員とは、原則として地域子育て支援拠点事業に「週40時間程度従事する者」を想定している。

しかしながら、「常勤」は法令等による定義がないため、最終的には、実施主体である市町村が、地域性や地域における雇用環境、勤務体系などを考慮した上で、条例等により「常勤職員」の定義を定めている場合を含め、「常勤職員」について柔軟に判断することが必要となる。

このため、判断に当たっては、対外的な第三者に対して的確に「常勤職員」の考え方を説明できるように論拠を整理しておくようご留意願いたい。

カ 子育て親子の安全確保について

地域子育て支援拠点を利用する子育て親子の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各市町村におかれては、事故等の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう引き続き子育て親子の安全・安心な居場所づくりを

進めていただきたい。

さらに、利用親子の入退館を管理・記録し、利用親子の状態を見極めた予防的な関わりに努めるとともに、安全な利用環境の確保に努めていただきたい。

(2) 整備費について（関連資料17参照）

地域子育て支援拠点事業の実施場所の整備に対する支援は、

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- ・ 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業〔ソフト交付金〕

において実施しているところであり、それぞれの特色は次のとおりである。

① 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や大規模な改修、増改築などの改修工事を実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

② 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

地域子育て支援拠点を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

開設準備経費の簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要な

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

③ 児童虐待・DV対策等総合支援事業〔統合補助金〕

既に実施している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

児童虐待・DV対策等総合支援事業の簡易な修繕とは、これまで実施している施設の改修及び、移転に伴う既存施設の改修により地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要なものとなる

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

なお、②又は③の選択に当たっては、地域子育て支援拠点事業が新規か継続かを確認した上で、改修等の規模を判断し実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

(3) 指導者養成等研修（地域の子育て支援機能等強化事業）の実施について

地域子育て支援拠点事業の従事者等を対象として、平成27年度から厚生労働省の委託事業により「地域の人材による子育て支援活動強化研修」を実施しているところである。本研修は、地域で実施されている子ども・子育てに関する先駆的・創意工夫のある取組等について知識の習得、情報共有等を行い、受講者の知見や支援技術の向上を図るとともに、各受講者が地域の指導者的立場に立ち、その地域の実践者等に対して、研修で得た情報や事例等を周知し、効果的な実践につなげていくことで、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として実施しているものである。【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。平成29年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託）】

平成29年度においては、全国セミナーを1か所（高知市）、ブロック研修を4か所（郡山市、名古屋市、金沢市、東京都渋谷区）で開催し、地域子育て支援拠点において取り組むべき4つの基本事業の再確認や利用者支援事業や一時預かり事業等其他の子育て支援事業との連携の必要性

や効果的な実践方法等を主な研修内容として実施したところである。

地域の子育て支援の強化には、こうした研修を通じて、各地域での取組の経験・ノウハウの共有、普段の活動内容の評価などを行うことが必要であり、平成30年度も引き続き本研修を実施することとしているので、平成29年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講をお願いしたい。

なお、平成30年度における本研修の開催地は今後決定することとなるが、開催地となられた場合にはご協力をお願いしたい。

(4) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業の創設について

(関連資料18参照)

これまで、地域子育て支援拠点事業の職員研修については、(3)の指導者養成等研修のほか、

- ・ 新たに地域子育て支援拠点に従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」【実施主体：都道府県、市町村】の実施に係る費用に対して必要な予算を計上してきたところであるが、平成30年度予算案において、

- ・ 中堅職員に必要な知識・技能等の習得等資質の向上を図るために、「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」【実施主体：都道府県、市町村】

を新たに創設し、都道府県や市町村において専門的な研修を実施するために必要な費用を補助することとした。このため、本研修事業の実施を通じて、地域子育て支援拠点において、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただきたい。

また、一部の自治体におかれては、すでに独自の研修事業として、地域子育て支援拠点事業の資質向上のための職員研修を実施していると承知しているが、本研修事業をご活用いただき、受講対象者枠を広げる、研修回数を増やすなど、職員の質の向上にご尽力いただきたい。

各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村が本研修事業を実施する際に、地域子育て支援拠点事業に精通した者や大学の教職員等を講師として紹介するなど、職員の資質向上に向けた積極的な事業の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

(5) 多機能型支援の取組について（関連資料19参照）

地域子育て支援拠点において、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業などを

併せて実施する子育て支援の取組（以下「多機能型支援」という。）に対しては、地域における総合的な子育てに関する支援拠点として多様かつ複合的な支援効果が期待できるとして、多機能型支援を実施する市町村が増えつつある。

多機能型支援の取組状況等に関して調査研究した「親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援事業の実践状況等に関する調査研究報告書」（平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によると、

- ・ 地域子育て支援拠点での交流支援を中心として、子育て援助活動支援事業の登録や必要に応じて他の子育て支援サービスにつなぐことができるため、無理なく子育て支援事業の活用が図られ、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決に向けた支援の予防的な機能が発揮される。
- ・ 子育て親子にとって日常的な場所である地域子育て支援拠点において利用者支援事業を利用できるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される。

また、利用者支援事業を利用してじっくりと相談したい時など、地域子育て支援拠点の職員によるサポートや一時預かり事業などを利用した「子どもを預けての相談」ができるため、子どもに気をとられることなく集中して相談することができる。

- ・ 地域子育て支援拠点で併せて実施している一時預かり事業や子育て援助活動支援事業の預かりは、その様子が拠点に遊びに来た他の子育て親子からも見える「保護者に見える預かり」であるため、事業の様子や内容を理解した上で利用できる。また、日頃から顔なじみの職員が子どもを行き慣れた場所で預かってくれるため、親にとって安心感を持って子どもを預けることができ、子どもにとっては、預けられることに不安感やストレスが軽減されることができ。
- ・ 多機能型支援を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。

などの支援効果が見込まれるため、子育て支援の有効な取組であると考えられる。

このため、各自治体におかれては、地域における総合的な子育て支援拠点としての役割が益々期待される「多機能型支援」の必要性・有効性について十分了知いただくとともに、積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

（6）地域子育て支援拠点と関係機関との連携について

① 乳幼児触れ合い体験の推進について（関連資料20参照）

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の1つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、実施に当たっては、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いする。また、管内市町村においても、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

② 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されることとされている。地域子育て支援拠点に関係する法改正のポイントとしては、

- ・ 法第106条の2では、相談支援を担う事業者（地域子育て支援事業者）が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたこと。

例えば、義父の介護、夫の失職が重なり、身体的、精神的負担が重い子育て中の母親からの相談を受けた際に、地域包括支援センターや福祉事務所につなぐ場合などが想定される。

- ・ 法第106条の3第2項では、地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う体制の整備を市町村の努力義務としたこと。同規定に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）において、市町村に対して、地域住民の相談を包括的に受け止める場とし

て、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点等の福祉制度に基づく相談支援機関等、社会福祉法人、NPO法人等を例に挙げ、地域の実情に応じて協議し、適切に設置する必要があることを示している。

が挙げられる。

地域子育て支援拠点を既に設置している、これから設置する予定のある管内市町村に対して、上記のポイントを周知していただくようお願いしたい。

③ ペアレントプログラムの推進について（関連資料21参照）

平成28年に発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）の一部が改正され、第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立してしまったり、その結果児童虐待につながってしまったりということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族とその関係者に対し支援するよう努めることとなり、これを踏まえ、「ペアレントプログラムの導入促進について」（平成29年9月22日付け事務連絡）を発出し、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施につき、周知を図ったところである。

ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを親子で実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

このため、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、職員の資質向上につながるため、市町村におかれは、積極的に活用いただくようお願いしたい。

（7）地域子育て支援拠点事業の経営状況等調査について

平成29年度において実施した、地域子育て支援拠点事業の経営状況等調査については、大変お忙しい中、ご協力いただき感謝申し上げます。ご

報告いただいた内容については、取りまとめ次第調査結果を公表する予定であるのでご了知いただきたい。

なお、平成30年度においても、今後の地域子育て支援拠点事業の運営改善に向けた検討に資するための基礎資料を得ることを目的に、引き続き地域子育て支援拠点の経営状況等について調査を実施する予定であるため、各自治体におかれては調査へのご協力をお願いしたい。

(8) 会計検査院の現地検査における指摘事項について

会計検査院が平成28年度に実施した現地検査において、地域子育て支援拠点事業に係る執行について、以下のとおり、国庫補助金等の過大交付の指摘等を受けたところである。

① 専任職員の配置不足に係る指摘について

一般型の地域子育て支援拠点事業の実施要件に、事業の実施に当たり専任職員を2名以上配置することとなっているが、開設期間中の一部の期間や時間において、専任職員を2名配置せず実施していたため、実施要件を満たすことができず、国庫補助金等が過大に交付される事態が見受けられた。

このような事態が発生した原因の一つとして、市町村担当者の実施要綱への理解が不十分であったことが考えられる。市町村においては、担当者をはじめとした地域子育て支援拠点事業に関わる職員等を対象に実施要綱の理解促進に努めていただきたい。

なお、地域子育て支援事業を委託等により実施する場合は、委託事業者に対する市町村の指導等が不十分であったことが考えられるため、市町村においては、委託事業者からの報告書類等に対する審査や実施状況の確認を厳格に行うとともに、委託事業者を対象として、実施要綱に対する理解促進を図るための説明会を開催するなど具体的な対応をお願いしたい。

② 「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」に係る指摘について

当該加算事業は、地域子育て支援拠点の開設場所や近接施設において、一時預かり事業や放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、市町村独自の子育て支援事業（以下「他の子育て支援事業」という。）を、市町村から委託等を受けた事業者が実施する場合に、地域子育て支援拠点が、機能強化の取組を委託等された事業者とネットワーク化を図り、連携しながら地域の子育て家庭に対

し、よりきめ細かな支援を実施する場合に地域子育て支援拠点事業の加算の対象としている。

しかしながら、他の子育て支援事業を他の事業者へ委託等を行わず、市町村自らが実施している場合に当該加算分を計上してしまったため、実施要件を満たすことができず、国庫補助金等が過大に交付されている事態が見受けられた。

このような事態が発生した原因の一つとして、市町村担当者の実施要綱への理解が不十分であったことが考えられる。市町村においては、担当者をはじめとした地域子育て支援拠点事業に関わる職員等を対象に実施要綱の理解促進に努めていただきたい。

なお、地域子育て支援事業を委託等により実施する場合は、委託事業者に対する市町村の指導等が不十分であったことが考えられるため、市町村においては、委託事業者からの報告書類等に対する審査や実施状況の確認を厳格に行うとともに、委託事業者を対象として、実施要綱に対する理解促進を図るための説明会を開催するなど具体的な対応をお願いしたい。

また、当該加算事業は、地域子育て支援拠点事業の機能強化として多様な子育て支援を行い、かつ地域のネットワーク構築を進めるため、他の子育て支援事業との連絡調整等に費用がかかると考え、地域子育て支援拠点事業に対して加算するものであるため、その経費を他の子育て支援事業の財源として充当できないので併せてご留意願いたい。

これらの指摘事項については、昨年度の全国児童福祉主管課長会議でも周知しており、各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村におかれては、適正な補助金の執行について努めていただきたい。

(9) 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）」において、

- ・ 地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号）の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

とされており、本内容について、内閣府から出されている「自治体向けFAQ【第15版】」（平成29年3月8日）を今年度中に改正し、地方自治体にお示しする予定であるので、ご承知おきいただきたい。

4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

（1）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（関連資料1参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、地域における育児の相互援助活動を推進するため、乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業である。

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）においては、2019（平成31）年度までに950市町村での実施を目指すこととされており、平成30年度予算案においては906市町村分計上しているため、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

なお、平成30年度の交付申請より、事業の実施状況を把握するため、基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、預かり及び送迎の年間延べ利用件数をご提出いただくこととする予定であるので、ご承知おきいただきたい。

また、平成29年度より予算計上している土日実施加算については、平日働いている方等が、会員登録の際に参加する事業説明会や、実際に援助を受ける際に事前に行うアドバイザー等の立ち会いによる会員同士の顔合わせに参加できる機会を増やすために設けているものであり、平成30年度予算案にも引き続き計上しているため、ファミリー・サポート・センター事業による援助を必要とする方が適切に利用できる環境を整備するため、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

さらに、入会申込書類の電子化（インターネットによる申込受付）や、地域子育て支援拠点で事業実施することにより、地域子育て支援拠点を利用する保護者がファミリー・サポート・センター事業の様子を知る機会を増やすとともに、地域子育て支援拠点の利用と併せて入会申込もできるようにするなど、援助を必要とする方が円滑に利用できるような工夫についても、ご検討いただきたい。なお、地域子育て支援拠点でファミリー・サポート・センター事業を実施している事例については、関連資料14をご参照いただきたい。

（2）援助を行う会員の人材育成及びアドバイザーの資質向上について

預かり中の子どもの安全対策等のため、「子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙。以下「実施要綱」という。)に規定する講習を修了した会員、又は子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した会員が活動を行うことが望ましいとしているところであるが、子育て支援員研修の地域保育コースのファミリー・サポート・センター事業専門研修については、今年度の交付申請件数が41自治体に止まっている状況であり、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

また、問題を抱えた親や障害児、ひとり親家庭などの困難ケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増してきていることから、アドバイザーの資質向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資するため、ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業を平成27年度から実施しているところであるが、今年度の交付申請件数が12都県に止まっている状況である。本事業は、今年度、広く実施していただくため、実施主体を都道府県から都道府県及び指定都市としたところであり、事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

(3) 事故報告等に関する児童福祉法施行規則の一部改正について

本事業においては、これまで「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における事故の報告について」(平成27年3月27日付け雇児職発0327第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長通知)(以下「事故報告通知」という。)により、重大事故が発生した場合に、厚生労働省及び消費者庁へご報告いただいていたところであるが、平成29年11月10日付けで児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、市町村に対して、本事業に関わる事故の把握及び事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ都道府県知事へ報告することが義務づけられた。

また、上記の児童福祉法施行規則の一部改正等を踏まえ、事故報告通知を廃止し、新たに事故が発生した場合の報告方法等について整理した「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当及び認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び健康教育・食育課長並びに厚生労

働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長及び家庭福祉課長連名通知)を發出しており、重大事故については、引き続き、都道府県等を経由して国へ報告を行うこととしているので、ご了知の上、管内市町村及び事業者に対し、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるよう周知をお願いする。

○重大事故の内容

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

なお、集約した重大事故に係る報告の情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

また、今般の児童福祉法施行規則の一部改正により、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されたところであり、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いする。さらに、今年度、実施要綱において、提供会員への緊急救命講習を必ず実施するよう規定したところであり、管内のファミリー・サポート・センターにおいて確実に実施されるよう、ご尽力いただきたい。

（４）平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、地方公共団体からの提案を踏まえ、

- ・ 子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を平成30年4月に改正する。
- ・ 会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる

こととされたところである。

子どもの預かり場所に関しては、別冊資料2の実施要綱案のとおり
改正する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

また、会員数要件に関しては、検討材料を得るため、本事業全体の
実施状況に係る調査を実施したところであるが、調査に当たっては、
各都道府県及び市町村より多大なご協力を賜り感謝申し上げます。本調
査結果については、取りまとめ次第、厚生労働省ホームページにて公
表する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

5 児童厚生施設について

(1) 児童館・児童センターの運営について

児童館・児童センターについては、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」（平成23年3月31日雇児発0331第9号）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示している。

<児童館の活動内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③保護者の子育て支援 | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ⑦放課後児童クラブの実施 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図られたい。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられている。

虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参画が期待される場所であるが、現状では、全国で356市区町村（20.6%）（平成28年要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査）に止まっており、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地域における児童館活動の一部を児童館ガイドラインの活動内容に照らしてまとめた「児童館実践事例集」（平成25年3月）を厚生労働省ホームページに掲載しているため、児童館活動の推進のための参考資料として周知いただきたい。

（2）児童館ガイドラインの見直し等について（関連資料22参照）

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置。以下「専門委員会」という。）では、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っているが、平成30年度予算案においても、引き続き『児童館等における「遊びのプログラム等」の開発・普及』に係る経費を計上し、平成29年度までの成果を踏まえ、各地域の児童館等において、遊びのプログラム等を実施し、検証・分析を行うとともに、さらにそのプログラムの全国的な普及を図るための実践マニュアル（仮称）を作成することとしている。（関連資料22参照）

また、専門委員会の下に、当該委員と外部有識者で構成する「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置（平成29年2月）し、児童館のあり方及び児童館ガイドラインの見直しについて議論してきたところである。

本ガイドラインについては、平成23年3月発出以降、地域の児童館の運営や活動の向上を図る上で一定の役割を果たしてきたが、この間に、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年）やいじめ防止対策推進法（平成25年）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年）等が施行され、平成28年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正では、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等の理念が明確化されたため、子どもの健全育成に係る関係法令との整合が課題となっている。

さらに、上記（1）に記載したとおり児童館が果たす役割が広がる中、平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」報告書（概要版）によると、全国の児童館・児童センターを対象とした悉皆調査の結果、例えば、児童館ガイドラインの活動内容に位置付けられている「子どもが意見を述べる場の提供」の取組は、平成23年度の調査結果の42.7%

から59.0%に伸びているほか、今日的課題に対応する取組を行う児童館・児童センターの割合は、小学生のランドセル来館の取組が26.3%、小学生への食事の提供の取組が7.1%、中学生への学習支援の取組が6.5%、子どもの虐待事案の発見・対応が15.2%であるなど、こうした結果を踏まえ、児童館に期待される機能・役割の見直しが提言されている。

先般3月12日に開催されたワーキンググループにおいて、改正児童館ガイドライン(仮称)素案(たたき台)が提示され、現行のガイドラインに、新たに児童館の施設特性、社会的責任、子ども理解(発達面の特徴等)、子どもの遊びの意義、子育て支援の充実、子どもの安全対策等の内容が盛り込まれ、児童館の機能・役割をより明確化し、今日的課題に対応する活動内容の充実を図ることなどの検討が進められている。今年度内には、専門委員会において「改正児童館ガイドライン(仮称)」(素案)をまとめ、平成30年度中に、「改正児童館ガイドライン(仮称)」を発出する予定であるので、各自治体におかれては、新たなガイドラインの内容に沿った機能の充実や体制整備等の検討に着手いただくようお願いしたい。

なお、児童館ガイドラインの見直しの議論の経過等詳細については、厚生労働省ホームページに「遊びのプログラム等に関する専門委員会」及び「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」として掲載しているので、ご参考としていただきたい。

(3) 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

① 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成28年度において、児童館での実施が957か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

② 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえ

で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

③ ひとり親家庭の子どもの居場所づくり（関連資料23、24参照）

昨今、特に課題となっている子どもの貧困対策について、ひとり親家庭支援対策の推進として、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施しているが、平成30年度予算案においても引き続き本事業を実施することとしているため、児童館での実施について、積極的にご検討いただきたい。

④ 乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の一つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていることを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））を活用して、乳幼児親子と中・高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただき、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

（4）児童館等に従事する者の人材育成について

① 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成

リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度は、平成30年1月20日（土）及び21日（日）に開催し、平成30年度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

② 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

本年度の国への協議件数は、15県・市に止まっており、全都道府県で児童館を設置（市町村単位では、53.6%が設置）しているにもかかわらず、実施状況の低調さが目立っている。実施自治体の中には、例えば、仙台市では、「子どもの問題解決のための家庭支援のあり方」、「学齢期の発達」、「運動遊び」などをテーマとした児童厚生員向けの実践に即した研修を実施するとともに、児童館長を対象とした「学校・地域との連携」、「運営状況の事例研修」を実施するなど、児童館職員のスキルアップのための研修を年8回開催している事例も見られ、児童館の機能強化に自主的に取り組んでいる自治体もあるため、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

（5） 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域の子どもの健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

6 児童委員について

(1) 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行、子どもの自殺や貧困等が後を絶たない状況にあり、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している。また、地域社会においても都市化、核家族化に伴う地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。こうした中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動している児童委員・主任児童委員の必要性は高まっているが、一方地域によっては、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民への周知や関係機関における理解・浸透の不十分さが課題として挙げられている。

児童委員・主任児童委員が乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるように、活動環境の整備に向けた取組の一層のご協力をお願いしたい。

(2) 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動の他、関係行政機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、虐待を受けている子どもを始めとする要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、市区町村の要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の構成員として積極的に参加させることが求められる。なお、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）との関係で、児童福祉法第25条の3に基づき、地域協議会が児童委員・主任児童委員に対し、情報の提供や必要な協力を求めることを躊躇する例などが見受けられる。この場合は、個人情報保護法

上の「法令に基づく場合」に該当し、法律に違反することにもならず、また、地域協議会の構成員となることで児童委員・主任児童委員にも、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられるため、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応を円滑に行っていく上で、地域協議会への参加が重要と考えているので、留意されたい。また、児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生防止・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

地方自治体におかれては、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的かつ積極的に企画・実施していただくようお願いしたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことのできる環境づくりに努めていただくようお願いする。

7 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織においては、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、各地域で多様な子育て支援活動を実施している。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に「乳幼児触れ合い体験」に関する内容が盛り込まれているが、「乳幼児触れ合い体験」の実施に当たり、地域の乳幼児親子と関わりのある母親クラブや子育てNPO等の地域組織と中学校や高等学校等との協力関係・連携が図られるよう、管内市町村への情報提供及び助言等をお願いしたい。なお、「乳幼児触れ合い体験」を実施する際は、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））の活用が見込めるので、積極的に実施していただくようお願いしたい。

また、行政が地域組織と積極的に連携し、子どもの健全育成や子育て支援に効果的に取り組んでいる例をとりまとめた「行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～」（平成23年10月20日雇児育発1020第1号）を厚生労働省ホームページに掲載しているため、地域組織活動の推進のための参考資料として周知いただきたい。

なお、母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるため、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

8 児童福祉週間について（関連資料25参照）

（1）趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

（2）児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成29年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただいたことに、御礼申し上げます。当該期間中、9,720作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成30年度児童福祉週間の標語と決定した。

<平成30年度児童福祉週間標語>

あと一歩 力になるよ その思い

伊藤 里空乃さん 8歳 千葉県

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

9 児童福祉文化財について（関連資料26参照）

（1）推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、平成29年度は、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で57作品が推薦された。

（2）広報・啓発について

厚生労働省は、推薦された児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」としてまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介するため「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。平成30年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館、放課後児童クラブ、児童福祉施設等に広く周知していただくようお願いしたい。

（3）文化芸術推進基本計画（第1期）の策定等について

平成29年6月に改正された文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」を定めなければならないとされた。

本年3月6日に閣議決定された「文化芸術推進基本計画」では、期間を2018年（平成30年）度から2022年度までの5年間（第1期）とし、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、この6つの戦略に対応する基本的な施策（「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」）の中に、児童福祉文化財の広報・啓発等が盛り込まれている。地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌（参考に）して、地方文化芸術推進基本計画を策定することなどが法律上努力義務とされたところであり、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に

努めることが求められることになるので、広報・啓発に協力して、取り組んでいただきたい。

文化芸術推進基本計画（平成30年3月6日閣議決定）（抜粋）

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

4 戦略4 関連

- 子供の道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子供の健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果をもつ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行う。
- 優れた児童福祉文化財のポスター・年報等を作成し、地方自治体等と連携して、広報・啓発に取り組む。
- 子供の健やかな成長、子供や家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、地方自治体等と連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子供を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。

10. 子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について

(関連資料27参照)

(1) 子ども・子育て支援を担う人材に対する研修の充実について

① 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施しているところであり、各自治体におかれては、本事業のより積極的な活用をお願いしたい。平成30年度予算案では、職員の資質向上・人材確保等研修事業において、多様化した事業メニューの集約化を図るとともに、地域子育て支援拠点事業所に従事する職員に必要な知識・技能等の習得等資質向上を図るため新たに「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」を設けることとしており、積極的な取組をお願いする。

なお、追って事前協議を実施するので予めご承知置き願いたい。

② 子育て支援員研修の充実について

子育て支援員研修については、平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」により、研修科目やその内容を定めている。また、平成27年5月21日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」においては、各研修科目毎のシラバスを定め、研修実施者間での研修内容の標準化を図っているところである。

さらに、子育て支援員研修に係る研修内容の更なる充実及び標準化を図るためシラバスをより詳細にした「標準的な履修・指導内容」を作成し、厚生労働省ホームページに掲載(※)しているので、実情に応じて活用いただき、引き続き本研修事業への積極的な取組をお願いする。

(※) 掲載先

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp160510-01.html

③ 子育て支援員研修の積極的実施について

子育て支援員は、子ども・子育て分野の各事業における従事が期待されているところであり、各自治体におかれては、子育て支援の各分野において、必要な養成者数等を把握した上で子育て支援員研修を積極的に実施いただき、多様な人材の確保に努めていただきたい。

特に、放課後児童クラブについては、「新しい経済政策パッケージ」を踏ま

え、「放課後子ども総合プラン」に基づく2019（平成31）年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保を、平成30年度までに1年前倒しして実施することとしており、その担い手となる放課後児童支援員及び補助員を確保する必要がある。補助員については、子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修（放課後児童コース）の修了を推奨しているので、人材の確保に苦慮している自治体におかれては、活用いただきたい。

④ 子育て支援員研修に係る公開プロセスへの対応

厚生労働省において実施された平成29年度の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る行政事業レビュー公開プロセスにおいて、研修の受講方式及び修了評価に係る以下のコメントが出されたところである。

（コメント抜粋）

できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、eラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については、広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また、研修効果の評価方法についても工夫すべきである。

これを受け、平成30年度においては子育て支援員研修におけるeラーニングの活用や修了評価の方法に関する調査研究を実施する予定しているので、ご了解願いたい。

（2）子ども・子育て支援推進調査研究について

子ども・子育て支援に関する課題や問題点等について検討・検証するための調査研究事業を実施している。現在、平成30年度の公募テーマの詳細は検討中であるが、追って公募を行う予定であるので、御承知おきいただくとともに、公募が行われた際には管内市町村及び関係法人に周知をお願いする。

1 1. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について（関連資料1参照）

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

平成30年度当初予算案においては、71.3億円を計上しており、以下のとおり、その内容等を充実する予定であることから、積極的に活用いただきたい。

- ・ 新たに児童相談所設置市となる中核市・特別区が児童相談所一時保護所を整備する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるよう施設整備を行う場合の補助の加算を創設する
- ・ 児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など安全対策に必要な整備に対する支援を継続する

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成30年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.3%増の改定を行う予定（注）であるのでご周知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心子ども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 児童福祉施設等の耐震化等の推進について

ア 児童養護施設等の耐震化については、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%（平成28年3月現在の社会福祉施設等全体の耐震化率は89.6%）とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。平成30年度当初予算案では、次世代育成支援対策施設整備交付金において、引き続き耐震化等整備事業を継続することとしており、耐震化が図られていない児童養護施設等については、本交付金を積極的に活用いただき、できるだけ早期に全ての施設で耐震化が図られるよう、計画的な取組の推進をお願いする。

また、耐震診断費用（公立保育所を除く。）については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施）により、国が費用の1/3を助成することとしているので、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や

社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いする。

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備についても、引き続き推進していただくようお願いする。

イ 民間社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い民間社会福祉施設について、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成30年度においても継続することとしているので、各都道府県市におかれてはこれらの施設について速やかな対応をお願いする。

④ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（平成28年5月13日）が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について、社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方をお願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの制度等を

積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いします。

⑤ 木材利用の推進及びCLTの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いします。

⑥ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備に当たっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いします。

⑦ PFI手法を活用した施設整備の推進について

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資するPFI事業については、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省としても、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進しているところであり、次世代育成支援対策施設整備交付金等においても、財政支援の対象としているので、PFI手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いします。

(参考) 内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

⑧ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、平成30年度も引き続き実施する予定であり、平成29年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成30年度末まで延長することとしているので、ご了解願いたい。

(実施期限を平成30年度末まで延長する事業)

- ア 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- イ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- ウ 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- エ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

⑨ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を发出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号)
- ・ 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号) など

⑩ 予算の執行に係る適正化について

平成26年度の子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)について会計検査院より

- ・ 対象経費の実支出額及び補助基準額の算定に誤りがあり、助成額が過大に算定されていたとの指摘があったこと

から、安心子ども基金の取扱いについては、交付要綱等に即した適正な事務が行われるよう指導をお願いします。

⑪ 財産処分について

厚生労働省子ども家庭局所管の一般会計補助金等を受けて整備した児童福祉施設等を補助目的以外に転用等の財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」や「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日雇児発第0417001号）等に基づき、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の承認を得る必要があるが、これらの承認を得ることなく財産処分を行う等の事例が見られるところである。

この財産処分の対象となる一般会計等の補助金等には、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金だけでなく、少子化対策臨時特例交付金や子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）等により取得し又は効用の増加した児童福祉施設等も含まれるものであり、管内市町村や社会福祉法人等への周知・指導を含め、財産処分の適切な事務手続を徹底されたい。

（２）児童福祉施設等の防災対策等について

① 児童福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあっては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十

分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

イ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

ウ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理

者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

エ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いする。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入等を積極的に行っていただくようお願いする。

② 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく財政支援について

平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助単価の引き上げ（通常の単価の1.32倍）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施しているところである。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

③ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のもので残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される場所。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）
（平成30年2月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

（3）児童福祉施設等の運営について

① 苦情処理・第三者評価等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)においては、その処遇について入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いする。

ウ 児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

なお、社会福祉法人がその実施を目的とする社会福祉事業等の指導監査については、一部の社会福祉法人の大規模化等に伴い、社会福祉法人の社会福祉事業等に社会福祉関係法令の違反があった場合、当該社会福祉法人の同種の社会福祉事業等の指導監査を行う他の都道府県等の行政庁と必要な連携を行った上で、その指導監査に当たるべきところ、こうした連携が十分に行われていない事案が見受けられることから、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」(平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号)が発出されたところであり、当該通知に基づき、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただくようお願いする。

② 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」(平成29年

12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡)

- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ 「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000187294.pdf>
- ・ 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡)
- ・ 「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて」(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡)
- ・ 「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

③ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設(以下「学校等」という。)の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉

的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、平成30年度予算案では、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としたところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。

この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成28年5月27日雇児保発

0527第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)
- ・ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第6号、雇児職発0331第1号、雇児福発0331第2号、雇児保発0331第2号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知)
- ・ 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・ 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

⑤ 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁(建築主事を置いている地方公共団体)へ報告することを義務づけている(定期報告制度)。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご存知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。

また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

《児童福祉施設等のうち報告対象となる施設》

助産施設及び乳児院及のうち、以下のいずれかに該当するもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの)を建築基準法施行令(委任告示を含む)で報告対象として指定。

- ・ 当該用途が3階以上の階にある場合
- ・ 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
- ・ 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの

基準で指定することが可能である。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

⑥ 消費者事故等が発生した場合の通知について

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、「消費者安全法」（平成21年法律第71号）第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いする。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡、平成27年5月29日事務連絡（再周知））

12. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について (関連資料28参照)

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施している。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業)

- ① 子ども健やか訪問事業（避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う）
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

[関連資料：子育て支援課]

平成30年度予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課

目次

I	放課後児童対策について	2
	1. 運営費等	3
	2. 施設整備費	8
	3. その他(放課後児童支援員等研修関係)	9
II	利用者支援事業について	11
III	地域子育て支援拠点事業について	12
IV	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について	13
V	次世代育成支援対策施設整備交付金	14
VI	児童館・児童センターの整備及び質の向上について	15
VII	東日本大震災からの復旧・復興への支援	17

Ⅰ 放課後児童対策について

○放課後児童クラブの拡充

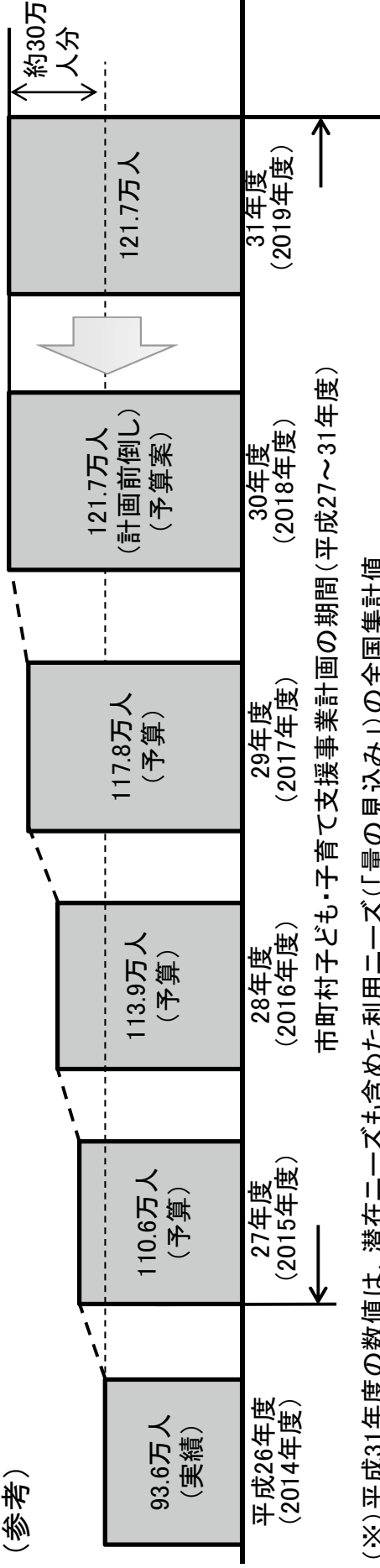
(平成29年度当初予算額) 725.3億円 → (平成30年度予算案) 799.7億円

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

《参考》新しい経済政策パッケージ

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

(参考)



(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):

1,188億円の内数(1,076億円の内数)

1. 運営費等 655.7億円(587.8億円)

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後児童健全育成事業(運営費)

(ア) 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 4,306千円(4,306千円) ※児童数36~45人の場合

② 放課後子ども環境整備事業

ア 放課後児童クラブ設置促進事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 12,000千円(12,000千円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

(ア) 事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ) 補助基準(加算)額(案): 1,000千円(1,000千円)

※ 上記各事業の補助率: 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):5,000千円(5,000千円)

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,796千円(1,796千円)

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):2,996千円(2,996千円)

イ 移転関連費用補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円(2,500千円)

※ 上記各事業の補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

ウ 土地借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円(6,100千円)

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):466千円(466千円)

(2)質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):(i)1,575千円 (1,541千円) (ii)3,012千円(2,904千円)

※ 上記各事業の補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

② 障害児受入強化推進事業

(ア) 事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1,796千円(1,796千円)

※医療的ケア児がいる場合の支援 3,847千円(3,847千円)

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 559千円(559千円)

※ 上記各事業の補助率: 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i) 放課後児童支援員を対象に年額12万5千円(月額約1万円)

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に(i)と合わせて年額25万1千円(月額約2万円))

(iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に(ii)と合わせて年額37万7千円(月額約3万円))

(イ) 補助基準額(案):(i)125千円(124千円)[1人当たり年額]

(ii)251千円(248千円)[1人当たり年額]

(iii)377千円(372千円)[1人当たり年額]

※ 上記各事業の補助率: 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

2. 施設整備費 143.9億円(137.5億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):
168億円の内数(163億円の内数)

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

- ①実施主体:市町村
- ②補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等
- ③補助基準額(案):
 - ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 53,124千円(51,426千円)
[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]
 - イ 上記以外の場合:26,562千円(25,713千円)
 - ウ 土地借料加算 : 6,100千円(6,100千円)
- ④補助率:

[【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3]

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は子育て安心プラン実施計画の採択を受けている場合は、補助率の嵩上げを実施(平成28年度～)

[【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市町村1/6
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4]

3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

- (1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業
① 放課後児童支援員認定資格研修事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県(一部委託可)

(ウ) 補助基準額(案): 厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

② 放課後児童支援員等資質向上研修事業

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(案): 厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県・市町村1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修):
22.1億円の内数(28.1億円の内数)

(2) 指導者養成等研修事業
○ 都道府県認定資格研修講師養成研修

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修):

1. 3億円の内数(1. 3億円の内数)

(ア) 事業内容

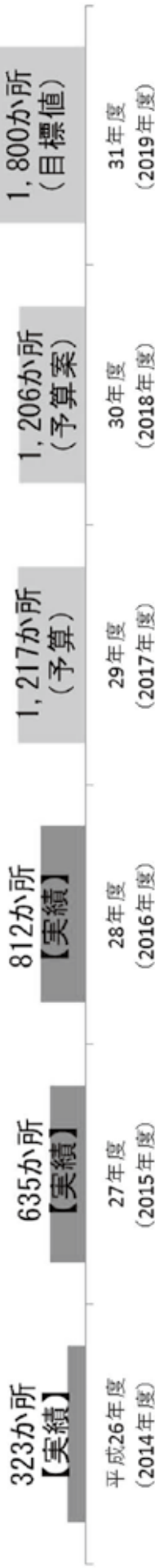
都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

II 利用者支援事業について

- 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までに1,800か所(基本型・特定型)の設置を目指す。

【参考】か所数の推移(基本型・特定型)



Q 運営費

(1) 夜間・休日加算(基本型・特定型)

① 事業内容

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、夜間・休日の時間外相談を実施する。

② 補助基準額(案): 夜間加算: 1,300千円(1,248千円)

休日加算: 692千円(671千円)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

(2) 出張相談支援加算(基本型・特定型)

① 事業内容

両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスの情報提供、地域の保育所や保育サービスの利用に向けた相談支援などを実施する。

② 補助基準額(案): 1,040千円(1,025千円)

(3) 機能強化のための取組加算(基本型・特定型)

① 事業内容

開所時間の延長や様々な場所への出張相談等を実施し、更に利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための機能の強化を実施する。

② 補助基準額(案): 1,713千円(1,661千円)

※ 上記各事業の補助率: 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

III 地域子育て支援拠点事業について

○ 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までに8,000か所の設置を目指す。

【参考】か所数の推移

6,538か所 【実績】	6,818か所 【実績】	7,063か所 【実績】	7,600か所 (予算)	7,800か所 (予算案)	8,000か所 (目標値)
平成26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)

1. 運営費

①事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を運営するために要する費用に対して補助を行う。

- ②補助基準額(案):7,951千円(7,842千円) ※5日型(常勤職員を配置する)の場合
- ③補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

子ども子育て支援交付金(内閣府所管):
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

2. 環境改善事業

①事業内容

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備にかかる費用に対して補助を行う。

- ②補助基準額(案):8,000千円(8,000千円)
- ③補助率:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 又は 国1/2、指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

児童虐待・DV対策等総合支援事業:
159億円の内数(147億円の内数)

3. 担当職員の資質向上に向けた取組

(1) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業【新規】

①事業内容

地域子育て支援拠点に従事する職員に必要となる知識・技能等の習得等資質向上を図るための研修を新たに実施する。

- ②実施主体:都道府県、市町村(特別区含む。)
- ④補助率:国1/2、都道府県・市町村1/2

子ども子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修):
22.1億円の内数(28.1億円の内数)

(2) 地域の子育て支援機能等強化事業

①事業内容

地域の子育て支援に関する指導的立場の者を幅広く養成し、地域の子育て力の向上につながることを目的に実施する。

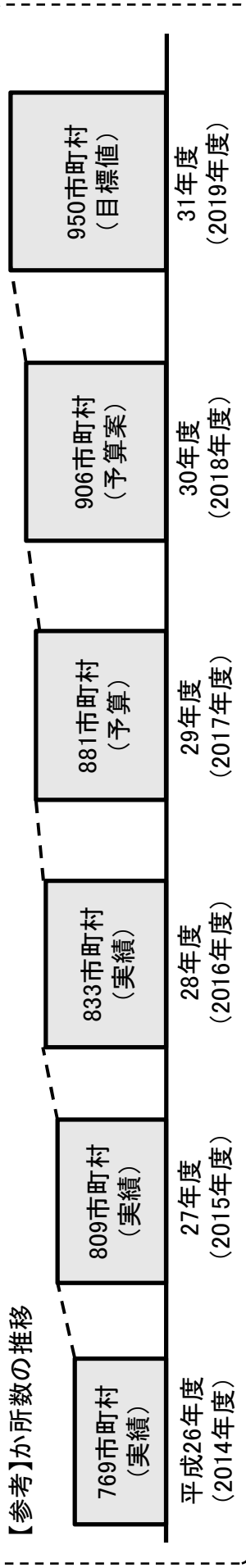
- ②実施主体:国 ※公募により民間団体に委託予定

子ども子育て支援対策推進事業費委託費(指導者養成等研修事業):
1.3億円の内数(1.3億円の内数)

IV 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について

- 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までに950市町村での実施を目指す。

【参考】か所数の推移



1. 運営費

- ①事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

- ②補助基準額(案):2,000千円 ※会員数100~299人の場合
 ③補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):

1,188億円(1,076億円の内数)

2. 担当職員の資質向上に向けた取組

- ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

- ①事業内容

ファミリー・サポート・センターにおいてアドバイザーの業務を行っている者に対する研修を実施することにより、資質の向上を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資することを目的として実施する。

- ②実施主体:都道府県、指定都市(委託可)
 ③補助率:国1/2、都道府県・指定都市1/2

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金
 (職員の資質向上・人材確保等研修):

22.1億円の内数(28.1億円の内数)

V 次世代育成支援対策施設整備交付金

(平成29年度予算) (平成30年度予算案)
65.9億円 → 71.3億円

○ 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県又は市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

また、児童福祉施設等の耐震化率は、社会福祉施設全体と比較して低い状況にあり、防災対策を強化する必要があることから、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

〈主な内容〉

1. 児童相談所一時保護所の設置促進のための加算を創設

新たに児童相談所設置市となる中核市・特別区が一時保護所を整備する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助の加算を創設する。

2. 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

児童養護施設等の防災対策を推進するため、各都道府県等に対して耐震化整備計画の策定等を求め、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

3. 防犯対策強化等に係る整備に対する支援を継続

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など安全対策に必要な整備に対する支援を継続する。

○補助率:定額(国1/2相当、児童館・児童センターは国1/3相当)

VI 児童館・児童センターの整備及び質の向上について

- 児童館・児童センターの整備を図るとともに、児童館に従事する児童厚生員等の研修の実施等により、質の向上を図る。

1. 児童館・児童センターの整備

児童の健全な遊びを確保し、健康の増進や情操を高めるため、地域における児童の健全育成の拠点である児童館・児童センターの整備に必要な費用の一部を支援する。

○補助率：定額(国1/3相当)

次世代育成支援対策施設整備交付金：71.3億円の内数
(65.9億円の内数)

2. 児童館職員に対する研修等

(1) 児童館長資質向上研修

①事業内容

地域における子どもの安全・安心な居場所や環境を整備するため、児童館長に対し、資質の向上を図るための研修を実施する。

②実施主体：国(民間団体に委託して実施)

(2) 児童厚生員等研修事業

①事業内容

全国の放課後児童クラブの実施場所の一つである児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村がその児童館に従事する児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

②実施主体：都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)

③補助基準額(案)：厚生労働大臣が認めた額

④補助率：国1/2、都道府県・市町村1/2

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修)：

1. 3億円の内数(1.3億円の内数)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)：

22.1億円の内数(28.1億円の内数)

(3) 児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に関する研究

子ども・子育て支援推進事業委託費(子ども・子育て支援推進委託調査研究):
1.0億円の内数(1.0億円の内数)

① 事業内容

平成28年度から開発、分析を行ってきた「遊びのプログラム」を児童館等において実施することにより、普及に向けての検証を行い、その結果を踏まえて「遊びのプログラム」実施に関わるマニュアル等を作成する。

② 実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

VII 東日本大震災からの復旧・復興への支援

- 東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1. 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援

東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)
社会福祉施設等災害復旧費補助金:1.3億円(6.8億円)

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- 補助率:①激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など) 国1/2→1/2に加え一定率(※)を嵩上げ
(※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算)
- ②予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外) 国1/2→2/3に嵩上げ、国1/3→1/2に嵩上げ

2. 被災した子どもへの支援

東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)
被災者支援総合交付金:190億円の内数(200億円の内数)

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どもがいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもとの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

- 補助率: 定額

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

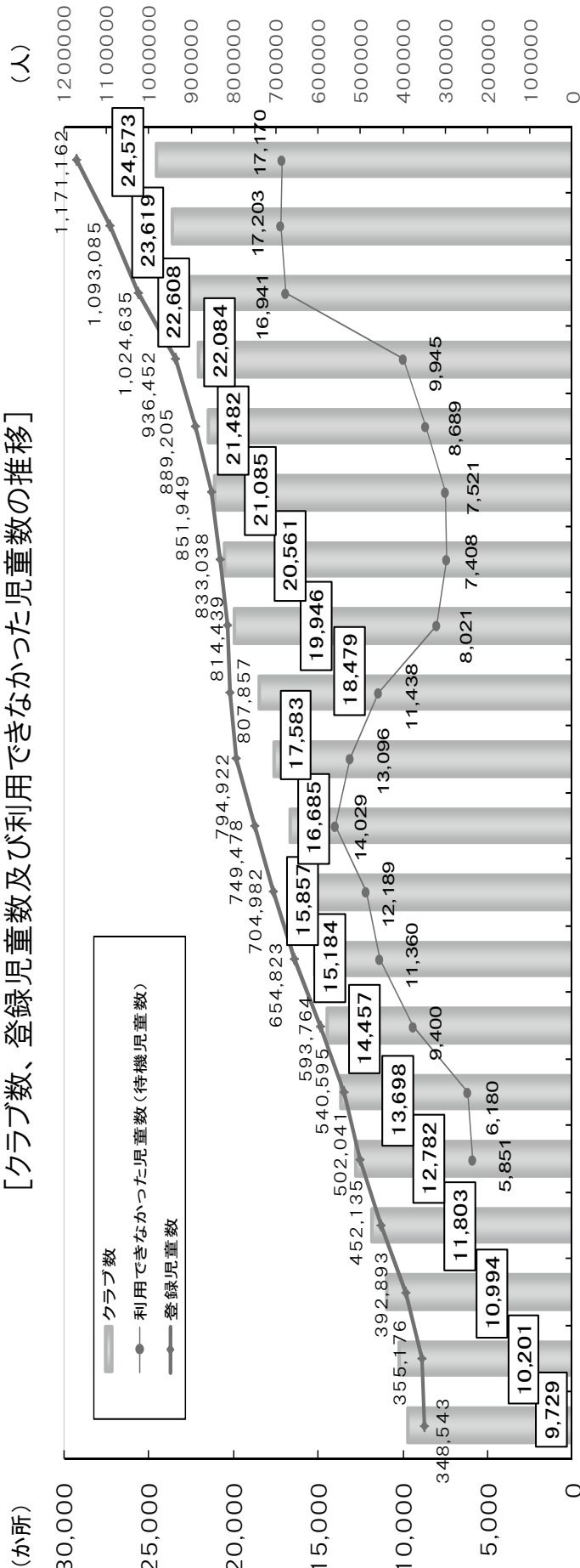
【現状】(平成29年5月現在)

- クラブ数 24,573か所
(参考:全国の小学校19,628校)
- 支援の単位数 30,003単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,171,162人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,170人

【今後の展開】

- 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)を踏まえ、
「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。
さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕



10年11年12年13年14年15年16年17年18年19年20年21年22年23年24年25年26年27年28年29年

※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

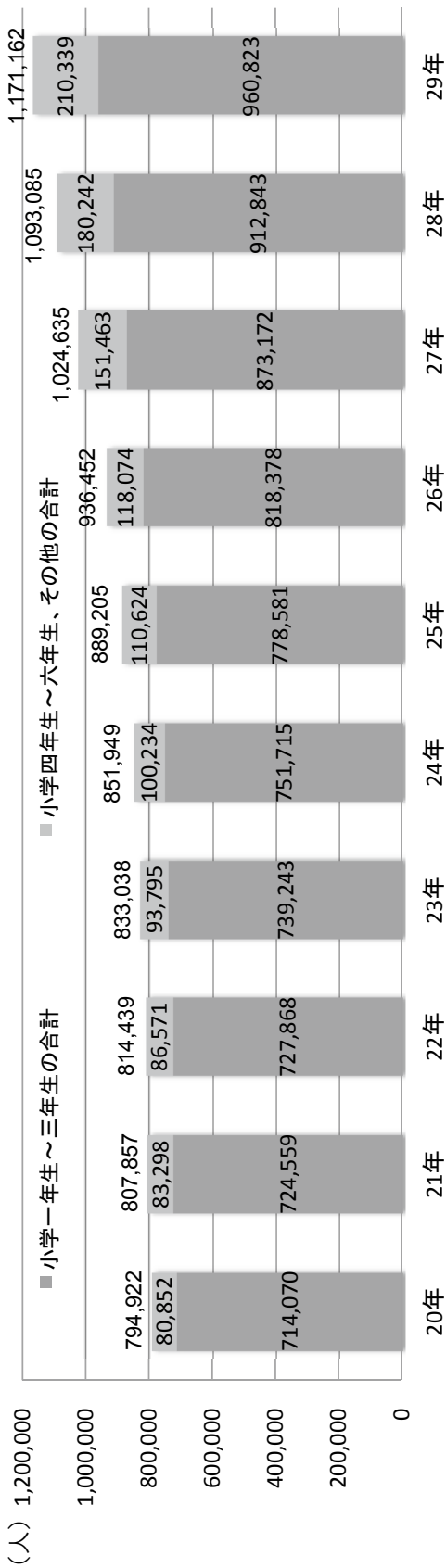
(平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

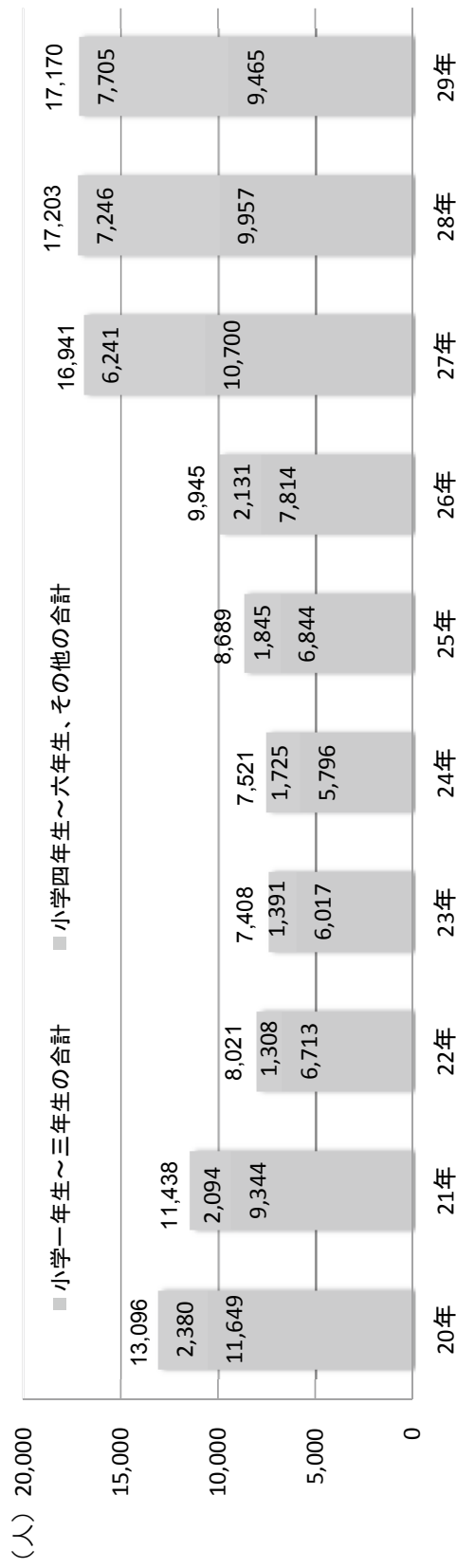
※平成29年5月1日現在(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

○低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、特に平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年児童等の数は平成28年度は対前年19%増、平成29年度は17%増と大幅に増加している。



【利用できなかった児童数(待機児童数)の低学年・高学年別の推移】

○平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。

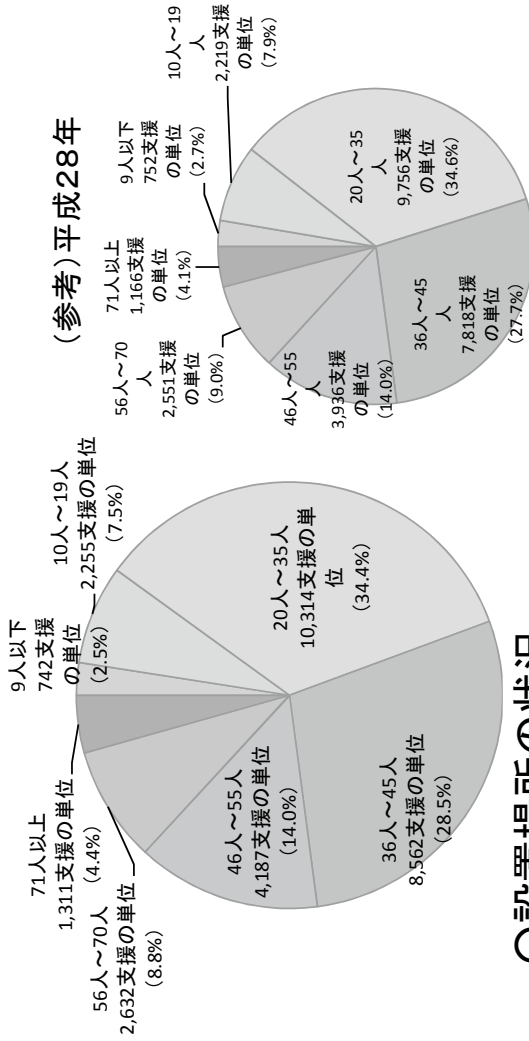


放課後児童クラブの現状①

※平成29年5月1日現在
(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

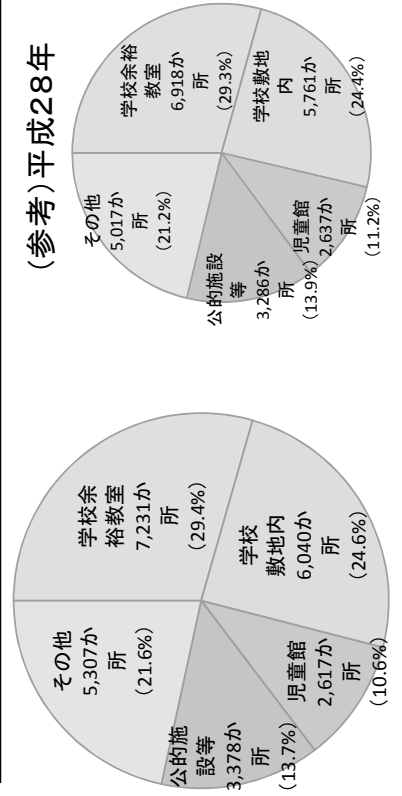
○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。



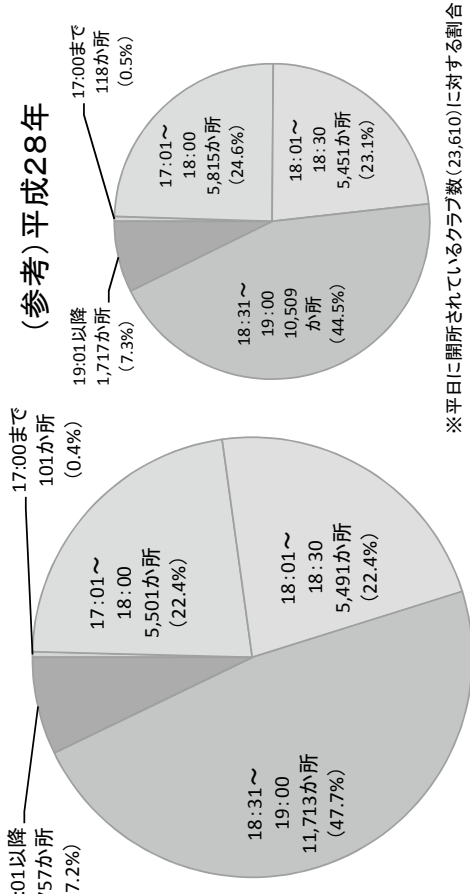
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約11%であり、これらで全体の約65%を占めている。



○終了時刻の状況(平日)

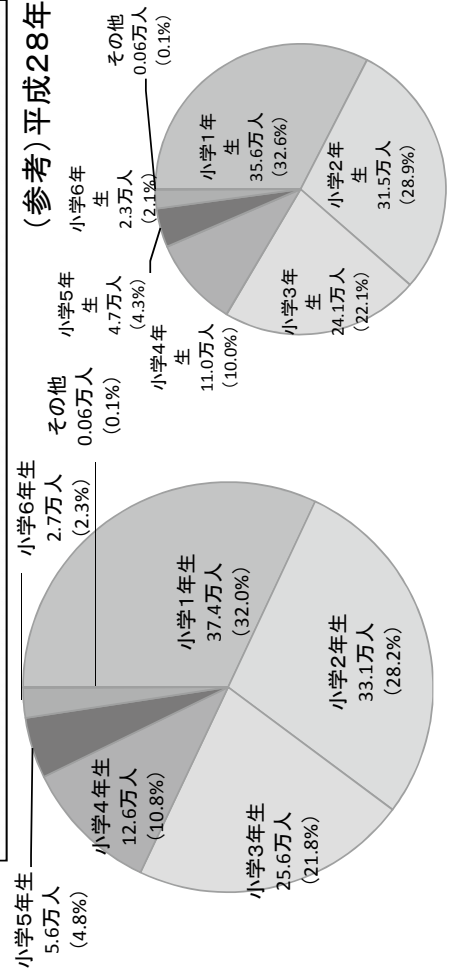
18時半を超えて開所しているクラブが全体の約55%を占めており、増加傾向にある。



※平日に開所されているクラブ数(24,563)に対する割合
※平日に開所されているクラブ数(23,610)に対する割合

○学年別登録児童数の状況

小学1年生から3年生までで全体の約82%を占めている。また、小学4年生から6年生の占める割合は約16%から約18%と増加傾向にある。

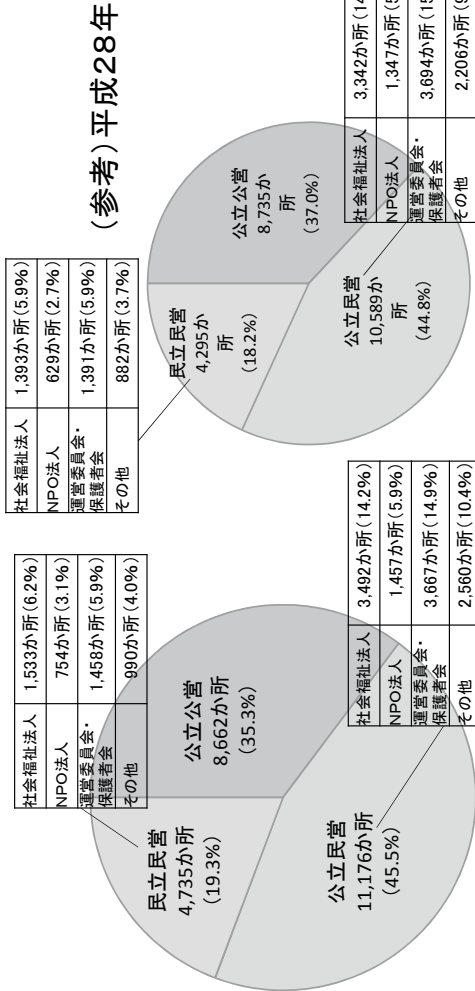


放課後児童クラブの現状②

※平成29年5月1日現在
(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

○設置・運営主体別実施状況

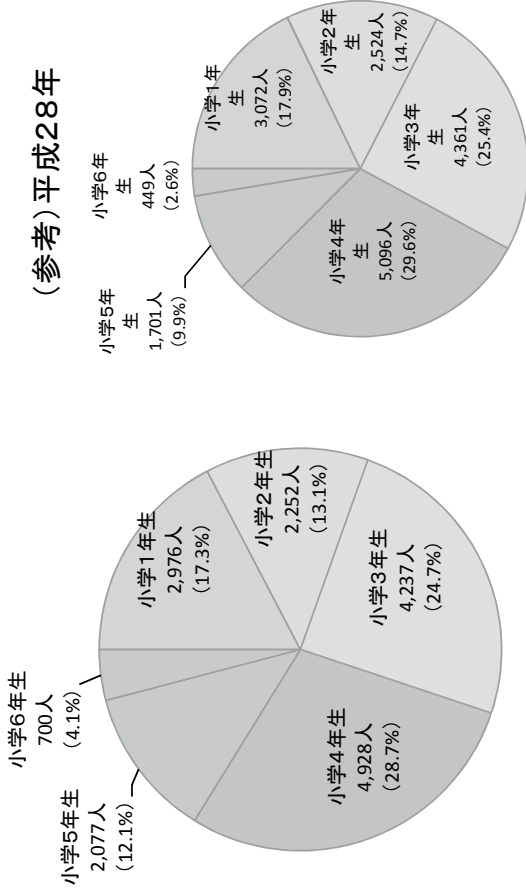
設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約35%、公立民営のクラブが約46%、民立民営が約19%を占めている。



(参考)平成28年

○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、小学4年生以上の占める割合は約42%から約45%へと増加している。(小学1～4年生の各学年は、前年より減少)

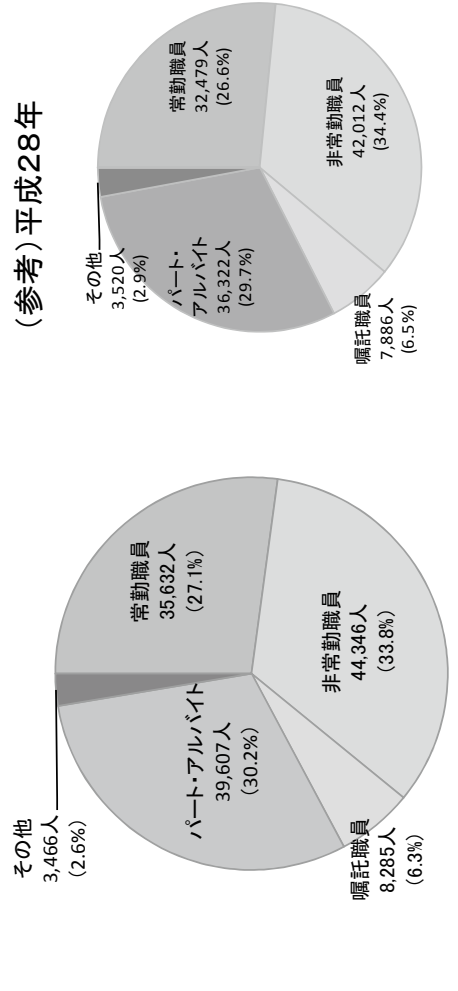


(参考)平成28年

○放課後児童支援員等の状況

①雇用形態別の人数

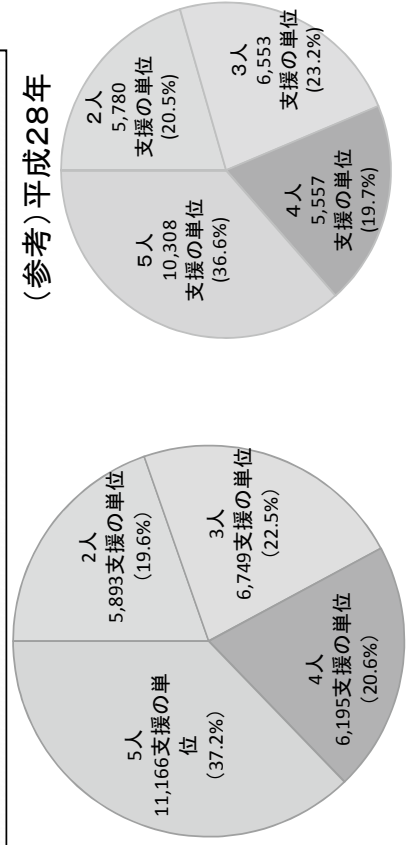
常勤職員が全体の約27%を占める。



(参考)平成28年

②支援の単位あたりの人数

5人以上配置しているところが全体の約37%を占める。



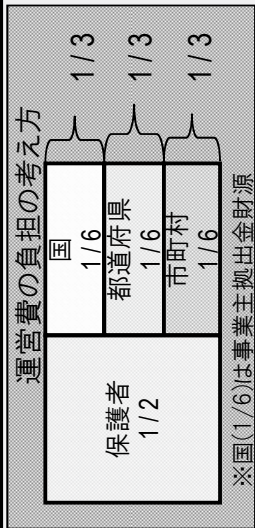
(参考)平成28年

放課後児童クラブ関係予算のポイント

平成29年度予算 725.3億円 → 平成30年度予算案 799.7億円 (+74.4億円)
 (うち、子ども・子育て支援交付金 平成30年度予算案 655.7億円 (+68.0億円))

○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

○実施主体：市町村(特別区を含む)



平成30年度予算案の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】

○公立の場合：(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

- (1)放課後子ども環境整備事業
 既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。
- (2)放課後児童クラブ支援事業
 障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市町村の支援策等に対する補助。

(3)障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

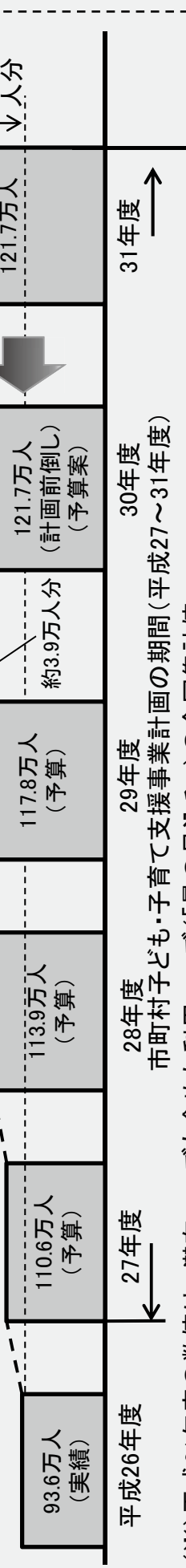
(4)小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5)放課後児童支援員の処遇改善

- ▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。
- ▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(参考)



(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性

第6回 社会保障審議会児童部会
放課後児童対策に関する専門委員会
平成30年2月27日

資料3

論点の構成

- 1 総論
- 2 量的拡充
 - ▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。
- 3 類型
 - ▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。
- 4 質の確保
 - ▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの体制で十分か。3の居場所の形態（類型）の体制をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。
- 5 その他

検討の方向性

- ①「放課後児童対策のあり方」については、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの最善の利益を保障すること及び子どもが自己の意見を表明する権利などの主体であることが前提であり、その上で児童健全育成の概念及び現行制度(事業)の見直すべき点があるかについて検討すべきである。
- ②子どもたちの育ちの視点から、子どもが生きる力を身につけることが重要であるが、現行制度(事業)で足りないものはあるか検討していく必要がある。
- ③子どもたちの育ちの観点から、子どもの居場所をどう位置付けていくべきか、多様な運営主体、企業、地域での活動、塾等も含めた全体的な視点を持って検討していく必要がある。
- ④地域共生社会の実現に向けて、学校、放課後児童クラブ、地域との関係をどのように構築していくか検討していく必要がある(幼稚園、保育所等の活用、省庁間の連携による公用財産等(公園、道路等)の活用、地域学校協働本部の活用等)。
- ⑤子どもたち一人一人にとって、居心地のよい空間や安心・安全な居場所を確保するとの視点で検討していく必要がある。

2 量的拡充

▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。

検討の方向性

- ①「放課後児童対策のあり方」等を踏まえて、今後の放課後児童クラブのニーズを的確に見込んでいく必要がある。
- ②子どもの放課後での過ごし方全般と放課後児童クラブとの関わりをどうするか、放課後児童クラブの役割と担うべき範囲について明確化する必要がある。
- ③学校との更なる連携方法について、これまでの実施状況（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の活用状況、特別教室や校庭等学校施設の利用（開放）状況等）を踏まえて検討する必要がある。
- ④放課後児童クラブは、子どもの「生活の場」であり「生活の保障」をしていくという視点から放課後児童クラブと放課後子供教室がどのように連携していくべきか検討する必要がある。

3 類型

▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。

検討の方向性

- ①放課後という時間や場所については、学校と同じように子どもたちの生活を組み立てていくのではなく、多様な過ごし方、生活のあり方を保障するため、どのような環境設定にしているのか、どのような人材を確保するべきか検討する必要がある。
- ②子どもの権利擁護の観点から、放課後児童クラブ、放課後子供教室、その他の子どもの居場所において、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）とすることが適切か検討する必要がある。
- ③子どもの放課後の活動場所は、学校以外の地域の様々な場所でも可能であり、放課後児童クラブに類似する形態として、保育（支援）者の家庭で少人数の子どもが過ごす小規模な放課後児童クラブ（家庭的学童）という仕組みを導入した場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。
- ④高学年児童が利用する居場所としては、どのような形態が求められるのか検討する必要がある。
- ⑤複合施設（高齢者施設と放課後児童クラブの合築等）や企業の活用（事業所内に放課後児童クラブを設置等）を考えた場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。
- ⑥放課後の子どもの生活を保障している諸施策（放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童厚生施設、プレーパーク等）と連携する際の体制（職員配置等）について検討する必要がある。
- ⑦放課後児童クラブの活動について、子ども、保護者、地域が連携していく仕組みとは、具体的にどのようなものか検討する必要がある。
- ⑧公園、道路、児童遊園などを放課後の子どもの居場所（遊び場）として活用する場合のメリットや留意するべき点について検討する必要がある。

4 質の確保

▶ **子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの体制で十分か。3の居場所の形態（類型）の体制をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。**

検討の方向性

- ①放課後児童クラブは、子どもにとって居心地がよく過ごしやすい場所、主体的に過ごせる場所であることが必要である。具体的に、どのような環境づくりを進めるべきか検討する必要がある。
- ②子ども自身に責任を持たせて、子どもが持つ安全に関する注意力や危険を回避する力を信頼して、子ども自身の活動に過度に制限が入らないよう配慮することが必要であり、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくためには、どのように放課後児童クラブを運営していくべき（どのように子どもと関わっていくべき）か、検討する必要がある。
- ③放課後児童クラブの質の確保を図るためには、
 - (i) 人的面では、職員の複数配置をするための人材確保等をどのようにしていけばよいか
 - (ii) 物的面では、学校、児童館、公園等の多様な場所の確保をするためには何が必要か
 - (iii) ソフト面では、多様な体験や異年齢の交流、学習を組み合わせたプログラムを考える上で何が必要か検討する必要がある。
- ④放課後の子どもの生活を保障する観点から、プレイワークの専門性（特に小学校低学年における遊びの意義の理解、実践等）、保護者支援の専門性、ソーシャルワークの専門性が、放課後児童支援員に求められるが、こうした専門性を培うためには、どのような方法があるか、検討する必要がある。
- ⑤放課後児童クラブにおける障害児や子どもの受入れ増により、放課後児童支援員の対応が追いつかないという現状があり、放課後児童クラブを巡回して放課後児童支援員を支援するスーパーバイザー的な職員を配置する必要がある。スーパーバイザー的な職員に求められる資格や資質、支援者を支援する仕組みについて、検討する必要がある。

検討の方向性

- ⑦職員のスキルアップを図るための資質向上研修のあり方(研修体系の整理等)、研修内容の充実(リスキマネジメント、外国籍の子どもの配慮、インターネットトラブルなど)について、検討する必要がある。
- ⑨教員免許更新講習のように、一定期間が過ぎたら講習を受ける制度を参考として、認定資格研修受講後の講習受講制度(資格更新等)導入の必要性について、検討する必要がある。
- ⑩現行の認定資格研修の受講者は現職の支援員が多くを占めており、今後、益々放課後児童クラブの需要が増大する中で、大学を卒業後、放課後児童クラブに就職する者などの新たな人材を確保していくために、放課後児童支援員の養成方策(大学の養成課程で資格取得を可能とする指定制の導入等)について、検討する必要がある。
- ⑪放課後児童クラブの人材の確保・定着化を図っていくために、放課後児童支援員の業務形態や処遇面(給与)について、検討する必要がある。
- ⑫第三者評価、自己評価の仕組みをどのように作っていくべきか、評価項目等をどのように考えるか、検討する必要がある。
- ⑬イギリスでは、評価の結果が全てインターネットで情報公開されており、放課後児童クラブの評価を行った場合についても、同様に情報公開を行っていくことが重要であるため、運営内容の評価結果等を情報公開していく上で、どのような情報を公開するか、どこが主体となって情報を公開していくべきか(自治体が一括して情報公開をするべきか、各クラブが情報を公開していくべきか)等について、検討する必要がある。

【参考】地方分権の場において検討

- ⑤子どもの安全面、緊急時の対応と人口減少地域等の地域事情の両面から、放課後児童支援員等の配置、施策で工夫すべきことについて、検討する必要がある。
- ⑧認定児童厚生員の資格取得研修の科目の中に、放課後児童支援員認定資格研修と重複しているものがある場合を勘案し、認定資格研修の実施内容(科目の一部免除、修了評価等)について、検討する必要がある。

5 その他

検討の方向性

- ①国の基準を満たさない認可外のような放課後児童クラブにおける、子どもの安全性等の問題をどうするか検討する必要がある。
- ②各自治体が決定している放課後児童クラブの利用料を保護者が負担できない(困難な)場合に、放課後児童クラブを利用できるような状況にしていくにはどのようなようにすべきか、また、他の事業を利用する際の子どもの権利の視点に立った連携方法等について検討する必要がある。
- ③放課後児童対策を議論するに当たっては、放課後児童クラブと関連する施策との整合性(児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設等)を図ることについて検討する必要がある。
- ④諸外国では、保護者が子どもに合わせた労働時間を選択できる制度等がある一方で、日本では労働時間が延びており、その分、放課後児童クラブの開所時間が延びている。保護者の労働時間や働き方との関連をどう整理するか(短時間勤務制度における子どもの対象年齢の延長等)検討する必要がある。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 各年5月1日現在の総務課少子化総合対策室調査
(平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成29年	平成28年	増減
クラブ数	24,573か所	23,619か所	954か所
支援の単位数	30,003支援の単位	28,198支援の単位	1,805支援の単位
利用定員数	1,254,714人	1,184,902人	69,812人
登録児童数	1,171,162人	1,093,085人	78,077人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,619市町村(93.0%) [1,741市町村]	1,606市町村(92.2%) [1,741市町村]	13市町村(0.8ポイント) [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,651小学校区(84.8%) [19,628小学校区]	16,472小学校区(83.8%) [19,655小学校区]	179小学校区(1ポイント) [▲27小学校区]

注1: 実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。
注2: 全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校及び0学級の小学校は除く)である。

(参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年
クラブ数(か所)	23,619	22,608	22,084	21,482	21,085
増減	1,011	524	602	397	524
登録児童数(人)	1,093,085	1,024,635	936,452	889,205	851,949
増減	68,450	88,183	47,247	37,256	18,911
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,606(92.2%) [1,741]	1,603(92.1%) [1,741]	1,598(91.8%) [1,741]	1,595(91.6%) [1,742]	1,591(91.3%) [1,742]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成29年	平成28年	増減
公立公営	8,662 (35.3%)	8,735 (37.0%)	▲73
公立民営(合計)	11,176 (45.5%)	10,589 (44.8%)	587
社会福祉法人	3,492 (14.2%)	3,342 (14.1%)	150
民法34条法人	966 (3.9%)	887 (3.8%)	79
NPO法人	1,457 (5.9%)	1,347 (5.7%)	110
運営委員会・保護者会	3,667 (14.9%)	3,694 (15.6%)	▲27
任意団体	355 (1.4%)	297 (1.3%)	58
株式会社	895 (3.6%)	724 (3.1%)	171
学校法人	187 (0.8%)	175 (0.7%)	12
その他	157 (0.6%)	123 (0.5%)	34
私立民営(合計)	4,735 (19.3%)	4,295 (18.2%)	440
社会福祉法人	1,533 (6.2%)	1,393 (5.9%)	140
民法34条法人	171 (0.7%)	139 (0.6%)	32
NPO法人	754 (3.1%)	629 (2.7%)	125
運営委員会・保護者会	1,458 (5.9%)	1,391 (5.9%)	67
任意団体	57 (0.2%)	59 (0.2%)	▲2
株式会社	204 (0.8%)	170 (0.7%)	34
学校法人	235 (1.0%)	205 (0.9%)	30
その他	323 (1.3%)	309 (1.3%)	14
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2: 公立民営・私立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学校	13,271 (54.0%)	12,679 (53.7%)	592
学校の余裕教室	7,231 (29.4%)	6,918 (29.3%)	313
学校敷地内専用施設	6,040 (24.6%)	5,761 (24.4%)	279
児童館・児童センター	2,617 (10.6%)	2,637 (11.2%)	▲ 20
公的施設利用	1,631 (6.6%)	1,624 (6.9%)	7
民家・アパート	1,374 (5.6%)	1,271 (5.4%)	103
保育所	859 (3.5%)	882 (3.7%)	▲ 23
公有地専用施設	1,747 (7.1%)	1,662 (7.0%)	85
民有地専用施設	1,370 (5.6%)	1,344 (5.7%)	26
幼稚園	324 (1.3%)	339 (1.4%)	▲ 15
団地集会室	106 (0.4%)	107 (0.5%)	▲ 1
商店街空き店舗	483 (2.0%)	413 (1.7%)	70
認定こども園	326 (1.3%)	238 (1.0%)	88
その他	465 (1.9%)	423 (1.8%)	42
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:()内は各年の総数に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 29 年	平成 28 年	増減
9人以下	742 (2.5%)	752 (2.7%)	▲ 10
10人～19人	2,255 (7.5%)	2,219 (7.9%)	36
20人～35人	10,314 (34.4%)	9,756 (34.6%)	558
36人～45人	8,562 (28.5%)	7,818 (27.7%)	744
46人～55人	4,187 (14.0%)	3,936 (14.0%)	251
56人～70人	2,632 (8.8%)	2,551 (9.0%)	81
71人以上	1,311 (4.4%)	1,166 (4.1%)	145
計	30,003 (100.0%)	28,198 (100.0%)	1,805

注:()内は各年の総数に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 29 年	平成 28 年	増減
9人以下	542 (2.2%)	583 (2.5%)	▲ 41
10人～19人	1,910 (7.8%)	1,920 (8.1%)	▲ 10
20人～35人	6,273 (25.5%)	6,054 (25.6%)	219
36人～45人	5,529 (22.5%)	5,251 (22.2%)	278
46人～55人	3,522 (14.3%)	3,471 (14.7%)	51
56人～70人	3,155 (12.8%)	3,258 (13.8%)	▲ 103
71人以上	3,642 (14.8%)	3,082 (13.0%)	560
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:()内は各年の総数に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 29 年	平成 28 年	増減
9人以下	74 (0.2%)	73 (0.3%)	1
10人～19人	839 (2.8%)	821 (2.9%)	18
20人～35人	8,823 (29.4%)	8,233 (29.2%)	590
36人～45人	11,920 (39.7%)	10,882 (38.6%)	1,038
46人～55人	3,666 (12.2%)	3,454 (12.2%)	212
56人～70人	3,218 (10.7%)	3,290 (11.7%)	▲ 72
71人以上	1,209 (4.0%)	1,167 (4.1%)	42
設定していない	254 (0.8%)	278 (1.0%)	▲ 24
計	30,003 (100.0%)	28,198 (100.0%)	1,805

注:()内は全支援の単位数(29年:30,003、28年:28,198)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 29 年	平成 28 年	増減
9人以下	55 (0.2%)	52 (0.2%)	3
10人～19人	632 (2.6%)	640 (2.7%)	▲ 8
20人～35人	5,001 (20.4%)	4,903 (20.8%)	98
36人～45人	8,280 (33.7%)	7,833 (33.2%)	447
46人～55人	2,942 (12.0%)	2,917 (12.4%)	25
56人～70人	3,708 (15.1%)	3,734 (15.8%)	▲ 26
71人以上	3,747 (15.2%)	3,316 (14.0%)	431
設定していない	208 (0.8%)	224 (0.9%)	▲ 16
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学1年生	374,436 (32.0%)	355,986 (32.6%)	18,450
小学2年生	330,514 (28.2%)	315,425 (28.9%)	15,089
小学3年生	255,873 (21.8%)	241,432 (22.1%)	14,441
小学4年生	125,971 (10.8%)	109,544 (10.0%)	16,427
小学5年生	56,223 (4.8%)	47,240 (4.3%)	8,983
小学6年生	27,497 (2.3%)	22,828 (2.1%)	4,669
その他	648 (0.1%)	630 (0.1%)	18
計	1,171,162 (100.0%)	1,093,085 (100.0%)	78,077

注:()内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	平成 29 年	平成 28 年	増減
199日以下	49 (0.2%)	49 (0.2%)	0
200日～249日	1,453 (5.9%)	1,181 (5.0%)	272
250日～279日	5,430 (22.1%)	5,223 (22.1%)	207
280日～299日	17,320 (70.5%)	16,825 (71.2%)	495
300日以上	321 (1.3%)	341 (1.4%)	▲ 20
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:()内は各年の総数に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
11:00以前	2,881 (11.7%)	2,765 (11.7%)	116
11:01 ~ 12:00	2,369 (9.6%)	2,346 (9.9%)	23
12:01 ~ 13:00	7,509 (30.6%)	7,387 (31.3%)	122
13:01 ~ 14:00	8,222 (33.5%)	7,709 (32.7%)	513
14:01以降	3,582 (14.6%)	3,403 (14.4%)	179
計	24,563 (100.0%)	23,610 (100.0%)	953

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[29年:24,563]、[28年:23,610]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
17:00まで	101 (0.4%)	118 (0.5%)	▲ 17
17:01 ~ 18:00	5,501 (22.4%)	5,815 (24.6%)	▲ 314
18:01 ~ 18:30	5,491 (22.4%)	5,451 (23.1%)	40
18:31 ~ 19:00	11,713 (47.7%)	10,509 (44.5%)	1,204
19:01以降	1,757 (7.2%)	1,717 (7.3%)	40
計	24,563 (100.0%)	23,610 (100.0%)	953

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[29年:24,563]、[28年:23,610]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
6:59以前	33 (0.1%)	34 (0.1%)	▲ 1
7:00 ~ 7:59	7,116 (29.1%)	6,551 (27.8%)	565
8:00 ~ 8:59	16,890 (69.1%)	16,568 (70.4%)	322
9:00 ~ 9:59	358 (1.5%)	343 (1.5%)	15
10:00以降	50 (0.2%)	51 (0.2%)	▲ 1
計	24,447 (100.0%)	23,547 (100.0%)	900

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[29年:24,447]、[28年:23,547]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
17:00まで	206 (0.8%)	207 (0.9%)	▲ 1
17:01 ~ 18:00	5,563 (22.8%)	5,926 (25.2%)	▲ 363
18:01 ~ 18:30	5,428 (22.2%)	5,379 (22.8%)	49
18:31 ~ 19:00	11,620 (47.5%)	10,484 (44.5%)	1,136
19:01以降	1,630 (6.7%)	1,551 (6.6%)	79
計	24,447 (100.0%)	23,547 (100.0%)	900

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[29年:24,447]、[28年:23,547]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	平成 29 年	平成 28 年	増減
土曜日 〔毎週開所以外〕	22,849 (93.0%) 〔5,338〕	22,389 (94.8%) 〔4,869〕	460 〔469〕
日曜日	1,722 (7.0%)	1,794 (7.6%)	▲ 72
夏休み等	24,152 (98.3%)	23,211 (98.3%)	941

注1:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

注2:()内は毎週開所以外のクラブ数であり、内数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 29 年	平成 28 年	増減
1人	5,228 (38.3%)	5,127 (39.7%)	101
2人	3,240 (23.7%)	3,192 (24.7%)	48
3人	1,929 (14.1%)	1,827 (14.1%)	102
4人	1,208 (8.9%)	1,042 (8.1%)	166
5人以上	2,043 (15.0%)	1,738 (13.4%)	305
計	13,648 (100.0%)	12,926 (100.0%)	722

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、29年:55.5%、28年:54.7%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 29 年	平成 28 年	増減
障害児受入の 定員無し	9,887 (72.4%)	9,566 (74.0%)	321
障害児受入の 定員有り	3,761 (27.6%)	3,360 (26.0%)	401
計	13,648 (100.0%)	12,926 (100.0%)	722

注:()内は各年の総数に対する割合である。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学1年生	8,385 (23.0%)	7,969 (24.1%)	416
小学2年生	9,364 (25.7%)	8,338 (25.2%)	1,026
小学3年生	8,120 (22.3%)	7,387 (22.3%)	733
小学4年生	5,311 (14.6%)	4,645 (14.1%)	666
小学5年生	3,229 (8.8%)	2,762 (8.4%)	467
小学6年生	2,049 (5.6%)	1,755 (5.3%)	294
その他	35 (0.1%)	202 (0.6%)	▲ 167
計	36,493 (100.0%)	33,058 (100.0%)	3,435

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、29年:3.1%、28年:3.0%である。

16 利用できなかった児童(待機児童)のいる市町村数の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用できなかった児童がいる市町村数	427 (24.5%)	421 (24.2%)	6

注:()内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

17 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学1年生	2,976 (17.3%) [58]	3,072 (17.9%) [47]	▲ 96 [11]
小学2年生	2,252 (13.1%) [25]	2,524 (14.7%) [29]	▲ 272 [▲ 4]
小学3年生	4,237 (24.7%) [55]	4,361 (25.4%) [43]	▲ 124 [12]
小学4年生	4,928 (28.7%) [44]	5,096 (29.6%) [67]	▲ 168 [▲ 23]
小学5年生	2,077 (12.1%) [31]	1,701 (9.9%) [27]	376 [4]
小学6年生	700 (4.1%) [18]	449 (2.6%) [13]	251 [5]
その他	0 (0.0%) [0]	0 (0.0%) [0]	0 [0]
計	17,170 (100.0%) [231]	17,203 (100.0%) [226]	▲ 33 [5]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

18 利用(登録)できなかった児童への対応の状況(複数回答)

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用申し込みのあった放課後児童クラブ以外の放課後児童クラブを紹介	150 (35.1%)	141 (33.5%)	9
利用できない旨を説明	282 (66.0%)	295 (70.1%)	▲ 13
放課後児童クラブが利用できる状況となった場合に連絡	311 (72.8%)	314 (74.6%)	▲ 3
その他	61 (14.3%)	67 (15.9%)	▲ 6

注:()内は利用(登録)できなかった市町村数(29年:427、28年:421)に対する割合である。

19 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
4月1日より受入	24,038 (97.8%)	23,014 (97.4%)	1,024

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

20 専用区画の有無の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
専用区画有り	24,276 (98.8%)	23,330 (98.8%)	946

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

21 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
1.65㎡以上	18,095 (73.6%)	17,463 (73.9%)	632

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

22 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
専用区画に 静養スペース有り	15,628 (63.6%)	14,733 (62.4%)	895
専用区画とは別に 静養スペース有り	3,303 (13.4%)	3,114 (13.2%)	189
計	18,931 (77.0%)	17,847 (75.6%)	1,084

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

23 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
常勤職員	35,632 (27.1%)	32,479 (26.6%)	3,153
非常勤職員	44,346 (33.8%)	42,012 (34.4%)	2,334
嘱託職員	8,285 (6.3%)	7,886 (6.5%)	399
パート・アルバイト	39,607 (30.2%)	36,322 (29.7%)	3,285
その他	3,466 (2.6%)	3,520 (2.9%)	▲ 54
計	131,336 (100.0%)	122,219 (100.0%)	9,117

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

24 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,893 (19.6%)	5,780 (20.5%)	113
3人	6,749 (22.5%)	6,553 (23.2%)	196
4人	6,195 (20.6%)	5,557 (19.7%)	638
5人以上	11,166 (37.2%)	10,308 (36.6%)	858
計	30,003 (100.0%)	28,198 (100.0%)	1,805

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
放課後児童支援員等が兼 務しているクラブ	201 (8.2%)	451 (18.0%)	▲ 250

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(29年:2,452、28年:2,503)に対する割合である。

26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
基準第10条第3項一号	22,862 (26.3%)	22,065 (26.4%)	797
基準第10条第3項二号	521 (0.6%)	681 (0.8%)	▲ 160
基準第10条第3項三号	27,367 (31.5%)	26,830 (32.1%)	537
基準第10条第3項四号	25,139 (29.0%)	24,019 (28.8%)	1,120
基準第10条第3項五号	1,572 (1.8%)	1,435 (1.7%)	137
基準第10条第3項六号	116 (0.1%)	70 (0.1%)	46
基準第10条第3項七号	72 (0.1%)	61 (0.1%)	11
基準第10条第3項八号	27 (0.0%)	22 (0.0%)	5
基準第10条第3項九号	9,153 (10.5%)	8,288 (9.9%)	865
計	86,829 (100.0%)	83,471 (100.0%)	3,358

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

注2:基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの

27 認定資格研修を受講した者の数の状況

(人)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
受講者数	34,220 (39.4%)	16,128 (19.3%)	18,092

注:()内は放課後児童支援員の人数(29年:86,829、28年:83,471)に対する割合である。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	平成 29 年		平成 28 年		増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	11,782	(47.9%)	11,181	(47.3%)	601
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	7,717	(31.4%)	6,949	(29.4%)	768
うち同一小学校内で実施	4,554	(34.3%)	3,799	(30.0%)	755
学校の余裕教室	2,551	(19.2%)	2,103	(16.6%)	448
学校敷地内専用施設	2,003	(15.1%)	1,696	(13.4%)	307

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(29年:13,271、28年:12,679)に対する割合である。

29 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村数)

	平成 29 年		平成 28 年		増減
制定済み	1,671	(96.0%)	1,655	(95.1%)	16
条例案を検討中	4	(0.2%)	9	(0.5%)	▲ 5
制定していない	66	(3.8%)	77	(4.4%)	▲ 11
計	1,741	(100.0%)	1,741	(100.0%)	0

注:()内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

30 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 29 年		平成 28 年		増減
点検・確認有り	1,439	(82.7%)	1,400	(80.4%)	39

注:()内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

31 市町村における対象児童の範囲の状況

(市町村数)

	平成 29 年		平成 28 年		増減
小学校1年生まで	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
小学校2年生まで	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
小学校3年生まで	79	(4.9%)	100	(6.2%)	▲ 21
小学校4年生まで	60	(3.7%)	72	(4.5%)	▲ 12
小学校5年生まで	8	(0.5%)	13	(0.8%)	▲ 5
小学校6年生まで	1,472	(90.9%)	1,421	(88.5%)	51
計	1,619	(100.0%)	1,606	(100.0%)	13

注1:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

【参考】放課後児童クラブにおける対象児童の範囲の状況

(か所)

	平成 29 年		平成 28 年		増減
小学校1年生まで	41	(0.2%)	27	(0.1%)	14
小学校2年生まで	48	(0.2%)	41	(0.2%)	7
小学校3年生まで	1,753	(7.1%)	2,082	(8.8%)	▲ 329
小学校4年生まで	1,166	(4.7%)	1,211	(5.1%)	▲ 45
小学校5年生まで	248	(1.0%)	500	(2.1%)	▲ 252
小学校6年生まで	21,317	(86.7%)	19,758	(83.7%)	1559
計	24,573	(100.0%)	23,619	(100.0%)	954

注1:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、市町村の条例、要綱等に基づくもののほか、放課後児童クラブ独自の運営規程等に定めている場合を含む。

32 対象とならない児童への対応の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
放課後子供教室により対応している	38 (25.9%)	43 (23.2%)	▲ 5
自治体独自の放課後児童対策により対応している	3 (2.0%)	2 (1.1%)	1
児童館により対応している	23 (15.6%)	26 (14.1%)	▲ 3
その他	20 (13.6%)	29 (15.7%)	▲ 9
特に対応していない	63 (42.9%)	85 (45.9%)	▲ 22
計	147 (100.0%)	185 (100.0%)	▲ 38

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(29年:147、28年:185)に対する割合である。

33 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
策定済み	357 (20.5%)	348 (20.0%)	9
都道府県の運営指針を活用	355 (20.4%)	318 (18.3%)	37
国の運営指針を活用	899 (51.6%)	924 (53.1%)	▲ 25
対応無し	130 (7.5%)	151 (8.7%)	▲ 21
計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	0

注:()内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

34 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
点検・確認有り	1,284 (73.8%)	1,242 (71.3%)	42

注:()内は全市町村数(29年:1,741、28年:1,741)に対する割合である。

35 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	15 (0.9%)	17 (1.1%)	▲ 2
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	298 (18.4%)	375 (23.3%)	▲ 77
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,306 (80.7%)	1,214 (75.6%)	92
計	1,619 (100.0%)	1,606 (100.0%)	13

注:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	13 (0.8%)	14 (0.9%)	▲ 1
クラブのみで利用決定を行っている	280 (17.3%)	268 (16.7%)	12
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,326 (81.9%)	1,324 (82.4%)	2
計	1,619 (100.0%)	1,606 (100.0%)	13

注:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。

36 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	753 (46.5%)	728 (45.3%)	25

注:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619、28年:1,606)に対する割合である。

(市町村数)

利用に係る優先的な取扱いの対象	平成 29 年		平成 28 年		増減
ひとり親家庭	562 (34.7%)	[74.6%]	530 (33.0%)	[72.8%]	32
生活保護世帯	292 (18.0%)	[38.8%]	274 (17.1%)	[37.6%]	18
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	143 (8.8%)	[19.0%]	146 (9.1%)	[20.1%]	▲ 3
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	344 (21.2%)	[45.7%]	331 (20.6%)	[45.5%]	13
子どもが障害を有する場合	328 (20.3%)	[43.6%]	318 (19.8%)	[43.7%]	10
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	590 (36.4%)	[78.4%]	543 (33.8%)	[74.6%]	47
育児休業を終了した場合	111 (6.9%)	[14.7%]	103 (6.4%)	[14.1%]	8
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	211 (13.0%)	[28.0%]	214 (13.3%)	[29.4%]	▲ 3
その他市町村が定める事由	190 (11.7%)	[25.2%]	176 (11.0%)	[24.2%]	14

注:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619、28年:1,606)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(29年:753、28年:728)に対する割合である。

37 市町村における利用料の減免等の状況

(市町村数)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用料の徴収を行っている	1,418 (87.6%)	1,433 (89.2%)	▲ 15
利用料の減免を行っている	1,199 [84.6%]	1,170 [81.6%]	29

注1:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619、28年:1,606)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(29年1,418、28年:1,433)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 29 年	平成 28 年	増減
生活保護受給世帯	893 (55.2%) [74.5%]	854 (53.2%) [73.0%]	39
市町村民税非課税世帯	438 (27.1%) [36.5%]	414 (25.8%) [35.4%]	24
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	122 (7.5%) [10.2%]	125 (7.8%) [10.7%]	▲ 3
就学援助受給世帯	301 (18.6%) [25.1%]	287 (17.9%) [24.5%]	14
ひとり親世帯	409 (25.3%) [34.1%]	402 (25.0%) [34.4%]	7
兄弟姉妹利用世帯	664 (41.0%) [55.4%]	632 (39.4%) [54.0%]	32
その他市町村が定める場合	465 (28.7%) [38.8%]	431 (26.8%) [36.8%]	34
その他クラブが定める場合	92 (5.7%) [7.7%]	92 (5.7%) [7.9%]	0

注:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数
(29年:1,199、28年:1,170)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	824 (50.9%) [68.7%]	844 (52.6%) [72.1%]	▲ 20
利用料の半額のみ徴収	600 (37.1%) [50.0%]	609 (37.9%) [52.1%]	▲ 9
所得に応じて複数段階で 減額	77 (4.8%) [6.4%]	80 (5.0%) [6.8%]	▲ 3
その他	648 (40.0%) [54.0%]	605 (37.7%) [51.7%]	43

注:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数
(29年:1,199、28年:1,170)に対する割合である。

(市町村数)

利用料の加算	平成29年	平成28年	増減
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	63 (3.9%)	78 (4.9%)	▲ 15

注:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619、28年:1,606)に対する割合である。

38 放課後児童クラブにおける利用料の徴収の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用料の徴収を行っている	20,736 (84.4%)	19,502 (82.6%)	1,234

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

(か所)

利用料の月額	平成 29 年	平成 28 年	増減
2,000円未満	537 (2.6%)	394 (2.0%)	143
2,000～4,000円未満	4,034 (19.5%)	3,664 (18.8%)	370
4,000～6,000円未満	5,832 (28.1%)	5,563 (28.5%)	269
6,000～8,000円未満	4,688 (22.6%)	4,609 (23.6%)	79
8,000～10,000円未満	2,676 (12.9%)	2,557 (13.1%)	119
10,000～12,000円未満	1,566 (7.6%)	1,265 (6.5%)	301
12,000～14,000円未満	514 (2.5%)	624 (3.2%)	▲ 110
14,000～16,000円未満	334 (1.6%)	317 (1.6%)	17
16,000円以上	555 (2.7%)	509 (2.6%)	46
計	20,736 (100.0%)	19,502 (100.0%)	1,234

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736、28年:19,502)に対する割合である。

(か所)

実費徴収平均月額	平成 29 年
実費徴収なし	10,979 (44.7%)
500円未満	424 (1.7%)
500～1,000円未満	1,289 (5.2%)
1,000～1,500円未満	2,759 (11.2%)
1,500～2,000円未満	3,998 (16.3%)
2,000～2,500円未満	3,539 (14.4%)
2,500～3,000円未満	748 (3.0%)
3,000～3,500円未満	471 (1.9%)
3,500円以上	366 (1.5%)
計	24,573 (100.0%)

注:()内は全クラブ数(29年:24,573)に対する割合である。

39 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用料の減免を行っている	17,016 (82.1%)	15,812 (81.1%)	1204

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736、28年:19,502)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 29 年		平成 28 年		増減
生活保護受給世帯	12,222	(49.7%) [71.8%]	10,940	(46.3%) [69.2%]	1,282
市町村民税非課税世帯	7,616	(31.0%) [44.8%]	6,944	(29.4%) [43.9%]	672
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	1,997	(8.1%) [11.7%]	1,901	(8.0%) [12.0%]	96
就学援助受給世帯	4,700	(19.1%) [27.6%]	4,137	(17.5%) [26.2%]	563
ひとり親世帯	5,265	(21.4%) [30.9%]	4,561	(19.3%) [28.8%]	704
兄弟姉妹利用世帯	9,952	(40.5%) [58.5%]	9,217	(39.0%) [58.3%]	735
その他市町村が定める場合	6,929	(28.2%) [40.7%]	6,398	(27.1%) [40.5%]	531
その他クラブが定める場合	925	(3.8%) [5.4%]	791	(3.3%) [5.0%]	134

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(29年:17,016、28年:15,812)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 29 年		平成 28 年		増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	10,888	(44.3%) [64.0%]	11,025	(46.7%) [69.7%]	▲ 137
利用料の半額のみ徴収	7,853	(32.0%) [46.2%]	7,229	(30.6%) [45.7%]	624
所得に応じて複数段階で 減額	1,170	(4.8%) [6.9%]	979	(4.1%) [6.2%]	191
その他	10,199	(41.5%) [59.9%]	8,677	(36.7%) [54.9%]	1,522

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(29年:17,016、28年:15,812)に対する割合である。

(か所)

利用料の加算	平成29年	平成28年	増減
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	724 (2.9%)	749 (3.2%)	▲ 25

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

40 指定管理者制度による実施の有無の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
実施している	3,155 (28.2%)	3,068 (29.0%)	87
実施していない	8,021 (71.8%)	7,521 (71.0%)	500

注:()内は公立民営クラブ数(29年:11,176、28年:10,589)に対する割合である。

41 おやつ提供の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
おやつ提供有り	22,386 (91.1%)	21,512 (91.1%)	874
おやつ提供無し	2,187 (8.9%)	2,107 (8.9%)	80
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	平成 29 年	平成 28 年	増減
13:00以前	2 (0.0%)	6 (0.0%)	▲ 4
13:00 ~ 13:30	7 (0.0%)	10 (0.0%)	▲ 3
13:31 ~ 14:00	39 (0.2%)	45 (0.2%)	▲ 6
14:01 ~ 14:30	47 (0.2%)	38 (0.2%)	9
14:31 ~ 15:00	1,740 (7.8%)	1,605 (7.5%)	135
15:01 ~ 15:30	7,621 (34.0%)	7,506 (34.9%)	115
15:31 ~ 16:00	7,712 (34.5%)	7,649 (35.6%)	63
16:01 ~ 16:30	4,242 (18.9%)	3,801 (17.7%)	441
16:31 ~ 17:00	465 (2.1%)	411 (1.9%)	54
17:01以降	511 (2.3%)	441 (2.1%)	70
計	22,386 (100.0%)	21,512 (100.0%)	874

注:()内はおやつ提供有りのクラブ数(29年:22,386、28年:21,512)に対する割合である。

42 保護者との連携の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
子どもの出欠席等の把握	24,447 (99.5%)	23,492 (99.5%)	955
保護者からの相談への対応	24,487 (99.7%)	23,551 (99.7%)	936
保護者との連絡	24,448 (99.5%)	23,492 (99.5%)	956

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

43 育成支援の記録の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
育成支援の内容を記録している	21,003 (85.5%)	20,041 (84.9%)	962

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

44 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	24,347 (99.1%)	23,324 (98.8%)	1,023
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	22,816 (92.8%)	21,587 (91.4%)	1,229

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

45 運営規程の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
運営規程を定めている	23,329 (94.9%)	22,167 (93.9%)	1,162
運営規程を定めていない	1,244 (5.1%)	1,452 (6.1%)	▲ 208
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

運営規程に定めている事項	平成 29 年		平成 28 年		増減
事業の目的及び運営の方針	23,252	(94.6%) [99.7%]	22,084	(93.5%) [99.6%]	1,168
職員の職種、員数及び職務の内容	22,384	(91.1%) [95.9%]	21,180	(89.7%) [95.5%]	1,204
開所している日及び時間	23,222	(94.5%) [99.5%]	22,050	(93.4%) [99.5%]	1,172
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	22,931	(93.3%) [98.3%]	21,783	(92.2%) [98.3%]	1,148
利用定員	21,004	(85.5%) [90.0%]	19,835	(84.0%) [89.5%]	1,169
通常の事業の実施地域	22,250	(90.5%) [95.4%]	21,086	(89.3%) [95.1%]	1,164
事業の利用に当たっての留意事項	22,382	(91.1%) [95.9%]	21,287	(90.1%) [96.0%]	1,095
緊急時等における対応方法	22,129	(90.1%) [94.9%]	20,750	(87.9%) [93.6%]	1,379
非常災害対策	21,768	(88.6%) [93.3%]	20,468	(86.7%) [92.3%]	1,300
虐待の防止のための措置に関する事項	20,184	(82.1%) [86.5%]	18,896	(80.0%) [85.2%]	1,288
その他事業の運営に関する重要事項	9,982	(40.6%) [42.8%]	9,585	(40.6%) [43.2%]	397

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合、[]内は運営規程を定めているクラブ数(29年:23,329、28年:22,167)に対する割合である。

46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
帳簿を整備している	23,875 (97.2%)	22,825 (96.6%)	1,050

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

47 放課後児童支援員等を対象とした健康診断の実施状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
健康診断を実施している	21,109 (85.9%)	19,582 (82.9%)	1,527

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

48 労災保険等への加入状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
労災保険等への加入などを行っている	23,470 (95.5%)	22,229 (94.1%)	1,241

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

49 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	23,665 (96.3%)	22,627 (95.8%)	1,038
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	20,065 (81.7%)	18,577 (78.7%)	1,488

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

50 学校との連携状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
学校との情報交換を行っている	24,235 (98.6%)	23,291 (98.6%)	944
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	19,090 (77.7%)	17,954 (76.0%)	1,136

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

51 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	14,440 (58.8%)	13,809 (58.5%)	631

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

52 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	17,987 (73.2%)	16,440 (69.6%)	1,547
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	13,784 (56.1%)	12,685 (53.7%)	1,099
医療・保健・福祉等機関と連携している	16,431 (66.9%)	15,642 (66.2%)	789

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

53 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		平成 29 年	平成 28 年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		22,698 (92.4%)	21,778 (92.2%)	920
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	23,934 (97.4%)	22,807 (96.6%)	1,127
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	21,792 (88.7%)	20,665 (87.5%)	1,127
	損害賠償保険に加入している	22,481 (91.5%)	21,489 (91.0%)	992
	傷害保険に加入している	23,998 (97.7%)	23,084 (97.7%)	914
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	21,566 (87.8%)	20,367 (86.2%)	1,199
	定期的な避難訓練を行っている	21,702 (88.3%)	20,546 (87.0%)	1,156
	緊急時の連絡体制を整備している	23,417 (95.3%)	22,457 (95.1%)	960
来所・帰宅時の安全確保を行っている		20,708 (84.3%)	19,449 (82.3%)	1,259

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

54 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	23,515 (95.7%)	22,604 (95.7%)	911

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

55 要望・苦情への対応状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	22,544 (91.7%)	21,405 (90.6%)	1,139
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	21,486 (87.4%)	20,408 (86.4%)	1,078

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

56 事業内容の向上を目指す職員集団の形成の状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
職員集団を形成している	22,715 (92.4%)	21,459 (90.9%)	1,256

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

57 研修受講機会の提供状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
資質向上のための研修を実施している	23,944 (97.4%)	22,940 (97.1%)	1,004
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	19,181 (78.1%)	17,971 (76.1%)	1,210
障害児受入のための研修を実施している	21,214 (86.3%)	19,979 (84.6%)	1,235

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	平成 29 年	平成 28 年	増減
1回未満	1,670 (6.8%)	1,787 (7.6%)	▲ 117
1回以上5回未満	13,062 (53.2%)	12,676 (53.7%)	386
5回以上10回未満	5,502 (22.4%)	5,267 (22.3%)	235
10回以上	4,339 (17.7%)	3,889 (16.5%)	450
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	平成 29 年	平成 28 年	増減
1日未満	1,678 (6.8%)	1,805 (7.6%)	▲ 127
1日以上5日未満	12,714 (51.7%)	12,220 (51.7%)	494
5日以上10日未満	5,714 (23.3%)	5,357 (22.7%)	357
10日以上	4,467 (18.2%)	4,237 (17.9%)	230
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

58 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
自己評価の実施有り	12,462 (50.7%)	11,981 (50.7%)	481
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	10,830 (44.1%)	10,338 (43.8%)	492

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

59 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	平成 29 年	平成 28 年	増減
第三者評価の実施有り	6,230 (25.4%)	6,039 (25.6%)	191

注:()内は全クラブ数(29年:24,573、28年:23,619)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	640	27,721
2	青森県	205	9,979
3	岩手県	290	11,761
4	宮城県	271	13,679
5	秋田県	193	9,151
6	山形県	308	13,666
7	福島県	316	14,805
8	茨城県	775	35,562
9	栃木県	461	17,907
10	群馬県	323	15,161
11	埼玉県	1,129	49,923
12	千葉県	821	35,531
13	東京都	1,663	94,905
14	神奈川県	426	19,955
15	新潟県	338	14,557
16	富山県	160	6,363
17	石川県	226	8,884
18	福井県	247	10,308
19	山梨県	256	11,265
20	長野県	328	19,672
21	岐阜県	311	13,928
22	静岡県	426	18,216
23	愛知県	733	37,701
24	三重県	377	14,203
25	滋賀県	265	12,916
26	京都府	262	12,963
27	大阪府	649	34,585
28	兵庫県	520	23,625
29	奈良県	203	11,198
30	和歌山県	129	5,317
31	鳥取県	164	7,198
32	島根県	218	8,155
33	岡山県	218	7,812
34	広島県	269	10,575
35	山口県	290	12,940
36	徳島県	168	7,360
37	香川県	156	6,020
38	愛媛県	200	8,213
39	高知県	78	2,909
40	福岡県	459	27,459
41	佐賀県	248	10,302
42	長崎県	205	8,527
43	熊本県	294	12,065
44	大分県	223	8,886
45	宮崎県	198	7,311
46	鹿児島県	345	12,841
47	沖縄県	322	13,173
都道府県合計		17,306	797,153

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	253	18,301
49	仙台市	207	11,403
50	さいたま市	234	10,198
51	千葉市	163	9,675
52	横浜市	439	15,913
53	川崎市	130	8,842
54	相模原市	102	6,100
55	新潟市	154	9,616
56	静岡市	124	4,735
57	浜松市	132	5,840
58	名古屋市	219	7,458
59	京都市	181	13,366
60	大阪市	167	5,080
61	堺市	94	8,633
62	神戸市	208	13,419
63	岡山市	169	7,050
64	広島市	257	9,451
65	北九州市	134	11,489
66	福岡市	138	15,450
67	熊本市	140	5,042
指定都市合計		3,645	197,061

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	56	2,145
69	旭川市	78	2,777
70	青森市	54	2,637
71	八戸市	48	1,829
72	盛岡市	52	2,419
73	秋田市	41	1,491
74	郡山市	50	2,360
75	いわき市	60	2,610
76	宇都宮市	150	5,146
77	前橋市	64	3,515
78	高崎市	93	4,027
79	川越市	56	2,620
80	越谷市	48	2,773
81	船橋市	89	4,911
82	柏市	55	3,084
83	八王子市	122	5,964
84	横須賀市	62	1,834
85	富山市	101	7,237
86	金沢市	95	4,898
87	長野市	93	6,666
88	岐阜市	46	2,700
89	豊橋市	85	3,164
90	岡崎市	42	2,646
91	豊田市	66	3,500
92	大津市	46	3,200
93	豊中市	41	3,708
94	高槻市	65	3,051
95	枚方市	114	4,415
96	東大阪市	56	3,795
97	姫路市	107	4,395
98	尼崎市	68	2,696
99	西宮市	68	3,356
100	奈良市	48	3,386
101	和歌山市	98	3,282
102	倉敷市	131	4,836
103	福山市	74	4,914
104	呉市	53	2,705
105	下関市	41	2,220
106	高松市	108	4,137
107	松山市	109	5,214
108	高知市	88	4,071
109	久留米市	91	4,156
110	長崎市	92	5,369
111	佐世保市	62	2,395
112	大分市	59	4,485
113	宮崎市	51	3,493
114	鹿児島市	165	6,439
115	那覇市	81	4,277
中核市合計		3,622	176,948
総合計		24,573	1,171,162

（平成29年5月1日

保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	29年度	28年度	増減
1	北海道	640	629	11
2	青森県	205	202	3
3	岩手県	290	272	18
4	宮城県	271	273	△ 2
5	秋田県	193	187	6
6	山形県	308	296	12
7	福島県	316	336	△ 20
8	茨城県	775	754	21
9	栃木県	461	452	9
10	群馬県	323	315	8
11	埼玉県	1,129	1,052	77
12	千葉県	821	794	27
13	東京都	1,663	1,625	38
14	神奈川県	426	413	13
15	新潟県	338	324	14
16	富山県	160	155	5
17	石川県	226	213	13
18	福井県	247	252	△ 5
19	山梨県	256	245	11
20	長野県	328	322	6
21	岐阜県	311	297	14
22	静岡県	426	410	16
23	愛知県	733	736	△ 3
24	三重県	377	360	17
25	滋賀県	265	244	21
26	京都府	262	274	△ 12
27	大阪府	649	629	20
28	兵庫県	520	507	13
29	奈良県	203	198	5
30	和歌山県	129	125	4
31	鳥取県	164	160	4
32	島根県	218	211	7
33	岡山県	218	217	1
34	広島県	269	263	6
35	山口県	290	312	△ 22
36	徳島県	168	158	10
37	香川県	156	144	12
38	愛媛県	200	193	7
39	高知県	78	74	4
40	福岡県	459	470	△ 11
41	佐賀県	248	245	3
42	長崎県	205	192	13
43	熊本県	294	283	11
44	大分県	223	216	7
45	宮崎県	198	180	18
46	鹿児島県	345	324	21
47	沖縄県	322	294	28
都道府県合計		17,306	16,827	479

No.	指定都市名	29年度	28年度	増減
48	札幌市	253	250	3
49	仙台市	207	181	26
50	さいたま市	234	220	14
51	千葉市	163	159	4
52	横浜市	439	393	46
53	川崎市	130	127	3
54	相模原市	102	96	6
55	新潟市	154	151	3
56	静岡市	124	107	17
57	浜松市	132	123	9
58	名古屋市	219	217	2
59	京都市	181	181	0
60	大阪市	167	138	29
61	堺市	94	93	1
62	神戸市	208	199	9
63	岡山市	169	159	10
64	広島市	257	238	19
65	北九州市	134	133	1
66	福岡市	138	136	2
67	熊本市	140	131	9
指定都市合計		3,645	3,432	213

No.	中核市名	29年度	28年度	増減
68	函館市	56	52	4
69	旭川市	78	72	6
70	青森市	54	49	5
71	八戸市	48	44	4
72	盛岡市	52	49	3
73	秋田市	41	36	5
74	郡山市	50	49	1
75	いわき市	60	50	10
76	宇都宮市	150	126	24
77	前橋市	64	61	3
78	高崎市	93	87	6
79	川越市	56	51	5
80	越谷市	48	47	1
81	船橋市	89	82	7
82	柏市	55	55	0
83	八王子市	122	117	5
84	横須賀市	62	61	1
85	富山市	101	98	3
86	金沢市	95	88	7
87	長野市	93	45	48
88	岐阜市	46	47	△ 1
89	豊橋市	85	83	2
90	岡崎市	42	40	2
91	豊田市	66	64	2
92	大津市	46	44	2
93	豊中市	41	72	△ 31
94	高槻市	65	66	△ 1
95	枚方市	114	100	14
96	東大阪市	56	56	0
97	姫路市	107	99	8
98	尼崎市	68	60	8
99	西宮市	68	66	2
100	奈良市	48	51	△ 3
101	和歌山市	98	94	4
102	倉敷市	131	123	8
103	福山市	74	74	0
104	呉市	53	52	1
105	下関市	41	41	0
106	高松市	108	101	7
107	松山市	109	105	4
108	高知市	88	84	4
109	久留米市	91	49	42
110	長崎市	92	90	2
111	佐世保市	62	53	9
112	大分市	59	55	4
113	宮崎市	51	51	0
114	鹿児島市	165	142	23
115	那覇市	81	79	2
中核市合計		3,622	3,360	262
総合計		24,573	23,619	954

※平成29年度から「八戸市」が中核市となったため、平成28年度公表データ「青森県」から八戸市のクラブ数（44カ所）を減算している。

（平成29年5月1日
保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	29年度	28年度	増減
1	北海道	27,721	26,719	1,002
2	青森県	9,979	9,467	512
3	岩手県	11,761	11,076	685
4	宮城県	13,679	12,935	744
5	秋田県	9,151	8,616	535
6	山形県	13,666	12,990	676
7	福島県	14,805	13,723	1,082
8	茨城県	35,562	33,628	1,934
9	栃木県	17,907	16,934	973
10	群馬県	15,161	14,412	749
11	埼玉県	49,923	46,904	3,019
12	千葉県	35,531	33,198	2,333
13	東京都	94,905	89,990	4,915
14	神奈川県	19,955	19,001	954
15	新潟県	14,557	13,489	1,068
16	富山県	6,363	6,189	174
17	石川県	8,884	8,646	238
18	福井県	10,308	9,998	310
19	山梨県	11,265	10,536	729
20	長野県	19,672	18,395	1,277
21	岐阜県	13,928	13,058	870
22	静岡県	18,216	16,760	1,456
23	愛知県	37,701	34,902	2,799
24	三重県	14,203	13,083	1,120
25	滋賀県	12,916	11,659	1,257
26	京都府	12,963	12,594	369
27	大阪府	34,585	32,324	2,261
28	兵庫県	23,625	21,886	1,739
29	奈良県	11,198	10,289	909
30	和歌山県	5,317	4,786	531
31	鳥取県	7,198	6,724	474
32	島根県	8,155	7,869	286
33	岡山県	7,812	7,478	334
34	広島県	10,575	10,037	538
35	山口県	12,940	12,096	844
36	徳島県	7,360	6,768	592
37	香川県	6,020	5,544	476
38	愛媛県	8,213	7,570	643
39	高知県	2,909	2,899	10
40	福岡県	27,459	25,967	1,492
41	佐賀県	10,302	9,796	506
42	長崎県	8,527	8,156	371
43	熊本県	12,065	11,276	789
44	大分県	8,886	8,156	730
45	宮崎県	7,311	6,610	701
46	鹿児島県	12,841	11,857	984
47	沖縄県	13,173	11,603	1,570
都道府県合計		797,153	748,593	48,560

No.	指定都市名	29年度	28年度	増減
48	札幌市	18,301	17,125	1,176
49	仙台市	11,403	9,431	1,972
50	さいたま市	10,198	9,690	508
51	千葉市	9,675	8,954	721
52	横浜市	15,913	14,487	1,426
53	川崎市	8,842	6,482	2,360
54	相模原市	6,100	5,681	419
55	新潟市	9,616	9,093	523
56	静岡市	4,735	4,226	509
57	浜松市	5,840	5,445	395
58	名古屋市	7,458	6,934	524
59	京都市	13,366	12,701	665
60	大阪市	5,080	4,036	1,044
61	堺市	8,633	8,031	602
62	神戸市	13,419	12,322	1,097
63	岡山市	7,050	6,611	439
64	広島市	9,451	8,545	906
65	北九州市	11,489	10,883	606
66	福岡市	15,450	14,638	812
67	熊本市	5,042	4,831	211
指定都市合計		197,061	180,146	16,915

No.	中核市名	29年度	28年度	増減
68	函館市	2,145	1,967	178
69	旭川市	2,777	2,686	91
70	青森市	2,637	2,408	229
71	八戸市	1,829	1,729	100
72	盛岡市	2,419	2,303	116
73	秋田市	1,491	1,347	144
74	郡山市	2,360	2,293	67
75	いわき市	2,610	2,433	177
76	宇都宮市	5,146	4,870	276
77	前橋市	3,515	3,296	219
78	高崎市	4,027	3,929	98
79	川越市	2,620	2,362	258
80	越谷市	2,773	2,699	74
81	船橋市	4,911	4,712	199
82	柏市	3,084	2,812	272
83	八王子市	5,964	5,751	213
84	横須賀市	1,834	1,706	128
85	富山市	7,237	7,164	73
86	金沢市	4,898	4,797	101
87	長野市	6,666	4,186	2,480
88	岐阜市	2,700	2,511	189
89	豊橋市	3,164	2,922	242
90	岡崎市	2,646	2,361	285
91	豊田市	3,500	3,232	268
92	大津市	3,200	2,965	235
93	豊中市	3,708	3,512	196
94	高槻市	3,051	3,015	36
95	枚方市	4,415	3,872	543
96	東大阪市	3,795	3,633	162
97	姫路市	4,395	4,280	115
98	尼崎市	2,696	2,441	255
99	西宮市	3,356	3,142	214
100	奈良市	3,386	3,207	179
101	和歌山市	3,282	3,004	278
102	倉敷市	4,836	4,504	332
103	福山市	4,914	4,720	194
104	呉市	2,705	2,487	218
105	下関市	2,220	2,099	121
106	高松市	4,137	3,808	329
107	松山市	5,214	4,926	288
108	高知市	4,071	3,948	123
109	久留米市	4,156	3,793	363
110	長崎市	5,369	5,033	336
111	佐世保市	2,395	2,359	36
112	大分市	4,485	4,089	396
113	宮崎市	3,493	3,319	174
114	鹿児島市	6,439	5,816	623
115	那覇市	4,277	3,898	379
中核市合計		176,948	164,346	12,602
総合計		1,171,162	1,093,085	78,077

※平成29年度から「八戸市」が中核市となったため、平成28年度公表データ「青森県」から八戸市の児童数（1,729人）を減算している。

（平成29年5月1日
保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	29年度	28年度	増減
1	北海道	144	142	2
2	青森県	20	11	9
3	岩手県	59	25	34
4	宮城県	268	327	△ 59
5	秋田県	172	94	78
6	山形県	28	19	9
7	福島県	280	373	△ 93
8	茨城県	343	478	△ 135
9	栃木県	33	30	3
10	群馬県	6	26	△ 20
11	埼玉県	959	985	△ 26
12	千葉県	692	607	85
13	東京都	3,317	3,041	276
14	神奈川県	400	388	12
15	新潟県	90	0	90
16	富山県	60	2	58
17	石川県	0	0	0
18	福井県	22	0	22
19	山梨県	50	63	△ 13
20	長野県	10	32	△ 22
21	岐阜県	161	92	69
22	静岡県	322	381	△ 59
23	愛知県	684	638	46
24	三重県	43	56	△ 13
25	滋賀県	37	63	△ 26
26	京都府	51	40	11
27	大阪府	243	284	△ 41
28	兵庫県	365	303	62
29	奈良県	90	80	10
30	和歌山県	97	54	43
31	鳥取県	52	80	△ 28
32	島根県	81	46	35
33	岡山県	65	118	△ 53
34	広島県	176	105	71
35	山口県	407	415	△ 8
36	徳島県	84	105	△ 21
37	香川県	39	55	△ 16
38	愛媛県	52	102	△ 50
39	高知県	6	25	△ 19
40	福岡県	443	442	1
41	佐賀県	235	183	52
42	長崎県	22	7	15
43	熊本県	208	242	△ 34
44	大分県	39	104	△ 65
45	宮崎県	108	116	△ 8
46	鹿児島県	203	174	29
47	沖縄県	806	624	182
都道府県合計		12,072	11,577	495

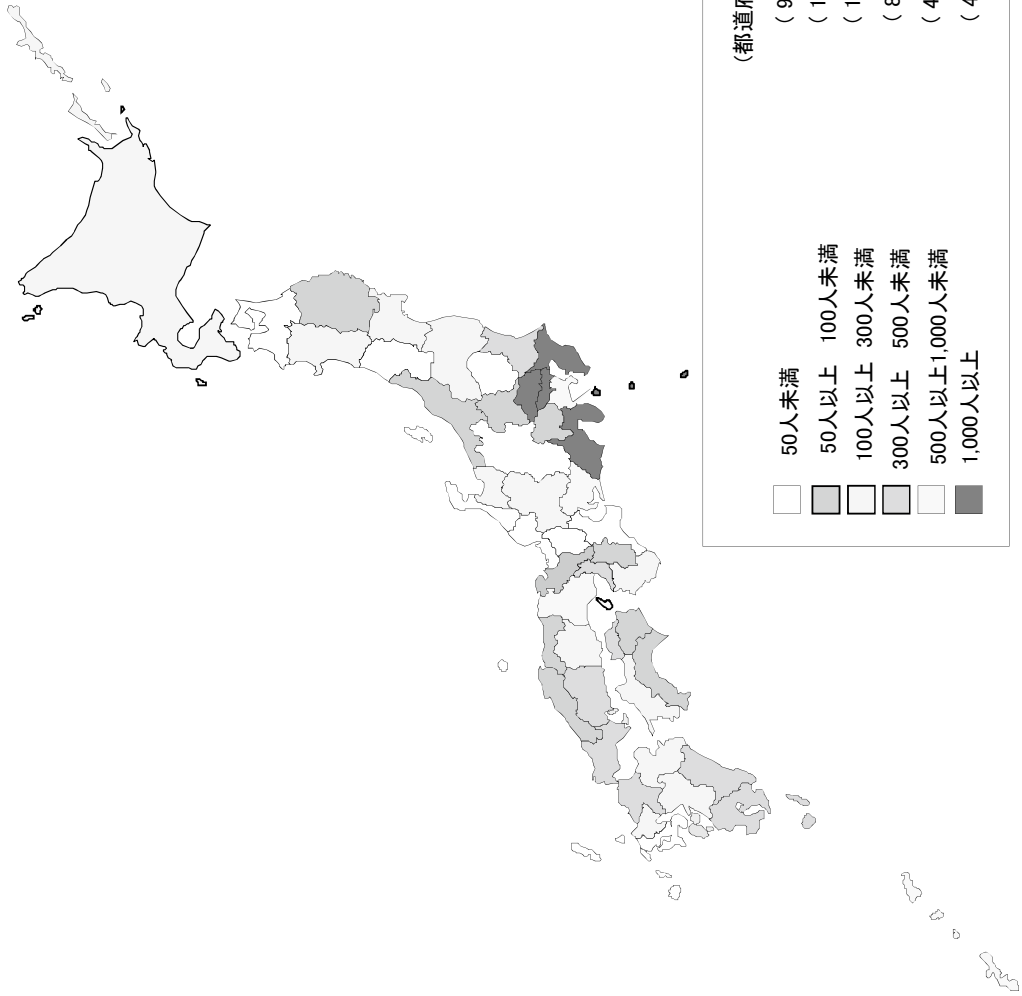
No.	指定都市名	29年度	28年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	27	19	8
50	さいたま市	483	594	△ 111
51	千葉市	287	383	△ 96
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	135	236	△ 101
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	315	330	△ 15
57	浜松市	392	377	15
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	143	△ 143
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	62	32	30
64	広島市	202	112	90
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		1,903	2,226	△ 323

No.	中核市名	29年度	28年度	増減
68	函館市	10	3	7
69	旭川市	0	132	△ 132
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	21	31	△ 10
73	秋田市	5	17	△ 12
74	郡山市	5	0	5
75	いわき市	0	11	△ 11
76	宇都宮市	0	0	0
77	前橋市	53	56	△ 3
78	高崎市	0	0	0
79	川越市	0	0	0
80	越谷市	249	267	△ 18
81	船橋市	141	329	△ 188
82	柏市	57	61	△ 4
83	八王子市	283	376	△ 93
84	横須賀市	49	29	20
85	富山市	63	51	12
86	金沢市	39	53	△ 14
87	長野市	0	0	0
88	岐阜市	3	1	2
89	豊橋市	0	3	△ 3
90	岡崎市	242	170	72
91	豊田市	0	0	0
92	大津市	0	0	0
93	豊中市	0	0	0
94	高槻市	45	14	31
95	枚方市	1	14	△ 13
96	東大阪市	120	14	106
97	姫路市	177	62	115
98	尼崎市	355	344	11
99	西宮市	0	26	△ 26
100	奈良市	0	0	0
101	和歌山市	19	37	△ 18
102	倉敷市	31	72	△ 41
103	福山市	0	0	0
104	呉市	0	0	0
105	下関市	73	90	△ 17
106	高松市	269	280	△ 11
107	松山市	150	26	124
108	高知市	90	72	18
109	久留米市	0	0	0
110	長崎市	0	0	0
111	佐世保市	20	11	9
112	大分市	103	85	18
113	宮崎市	251	328	△ 77
114	鹿児島市	229	298	△ 69
115	那覇市	42	37	5
中核市合計		3,195	3,400	△ 205
総合計		17,170	17,203	△ 33

※平成29年度から「八戸市」が中核市となったため、平成28年度公表データ「青森県」から八戸市の児童数（0人）を減算している。

（平成29年5月1日
保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

平成29年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



都道府県	利用できな かった児童数	人
北海道	154	154
青森県	20	20
岩手県	80	80
宮城県	295	295
秋田県	177	177
山形県	28	28
福島県	285	285
茨城県	343	343
栃木県	33	33
群馬県	59	59
埼玉県	1,691	1,691
千葉県	1,177	1,177
東京都	3,600	3,600
神奈川県	584	584
新潟県	90	90
富山県	123	123
石川県	39	39
福井県	22	22
山梨県	50	50
長野県	10	10
岐阜県	164	164
静岡県	1,029	1,029
愛知県	926	926
三重県	43	43
滋賀県	37	37
京都府	51	51
大阪府	409	409
兵庫県	897	897
奈良県	90	90
和歌山県	116	116
鳥取県	52	52
島根県	81	81
岡山県	158	158
広島県	378	378
山口県	480	480
徳島県	84	84
香川県	308	308
愛媛県	202	202
高知県	96	96
福岡県	443	443
佐賀県	235	235
長崎県	42	42
熊本県	208	208
大分県	142	142
宮崎県	359	359
鹿児島県	432	432
沖縄県	848	848
計	17,170	17,170

注：各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

利用できなかった児童（待機児童数）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

(単位：か所)

No.	都道府県名	29年度	28年度	増減
1	北海道	15	18	△ 3
2	青森県	3	2	1
3	岩手県	7	5	2
4	宮城県	12	12	0
5	秋田県	4	4	0
6	山形県	3	4	△ 1
7	福島県	10	8	2
8	茨城県	11	12	△ 1
9	栃木県	7	5	2
10	群馬県	1	3	△ 2
11	埼玉県	19	22	△ 3
12	千葉県	20	19	1
13	東京都	38	36	2
14	神奈川県	14	14	0
15	新潟県	1	0	1
16	富山県	2	1	1
17	石川県	0	0	0
18	福井県	2	0	2
19	山梨県	6	7	△ 1
20	長野県	3	2	1
21	岐阜県	11	10	1
22	静岡県	16	16	0
23	愛知県	19	20	△ 1
24	三重県	6	7	△ 1
25	滋賀県	4	4	0
26	京都府	4	2	2
27	大阪府	10	9	1
28	兵庫県	12	13	△ 1
29	奈良県	6	6	0
30	和歌山県	5	4	1
31	鳥取県	4	5	△ 1
32	島根県	5	3	2
33	岡山県	6	7	△ 1
34	広島県	6	4	2
35	山口県	7	7	0
36	徳島県	6	6	0
37	香川県	1	3	△ 2
38	愛媛県	4	5	△ 1
39	高知県	2	4	△ 2
40	福岡県	18	22	△ 4
41	佐賀県	6	7	△ 1
42	長崎県	3	1	2
43	熊本県	9	9	0
44	大分県	5	3	2
45	宮崎県	7	6	1
46	鹿児島県	10	7	3
47	沖縄県	19	15	4
都道府県合計		389	379	10

No.	指定都市名	29年度	28年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	1	△ 1
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		8	9	△ 1

No.	中核市名	29年度	28年度	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	1	△ 1
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	郡山市	1	0	1
75	いわき市	0	1	△ 1
76	宇都宮市	0	0	0
77	前橋市	1	1	0
78	高崎市	0	0	0
79	川越市	0	0	0
80	越谷市	1	1	0
81	船橋市	1	1	0
82	柏市	1	1	0
83	八王子市	1	1	0
84	横須賀市	1	1	0
85	富山市	1	1	0
86	金沢市	1	1	0
87	長野市	0	0	0
88	岐阜市	1	1	0
89	豊橋市	0	1	△ 1
90	岡崎市	1	1	0
91	豊田市	0	0	0
92	大津市	0	0	0
93	豊中市	0	0	0
94	高槻市	1	1	0
95	枚方市	1	1	0
96	東大阪市	1	1	0
97	姫路市	1	1	0
98	尼崎市	1	1	0
99	西宮市	0	1	△ 1
100	奈良市	0	0	0
101	和歌山市	1	1	0
102	倉敷市	1	1	0
103	福山市	0	0	0
104	呉市	0	0	0
105	下関市	1	1	0
106	高松市	1	1	0
107	松山市	1	1	0
108	高知市	1	1	0
109	久留米市	0	0	0
110	長崎市	0	0	0
111	佐世保市	1	1	0
112	大分市	1	1	0
113	宮崎市	1	1	0
114	鹿児島市	1	1	0
115	那覇市	1	1	0
中核市合計		30	33	△ 3
総合計		427	421	6

※平成29年度から「八戸市」が中核市となったため、平成28年度公表データ「青森県」から八戸市の分（0市）を減算している。

(平成29年5月1日
保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ)

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	2,568	583	22.7%
2	青森県	774	373	48.2%
3	岩手県	1,349	583	43.2%
4	宮城県	1,352	240	17.8%
5	秋田県	922	134	14.5%
6	山形県	1,473	781	53.0%
7	福島県	1,425	480	33.7%
8	茨城県	3,972	746	18.8%
9	栃木県	2,304	1,082	47.0%
10	群馬県	1,652	558	33.8%
11	埼玉県	5,499	1,501	27.3%
12	千葉県	4,188	1,092	26.1%
13	東京都	11,839	3,848	32.5%
14	神奈川県	2,454	438	17.8%
15	新潟県	1,466	334	22.8%
16	富山県	1,040	156	15.0%
17	石川県	857	314	36.6%
18	福井県	1,260	228	18.1%
19	山梨県	782	323	41.3%
20	長野県	1,563	378	24.2%
21	岐阜県	1,607	309	19.2%
22	静岡県	2,036	659	32.4%
23	愛知県	4,349	608	14.0%
24	三重県	2,317	644	27.8%
25	滋賀県	1,652	660	40.0%
26	京都府	1,331	225	16.9%
27	大阪府	2,970	251	8.5%
28	兵庫県	2,438	357	14.6%
29	奈良県	1,158	234	20.2%
30	和歌山県	712	269	37.8%
31	鳥取県	818	200	24.4%
32	島根県	1,413	483	34.2%
33	岡山県	1,353	437	32.3%
34	広島県	1,046	216	20.7%
35	山口県	1,531	170	11.1%
36	徳島県	856	405	47.3%
37	香川県	581	142	24.4%
38	愛媛県	952	98	10.3%
39	高知県	455	188	41.3%
40	福岡県	2,670	897	33.6%
41	佐賀県	927	142	15.3%
42	長崎県	997	338	33.9%
43	熊本県	1,343	484	36.0%
44	大分県	1,223	416	34.0%
45	宮崎県	745	317	42.6%
46	鹿児島県	1,431	475	33.2%
47	沖縄県	1,540	864	56.1%
都道府県合計		89,190	24,660	27.6%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,187	604	50.9%
49	仙台市	1,096	454	41.4%
50	さいたま市	1,349	491	36.4%
51	千葉市	864	444	51.4%
52	横浜市	3,450	1,091	31.6%
53	川崎市	1,381	257	18.6%
54	相模原市	1,249	104	8.3%
55	新潟市	1,048	582	55.5%
56	静岡市	426	17	4.0%
57	浜松市	858	71	8.3%
58	名古屋市	1,592	406	25.5%
59	京都市	737	409	55.5%
60	大阪市	1,303	578	44.4%
61	堺市	1,268	42	3.3%
62	神戸市	1,826	223	12.2%
63	岡山市	932	107	11.5%
64	広島市	979	42	4.3%
65	北九州市	1,588	485	30.5%
66	福岡市	658	0	0.0%
67	熊本市	609	23	3.8%
指定都市合計		24,400	6,430	26.4%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	282	140	49.6%
69	旭川市	173	10	5.8%
70	青森市	192	191	99.5%
71	八戸市	209	102	48.8%
72	盛岡市	286	108	37.8%
73	秋田市	222	152	68.5%
74	郡山市	165	4	2.4%
75	いわき市	295	142	48.1%
76	宇都宮市	320	320	100.0%
77	前橋市	462	156	33.8%
78	高崎市	504	166	32.9%
79	川崎市	178	166	93.3%
80	越谷市	211	179	84.8%
81	船橋市	440	0	0.0%
82	柏市	302	105	34.8%
83	八王子	423	150	35.5%
84	横須賀市	378	98	25.9%
85	富山市	635	123	19.4%
86	金沢市	465	179	38.5%
87	長野市	836	0	0.0%
88	岐阜市	243	0	0.0%
89	豊橋市	361	43	11.9%
90	岡崎市	284	8	2.8%
91	豊田市	302	40	13.2%
92	大津市	344	13	3.8%
93	豊中市	228	72	31.6%
94	高槻市	296	3	1.0%
95	枚方市	233	162	69.5%
96	東大阪市	558	190	34.1%
97	姫路市	444	0	0.0%
98	尼崎市	247	22	8.9%
99	西宮市	248	152	61.3%
100	奈良市	454	17	3.7%
101	和歌山市	440	13	3.0%
102	倉敷市	690	236	34.2%
103	福山市	261	0	0.0%
104	呉市	236	69	29.2%
105	下関市	181	1	0.6%
106	高松市	379	30	7.9%
107	松山市	711	10	1.4%
108	高知市	292	2	0.7%
109	久留米市	273	97	35.5%
110	長崎市	743	255	34.3%
111	佐世保市	284	161	56.7%
112	大分市	445	143	32.1%
113	宮崎市	238	33	13.9%
114	鹿児島市	898	63	7.0%
115	那覇市	455	216	47.5%
中核市合計		17,746	4,542	25.6%
総合計		131,336	35,632	27.1%

（平成29年5月1日 保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	172	43	215	33.6%
2	青森県	57	18	75	36.6%
3	岩手県	49	59	108	37.2%
4	宮城県	63	52	115	42.4%
5	秋田県	75	14	89	46.1%
6	山形県	76	30	106	34.4%
7	福島県	78	39	117	37.0%
8	茨城県	311	191	502	64.8%
9	栃木県	92	85	177	38.4%
10	群馬県	48	56	104	32.2%
11	埼玉県	341	385	726	64.3%
12	千葉県	367	240	607	73.9%
13	東京都	499	392	891	53.6%
14	神奈川県	143	49	192	45.1%
15	新潟県	115	56	171	50.6%
16	富山県	58	29	87	54.4%
17	石川県	49	35	84	37.2%
18	福井県	64	9	73	29.6%
19	山梨県	34	35	69	27.0%
20	長野県	70	60	130	39.6%
21	岐阜県	160	72	232	74.6%
22	静岡県	144	122	266	62.4%
23	愛知県	201	154	355	48.4%
24	三重県	32	90	122	32.4%
25	滋賀県	58	80	138	52.1%
26	京都府	87	101	188	71.8%
27	大阪府	401	208	609	93.8%
28	兵庫県	219	145	364	70.0%
29	奈良県	61	67	128	63.1%
30	和歌山県	56	23	79	61.2%
31	鳥取県	53	31	84	51.2%
32	島根県	58	40	98	45.0%
33	岡山県	66	46	112	51.4%
34	広島県	71	80	151	56.1%
35	山口県	97	82	179	61.7%
36	徳島県	29	37	66	39.3%
37	香川県	44	44	88	56.4%
38	愛媛県	72	54	126	63.0%
39	高知県	28	30	58	74.4%
40	福岡県	111	223	334	72.8%
41	佐賀県	107	85	192	77.4%
42	長崎県	7	22	29	14.1%
43	熊本県	38	79	117	39.8%
44	大分県	47	54	101	45.3%
45	宮崎県	51	10	61	30.8%
46	鹿児島県	31	23	54	15.7%
47	沖縄県	6	19	25	7.8%
都道府県合計	5,096	3,898	8,994	52.0%	

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	38.3%
49	仙台市	46	2	48	23.2%
50	さいたま市	29	32	61	26.1%
51	千葉市	67	54	121	74.2%
52	横浜市	198	6	204	46.5%
53	川崎市	44	69	113	86.9%
54	相模原市	17	23	40	39.2%
55	新潟市	27	58	85	55.2%
56	静岡市	67	34	101	81.5%
57	浜松市	36	72	108	81.8%
58	名古屋市	42	0	42	19.2%
59	京都市	25	7	32	17.7%
60	大阪市	62	0	62	37.1%
61	堺市	70	20	90	95.7%
62	神戸市	44	4	48	23.1%
63	岡山市	41	104	145	85.8%
64	広島市	48	63	111	43.2%
65	北九州市	16	74	90	67.2%
66	福岡市	24	110	134	97.1%
67	熊本市	27	88	115	82.1%
指定都市合計	1,027	820	1,847	50.7%	

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	17	1	18	32.1%
69	旭川市	30	23	53	67.9%
70	青森市	32	2	34	63.0%
71	八戸市	11	1	12	25.0%
72	盛岡市	4	2	6	11.5%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	郡山市	27	18	45	90.0%
75	いわき市	14	21	35	58.3%
76	宇都宮市	48	86	134	89.3%
77	前橋市	6	20	26	40.6%
78	高崎市	9	57	66	71.0%
79	川越市	37	18	55	98.2%
80	越谷市	9	32	41	85.4%
81	船橋市	37	44	81	91.0%
82	柏市	11	40	51	92.7%
83	八王子	33	42	75	61.5%
84	横須賀市	22	0	22	35.5%
85	富山市	25	25	50	49.5%
86	金沢市	13	4	17	17.9%
87	長野市	48	1	49	52.7%
88	岐阜市	40	0	40	87.0%
89	豊橋市	15	15	30	35.3%
90	岡崎市	2	3	5	11.9%
91	豊田市	30	35	65	98.5%
92	大津市	8	13	21	45.7%
93	豊中市	37	4	41	100.0%
94	高槻市	27	34	61	93.8%
95	枚方市	30	73	103	90.4%
96	東大阪市	31	20	51	91.1%
97	姫路市	7	69	76	71.0%
98	尼崎市	10	41	51	75.0%
99	西宮市	6	57	63	92.6%
100	奈良市	11	33	44	91.7%
101	和歌山市	66	17	83	84.7%
102	倉敷市	41	72	113	86.3%
103	福山市	45	19	64	86.5%
104	呉市	31	14	45	84.9%
105	下関市	28	8	36	87.8%
106	高松市	35	54	89	82.4%
107	松山市	21	65	86	78.9%
108	高知市	40	43	83	94.3%
109	久留米市	5	77	82	90.1%
110	長崎市	23	21	44	47.8%
111	佐世保市	1	10	11	17.7%
112	大分市	18	28	46	78.0%
113	宮崎市	19	21	40	78.4%
114	鹿児島市	36	32	68	41.2%
115	那覇市	12	7	19	23.5%
中核市合計	1,108	1,322	2,430	67.1%	
総合計	7,231	6,040	13,271	54.0%	

（平成29年5月1日 保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

同一小学校内（学校の余剰教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	23	5	28	13.0%
2	青森県	6	2	8	10.7%
3	岩手県	6	5	11	10.2%
4	宮城県	4	12	16	13.9%
5	秋田県	9	2	11	12.4%
6	山形県	7	3	10	9.4%
7	福島県	20	2	22	18.8%
8	茨城県	125	123	248	49.4%
9	栃木県	16	6	22	12.4%
10	群馬県	5	3	8	7.7%
11	埼玉県	106	165	271	37.3%
12	千葉県	43	36	79	13.0%
13	東京都	435	294	729	81.8%
14	神奈川県	30	18	48	25.0%
15	新潟県	6	8	14	8.2%
16	富山県	19	5	24	27.6%
17	石川県	0	1	1	1.2%
18	福井県	5	1	6	8.2%
19	山梨県	4	5	9	13.0%
20	長野県	16	15	31	23.8%
21	岐阜県	22	10	32	13.8%
22	静岡県	30	26	56	21.1%
23	愛知県	63	44	107	30.1%
24	三重県	6	17	23	18.9%
25	滋賀県	0	2	2	1.4%
26	京都府	27	56	83	44.1%
27	大阪府	311	130	441	72.4%
28	兵庫県	95	57	152	41.8%
29	奈良県	8	18	26	20.3%
30	和歌山県	11	10	21	26.6%
31	鳥取県	0	3	3	3.6%
32	島根県	22	15	37	37.8%
33	岡山県	8	5	13	11.6%
34	広島県	5	16	21	13.9%
35	山口県	28	16	44	24.6%
36	徳島県	12	3	15	22.7%
37	香川県	1	4	5	5.7%
38	愛媛県	12	14	26	20.6%
39	高知県	4	2	6	10.3%
40	福岡県	22	29	51	15.3%
41	佐賀県	16	18	34	17.7%
42	長崎県	2	0	2	6.9%
43	熊本県	5	4	9	7.7%
44	大分県	9	12	21	20.8%
45	宮崎県	1	0	1	1.6%
46	鹿児島県	1	0	1	1.9%
47	沖縄県	2	6	8	32.0%
都道府県合計		1,608	1,228	2,836	31.5%

No.	指定都市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	100.0%
49	仙台市	1	0	1	2.1%
50	さいたま市	24	26	50	82.0%
51	千葉市	24	37	61	50.4%
52	横浜市	198	6	204	100.0%
53	川崎市	44	69	113	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	4	3	7	8.2%
56	静岡市	17	9	26	25.7%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	42	0	42	100.0%
59	京都市	0	0	0	0.0%
60	大阪市	59	0	59	95.2%
61	堺市	18	3	21	23.3%
62	神戸市	0	0	0	0.0%
63	岡山市	7	25	32	22.1%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	0	0	0	0.0%
67	熊本市	27	88	115	100.0%
指定都市合計		565	267	832	45.0%

No.	中核市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.1%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	32	2	34	100.0%
71	八戸市	2	0	2	16.7%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	郡山市	0	0	0	0.0%
75	いわき市	0	0	0	0.0%
76	宇都宮市	37	74	111	82.8%
77	前橋市	5	18	23	88.5%
78	高崎市	0	0	0	0.0%
79	川崎市	0	0	0	0.0%
80	越谷市	0	0	0	0.0%
81	船橋市	37	44	81	100.0%
82	柏市	10	39	49	96.1%
83	八王子	32	40	72	96.0%
84	横須賀市	0	0	0	0.0%
85	富山市	7	2	9	18.0%
86	金沢市	0	0	0	0.0%
87	長野市	48	1	49	100.0%
88	岐阜市	4	0	4	10.0%
89	豊橋市	0	0	0	0.0%
90	岡崎市	1	0	1	20.0%
91	豊田市	2	0	2	3.1%
92	大津市	0	0	0	0.0%
93	豊中市	0	0	0	0.0%
94	高槻市	0	0	0	0.0%
95	枚方市	30	73	103	100.0%
96	東大阪市	0	0	0	0.0%
97	姫路市	0	0	0	0.0%
98	尼崎市	10	41	51	100.0%
99	西宮市	0	0	0	0.0%
100	奈良市	10	33	43	97.7%
101	和歌山市	0	0	0	0.0%
102	倉敷市	39	72	111	98.2%
103	福山市	12	4	16	25.0%
104	呉市	0	0	0	0.0%
105	下関市	11	1	12	33.3%
106	高松市	8	12	20	22.5%
107	松山市	9	24	33	38.4%
108	高知市	0	0	0	0.0%
109	久留米市	0	0	0	0.0%
110	長崎市	2	3	5	11.4%
111	佐世保市	1	7	8	72.7%
112	大分市	0	0	0	0.0%
113	宮崎市	0	0	0	0.0%
114	鹿児島市	20	12	32	47.1%
115	那覇市	7	6	13	68.4%
中核市合計		378	508	886	36.5%
総合計		2,551	2,003	4,554	34.3%

（平成29年5月1日 保育課（子育て支援課）健全育成推進室調べ）

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約94万人⇒約122万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)をを目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づき取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たつての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ▶ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができ、共通のプログラムの充実
- ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
- ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づき市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H30予算案	60.1億円の内数	799.7億円
実施か所数 (クラブ児童数)	17,615か所 (平成29年9月) (一体型) 4,554カ所 (平成29年5月)	24,573か所 (1,171,162人) (平成29年5月)
実施場所	小学校 69.1%、その他 (公民館、中学校など) 30.9% (平成29年9月)	小学校 54.0%、その他 (児童館、公的施設など) 46.0% (平成29年5月)

今後の方向性

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づき計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 全小中学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

新しい経済政策パッケージ
(平成29年12月8日閣議決定)
【抜粋】

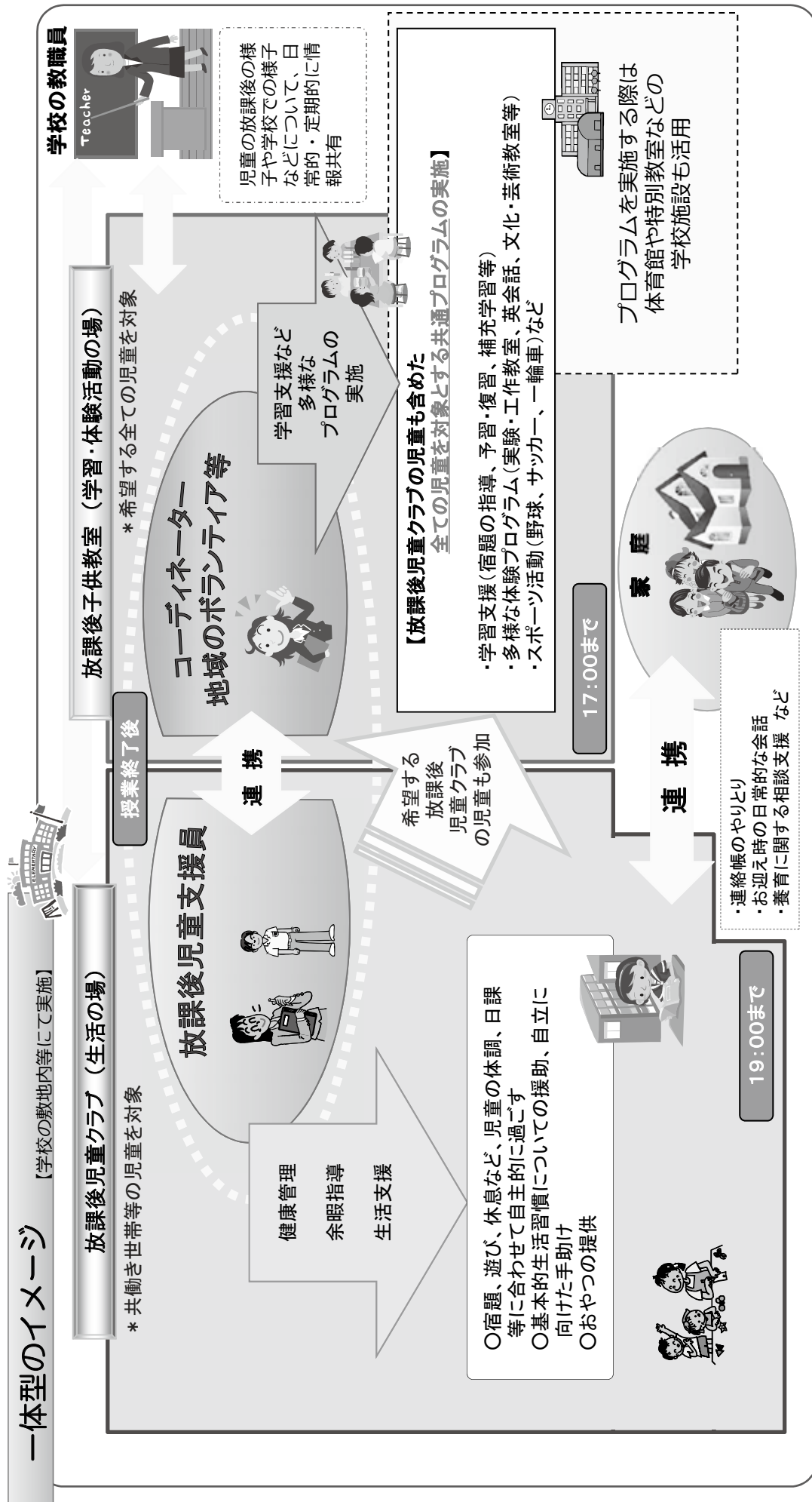
「放課後子ども総合プラン」に基づき2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保を、2018年度までに前倒しする。

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
 - 活動場所は学校の余剰教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施

一体型のイメージ



一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

- 放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進【主な成果】市町村毎の運営委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. 学校の余裕教室等を活用することにより、児童にとつて安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
2. 放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

一体型を推進するための具体的な方策

1. 学校の余裕教室等の徹底活用（小学校内で実施する放課後児童クラブ【平成28年5月現在 約54%】）

- ◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
- ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

2. 学校区毎の協議会を新たに設置

- ◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討

3. 総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として設置）

- ◆平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律」において、新たに設置された「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

文部科学省では「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施。平成27年12月1日現在、総合教育会議において「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」について協議を行った自治体は、8都道府県・指定都市、130市町村。

4. 市町村における新たな数値目標の設定

- ◆平成26年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づき行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載

5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供

平成29年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況①(子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市町村数	市区町村									
1	北海道	6	札幌市①②	函館市①	帯広市①	江別市①	鷹栖町①	名寄市②				
2	青森県	4	藤崎町①	三戸町①	田子町①	新郷村①						
3	岩手県	9	盛岡市①②	大船渡市①	花巻市①②	北上市①②	久慈市①	一関市①				陸前高田市①
4	宮城県	2	滝沢市①	奥州市②								
5	秋田県	2	仙台市①	登米市①②								
6	山形県	14	能代市①	鹿角市①								
7	福島県	3	山形市①②	米沢市①②	鶴岡市①②	酒田市①	寒河江市①②	村山市①				天童市①②
8	茨城県	7	東根市①②	中山町①	大石田町①②	庄内町①	新庄市②	大江町②				遊佐町②
9	栃木県	8	福島市①②	会津若松市①②	いわき市①②							
10	群馬県	13	水戸市①	石岡市①	ひたちなか市①②	常陸大宮市①②	稲敷市①	かすみがうら市①②				東海村②
11	埼玉県	34	足利市①	佐野市①	鹿沼市①	日光市①②	那須塩原市①	栃木市②				矢板市②
12	千葉県	13	野木町②									
13	東京都	4	前橋市①	高崎市①	伊勢崎市①	太田市①	沼田市①	館林市①②				洪川市①
14	神奈川県	13	藤岡市①	安中市①	下仁田町①	みなかみ町①	邑楽町①	桐生市②				
15	新潟県	2	さいたま市①	熊谷市①②	秩父市①	飯能市①	加須市①②	本庄市①②				東松山市①
16	富山県	4	鴻巣市①	深谷市①②	越谷市①	戸田市①②	和光市①	新座市①				桶川市①
17	石川県	7	富士見市①	幸手市①	鶴ヶ島市①	日高市①②	伊奈町①	滑川町①				小川町①
18	福井県	0	川島町①	吉見町①	とさがわ町①②	上里町①	寄居町①	行田市②				上尾市②
19	山梨県	1	草加市②	北本市②	坂戸市②	嵐山町②	鳩山町②	宮代町②				
20	長野県	4	市川市①	船橋市①	野田市①	成田市①	習志野市①	鎌ヶ谷市①				浦安市①
21	岐阜県	5	四街道市①	白井市①	千葉市②	鴨川市②	印西市②	酒々井町②				
22	静岡県	4	板橋区①②	青梅市①	調布市①	武蔵野市②						
23	愛知県	16	相模原市①	相模原市①	横須賀市①	鎌倉市①	茅ヶ崎市①②	逗子市①				伊勢原市①
			南足柄市①	綾瀬市①	松田町①	清川村①	横浜市②	葉山町②				
			燕市①	南魚沼市①								
			富山市①	高岡市①	水尾市①	舟橋村①						
			金沢市①	小松市①	加賀市①	羽咋市①	かほく市①	白山市①②				津幡町①
			北杜市①									
			須坂市①	佐久市①	松本市②	上田市②						
			岐阜市①	中津川市①	瑞浪市①	恵那市①	大垣市②					
			静岡市①	伊東市①	島田市①②	焼津市①②						
			名古屋①②	豊橋市①	岡崎市①	一宮市①	瀬戸市①	春日井市①				豊川市①
			犬山市①	東海市①	大府市①	知多市①	尾張旭市①	豊明市①				長久手市①
			美浜町①	津島市②								

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ②...常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

平成29年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況②(子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市町村数	市区町村																			
24	三重県	8	津市①②	四日市市①	松阪市①②	鈴鹿市①	亀山市①	熊野市①	川越町①													
25	滋賀県	8	御浜町①	栗東市①	野洲市①②	湖南市①②	高島市①	東近江市①	日野町①②													
26	京都府	1	菟王町①																			
27	大阪府	8	向日市①	枚方市①	茨木市①	富田林市①	寝屋川市①	河内長野市①	熊取町①②													
28	兵庫県	7	豊中市②	明石市①	西宮市①②	宝塚市①	川西市①	播磨町①	太子町①													
29	奈良県	5	神戸市①	天理市①	橿原市①	御所市①	生駒市①															
30	和歌山県	8	橋本市①	新宮市①	湯浅町①	串本町①②	海南市②	御坊市②	広川町②													
31	鳥取県	1	有田川町②																			
32	島根県	2	鳥取市①	雲南市②																		
33	岡山県	4	大田市①②	倉敷市①②	総社市①	瀬戸内市①																
34	広島県	0	岡山市①																			
35	山口県	0																				
36	徳島県	6	徳島市①②	小松島市①②	吉野川市①②	美馬市①	石井町①	神山町①														
37	香川県	1	高松市①②																			
38	愛媛県	0																				
39	高知県	1	須崎市①																			
40	福岡県	4	行橋市①	粕屋町①	鞍手町①	大木町①																
41	佐賀県	3	嬉野市①	基山町①	小城市②																	
42	長崎県	11	長崎市①②	佐世保市①	諫早市①	大村市①	五島市①	西海市①②	長与町①													
43	熊本県	11	崎津町①	川棚町①	波佐見町①	東彼杵町②	菊池市①②	阿蘇市①	天草市①													
44	大分県	1	八代市①②	水俣市①	玉名市①②	湯前町①	宇土市①															
45	宮崎県	3	合志市①②	益城町①	湯前町①	あさぎり町①																
46	鹿児島県	12	由布市①	延岡市①	串間市①																	
47	沖縄県	17	都城市①②	鹿屋市①②	指宿市①	薩摩川内市①②	曾於市①②	霧島市①	いちき串木野市①													
			南さつま市①②	長島町①②	南大隅町①②	肝付町①	錦江町②															
			宜野湾市①	浦添市①	名護市①	糸満市①②	沖繩市①②	豊見城市①	うるま市①													
			宮古島市①②	南城市①	国頭村①	大宜味村①	今帰仁村①②	金武町①	北谷町①②													
			西原町①②	南風原町①②	八重瀬町①																	
合計		297	①の合計	192	②の合計	38	①②の合計	67														

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ②...常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

平成29年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況①(子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

NO	都道府県	実施市区町村数	市区町村																				
			札幌市	旭川市	苫小牧市	名寄市	八雲町	札幌市	旭川市	花巻市	北上市	奥州市	滝沢市										
1	北海道	5	札幌市	旭川市	苫小牧市	名寄市	八雲町																
2	青森県	1	五所川原市																				
3	岩手県	8	盛岡市	大船渡市	花巻市	北上市	陸前高田市	奥州市	滝沢市														
4	宮城県	1	登米市																				
5	秋田県	9	大館市	湯沢市	鹿角市	潟上市	にかほ市	大館市	にかほ市														
6	山形県	10	山形市	鶴岡市	酒田市	寒河江市	東根市	天童市	東根市														
7	福島県	5	三川町	庄内町	遊佐町	三春町		飯館村															
8	茨城県	9	福島市	いわき市	中島村	ひたちなか市	城里町	潮来市	城里町														
9	栃木県	2	石岡市	常総市	北茨城市																		
10	群馬県	10	八千代町	境町																			
11	埼玉県	12	那須烏山市	芳賀町	館林市	渋川市	安中市	富岡市	安中市														
12	千葉県	6	前橋市	伊勢崎市	邑楽町	志木市																	
13	東京都	2	中之条町	千代田町	本庄市	上里町	幸手市	和光市	幸手市														
14	神奈川県	5	熊谷市	加須市	美里町	浦安市		寄居町	東庄町														
15	新潟県	2	川島町	ときがわ町	八千代市																		
16	富山県	1	千葉市	流山市	八千代市																		
17	石川県	5	板橋区	青梅市	横須賀市	白山市																	
18	福井県	1	横浜市	川崎市	羽咋市																		
19	山梨県	3	新潟市	魚沼市																			
20	長野県	1	小矢部市	加賀市	昭和町																		
21	岐阜県	6	輪島市	加賀市	多治見市	中津川市	恵那市	瑞浪市	恵那市														
22	静岡県	4	大垣市	島田市	御殿場市																		

平成29年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況②（子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース）

NO	都道府県	実施市区町村数	市区町村															
			名古屋	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市	津島市	名古屋市	津島市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
23	愛知県	10	名古屋	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市	津島市									
24	三重県	3	大府市	知立市	あま市													
25	滋賀県	6	津市	熊野市	御浜町													
26	京都府	5	野洲市	湖南市	東近江市	米原市	日野町	菟王町										
27	大阪府	4	京都市	城陽市	向日市	長岡京市	木津川市											
28	兵庫県	5	大阪市	八尾市	摂津市	島本町												
29	奈良県	1	神戸市	尼崎市	西宮市	加古川市	三木市											
30	和歌山県	5	生駒市															
31	鳥取県	0	田辺市	かつらぎ町	湯浅町	有田川町	上富田町											
32	島根県	2	出雲市	大田市														
33	岡山県	4	井原市	瀬戸内市	赤磐市	美作市												
34	広島県	0																
35	山口県	0																
36	徳島県	2	小松島市	石井町														
37	香川県	1	高松市															
38	愛媛県	0																
39	高知県	3	南国市	須崎市	いの町													
40	福岡県	4	北九州市	うきは市	嘉麻市	みやこ町												
41	佐賀県	2	小城市	嬉野市														
42	長崎県	8	長崎市	佐世保市	諫早市	大村市	西海市	長与町	時津町									
			東彼杵町															
43	熊本県	9	八代市	水俣市	菊池市	阿蘇市	合志市	嘉島町	多良木町									
			湯前町	あさぎり町														
44	大分県	3	別府市	中津市	豊後高田市													
45	宮崎県	6	宮崎市	都城市	延岡市	串間市	綾町	都農町										
			枕崎市	出水市	指宿市	垂水市	曾於市	南さつま市	奄美市									
46	鹿児島県	16	南九州市	始良市	長島町	肝付町	龍郷町	喜界町	徳之島町									
			和泊町	知名町														
47	沖縄県	6	宜野湾市	名護市	うるま市	南城市	今帰仁村	与那原町										
	合計	213																

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針

(平成29年12月26日閣議決定)

【放課後児童クラブ関係に関わるものの抜粋】

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

(1) 児童福祉法

放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。

6 義務づけ・格付けの見直し等

(3) 児童福祉法

(iii) 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

- ・ 放課後児童支援員の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認められた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。

- ・ 子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修の受講に必要とされる実務経験については、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。
- ・ 認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

放課後児童支援員の基礎資格の拡大について

1. 現行制度について

- 児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関して、事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に従い条例を定めることとされている。
- 基準省令において、事業者は、事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、放課後児童支援員は、基準省令第10条第3項各号に定める基礎資格を有している者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬと規定している。
- 現在、高等学校を卒業していない者については、放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれない。

2. 提案内容・背景

- 放課後児童クラブで働く方の中には、中卒であり放課後児童支援員にはなれないが、経験豊富で評価の高い方も多く、中卒者にも基礎資格を拡大すべきである。（豊川市、半田市、出雲市からの提案）



3. 提案についての対応

- 提案内容を踏まえ、児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用する。
→ 基準省令を改正し、以下の者を新たに放課後児童支援員認定資格研修を受講できる者とし、放課後児童支援員になることができる途を開く。

5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

※ 改正後の基準省令は、2018（平成30）年4月1日施行予定。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

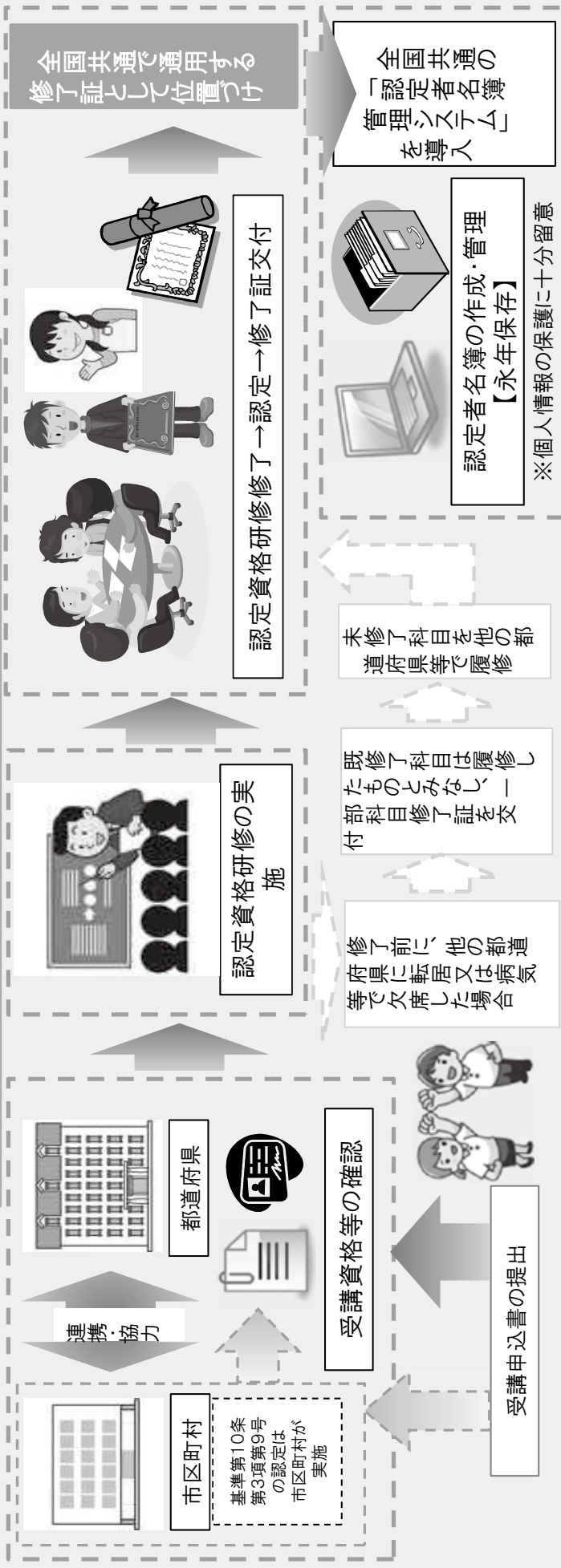
基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主な内容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名で交付
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解**【4. 5時間(90分×3)】
 - 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 子どもを理解するための基礎知識**【6. 0時間(90分×4)】
 - 子どもの発達理解
 - 児童期(6歳~12歳)の生活と発達
 - 障害のある子どもの理解
 - 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援**【4. 5時間(90分×3)】
 - 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - 子どもの遊びの理解と支援
 - 障害のある子どもの育成支援
- 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力**【3時間(90分×2)】
 - 保護者との連携・協力和相談支援
 - 学校・地域との連携
- 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応**【3時間(90分×2)】
 - 子どもの生活面における対応
 - 安全対策・緊急時対応
- 放課後児童支援員として求められる役割・機能**【3時間(90分×2)】
 - 放課後児童支援員の仕事内容
 - 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

「利用者支援事業」の概要

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→ 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→ 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う
《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

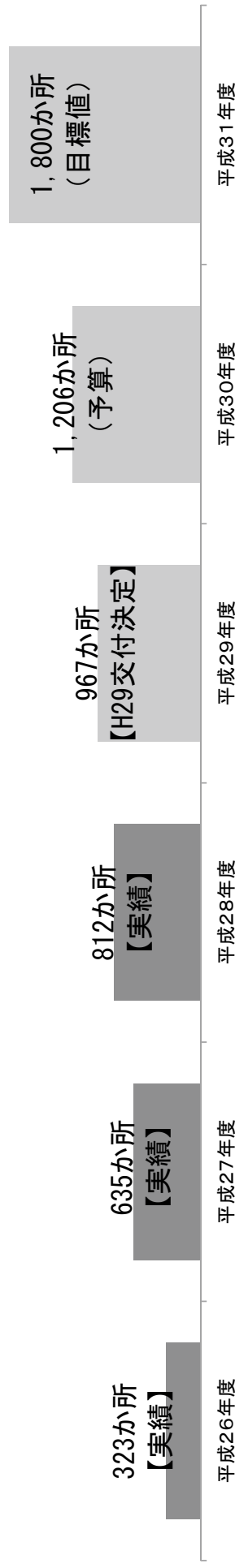
母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う
《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

平成30年度予算案・利用者支援事業関連事項について

- 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019年度末までに1,800か所（基本型・特定型）の設置を目指すこととされており、2018年度予算案においては1,206か所を計上したところである。

【参考】か所数の推移（基本型・特定型）



1. 運営費

【基本事業】

○ 事業内容

保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するために要する費用に対して補助を行う。

○ 実施主体 市町村（特別区を含む） ○ 補助単価（平成30年度予算案）

○ 負担割合 国（1/3）
都道府県（1/3）
市町村（1/3）

・基本型 7,200千円

・特定型 2,855千円

・母子保健型

〔既存分・新規分〕

専任 8,747千円

兼任 4,102千円



子ども子育て支援交付金（内閣府所管）：
1,188億円の内数（1,076億円の内数）

【加算事業】

(1) 夜間・休日加算 (基本型・特定型)

①事業内容

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、夜間・休日の時間外相談を実施する。



②補助基準額 (案)

夜間加算： 1,300千円

休日加算： 692千円

(2) 出張相談支援加算 (基本型・特定型)

①事業内容

両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスの情報提供、地域の保育所や保育サービスの利用に向けた相談支援などを実施する。



②補助基準額 (案)

出張相談支援加算： 1,040千円

(3) 機能強化のための取組加算 (基本型・特定型)

①事業内容

開所時間の延長や様々な場所への出張相談等を実施し、更に利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための機能の強化を実施する。



②補助基準額 (案)

機能強化のための取組加算： 1,713千円

2. 整備費・改修費

(1) 次世代育成支援対策施設整備交付金【整備費等補助(新規開設分)】
(子育て支援のための拠点施設)

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

- ①実施主体：市町村
 - ②補助基準額：7,810千円(平成29年度予算)
 - ③補助率：国定額(1/2相当) 市町村1/2相当
 - ④補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等
- ※平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

次世代育成支援対策施設整備交付金：
71.3億円の内数(65.9億円の内数)

(2) 子ども・子育て支援交付金【整備費等補助(新規開設分)】
(開設準備経費(改修費等))

○利用者支援事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入に対する補助を行う。

- ①実施主体：市町村(委託等可)
- ②補助基準額：4,000千円(平成30年度予算案)
- ③補助率：1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)：
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

利用者支援事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村																																							
北海道 〔179〕	22 (12.3%)	札幌市：① 19 ③ 1	函館市：② 1 ③ 1	小樽市：② 1	旭川市：① 1 ③ 1	苫小牧市：② 2 ③ 1	江別市：① 2	士別市：① 1 ③ 1	名寄市：② 1	千歳市：① 2 ③ 1	北広島市：② 1	当別町：③ 1	七飯町：② 1	今金町：③ 1	黒松内町：③ 1	妹背牛町：① 1	東神楽町：③ 1	上富良野町：① 1	中富良野町：① 1	白老町：② 1	幕別町：① 1 ③ 1																				
		本別町：① 1	釧路町：③ 1	青森市：① 1	黒石市：③ 1	三沢市：② 1	鱒ヶ沢町：③ 1	横浜町：① 1	盛岡市：② 1 ③ 1	大船渡市：① 1	北上市：① 1	遠野市：③ 1	一関市：① 1	奥州市：② 1	金ヶ崎町：② 1	仙台市：② 5 ③ 7	石巻市：① 2 ② 1 ③ 1	気仙沼市：① 1 ③ 1	白石市：① 1	名取市：① 1 ③ 1	角田市：② 1	多賀城市：① 1	岩沼市：③ 1	大河原町：② 1	巨理町：① 1	富谷町：③ 1	秋田市：① 1 ③ 1	横手市：① 1	大館市：② 1 ③ 1	男鹿市：③ 1	鹿角市：① 1										
		山形市：② 1 ③ 1	米沢市：② 1 ③ 1	鶴岡市：① 1 ③ 1	寒河江市：② 1 ③ 1	村山市：① 1 ③ 1	長井市：② 1	天童市：② 1 ③ 1	東根市：③ 1	山辺町：③ 1	朝日町：③ 1	舟形町：③ 1	高島町：③ 1	福島市：② 1 ③ 1	いわき市：① 5	白河市：③ 1	伊達市：① 1	水戸市：② 1 ③ 1	日立市：① 1 ② 1	土浦市：① 1	古河市：③ 1	石岡市：① 1	結城市：③ 1	龍ヶ崎市：② 1 ③ 1	取手市：① 2 ② 1	牛久市：③ 1	つくば市：② 1	坂東市：② 1	稲敷市：① 1	茨城町：② 1	東海村：① 1	美浦村：① 1	宇都宮市：① 5	足利市：① 1 ③ 1	栃木市：② 1	小山市：① 1	真岡市：③ 1	大田原市：③ 1	那須塩原市：② 1 ③ 2	下野市：② 1	壬生町：② 1
		栃木県 〔25〕	9 (36.0%)	宇都宮市：① 5	足利市：① 1 ③ 1	栃木市：② 1	小山市：① 1	大田原市：③ 1	那須塩原市：② 1 ③ 2	下野市：② 1	壬生町：② 1																														

資料9

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村									
群馬県 〔35〕	10 (28.6%)	前橋市：② ① ③ ①	高崎市：③ ⑥	桐生市：① ① ③ ①	伊勢崎市：② ①	沼田市：① ① ② ①	館林市：③ ①	渋川市：② ①	藤岡市：③ ①	富岡市：③ ①	安中市：② ①
		さいたま市：① ① ② ⑦ ③ ③	川崎市：① ① ② ① ③ ①	川口市：① ③	行田市：③ ①	所沢市：① ① ② ① ③ ①	飯能市：① ① ③ ①	東松山市：① ①	狭山市：③ ①	上尾市：③ ①	草加市：② ②
埼玉県 〔63〕	26 (41.3%)	越谷市：② ①	戸田市：① ① ② ① ③ ①	入間市：③ ①	志木市：① ①	和光市：① ⑤ ③ ⑤	新座市：② ①	八潮市：① ①	坂戸市：① ①	幸手市：② ① ③ ①	日高市：③ ①
		ふじみ野市：① ①	毛呂山町：① ①	嵐山町：② ①	横瀬町：③ ①	宮代町：① ①					
		松伏町：① ①									
		千葉市：① ① ② ⑤	銚子市：① ① ③ ①	市川市：② ② ③ ④	船橋市：② ③	館山市：② ①					
千葉県 〔54〕	23 (42.6%)	松戸市：① ② ① ③ ③	野田市：② ① ③ ①	成田市：② ①	佐倉市：① ② ③ ④	習志野市：③ ①	柏市：② ①	流山市：② ①	八千代市：① ① ② ① ③ ①	我孫子市：① ② ③ ①	鎌ヶ谷市：① ① ③ ①
		君津市：③ ①	浦安市：② ① ③ ①	四街道市：② ① ③ ①	袖ヶ浦市：① ① ② ① ③ ①	富里市：① ①					
		酒々井町：① ①	東庄町：① ①	大多喜町：③ ①							
		千代田区：① ① ② ①	港区：① ② ③ ①	新宿区：① ⑦ ③ ⑤	文京区：③ ②	台東区：① ① ③ ②					
		墨田区：① ③ ② ① ③ ④	江東区：① ⑤ ③ ④	品川区：② ② ③ ③	目黒区：① ① ② ①	大田区：② ① ③ ⑤					
東京都 〔62〕	42 (67.7%)	世田谷区：① ③ ② ⑤ ③ ⑤	中野区：① ④ ② ① ③ ④	杉並区：① ⑥ ③ ⑤	豊島区：① ① ③ ②	北区：② ①	板橋区：② ① ③ ⑥	練馬区：① ② ② ① ③ ⑦	足立区：② ① ③ ⑥	葛飾区：② ① ③ ⑧	江戸川区：② ④ ③ ⑧
		八王子市：① ⑤ ② ③ ③ ③	立川市：① ①	武蔵野市：① ② ② ①	三鷹市：① ④ ② ① ③ ①	青梅市：② ①					
		府中市：② ②	昭島市：② ① ③ ①	調布市：① ① ② ① ③ ①	町田市：① ⑤ ② ① ③ ③	小金井市：② ①					
		小平市：② ①	日野市：③ ①	東村山市：① ① ③ ①	国分寺市：① ②	福生市：② ①					
		狛江市：② ①	東大和市：② ① ③ ①	東久留米市：② ①	武蔵村山市：③ ①	多摩市：① ⑦					
		あきる野市：① ①	西東京市：② ①								

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村									
神奈川県 〔33〕	23 (69.7%)	横浜市：① 18 ② 18 ③ 18	川崎市：② 9 ③ 9	相模原市：② 3 ③ 3	横須賀市：② 1 ③ 1	平塚市：③ 1					
		鎌倉市：② 1	藤沢市：② 1 ③ 2	茅ヶ崎市：① 1 ② 1 ③ 1	逗子市：② 1	秦野市：② 1 ③ 1					
		厚木市：② 1 ③ 1	大和市：② 2	伊勢原市：① 1	海老名市：③ 1	座間市：② 1					
		南足柄市：② 1 ③ 1	綾瀬市：② 1	葉山町：③ 1	寒川町：① 1	大磯町：② 1					
		松田町：③ 1	箱根町：③ 1	湯河原町：① 1							
新潟県 〔30〕	9 (30.0%)	新潟市：③ 8	長岡市：① 8 ③ 2	柏崎市：③ 1	新発田市：② 1 ③ 1	見附市：② 1 ③ 1					
		燕市：③ 1	妙高市：③ 1	上越市：① 1	湯沢町：① 1						
富山県 〔15〕	9 (60.0%)	富山市：② 1 ③ 1	高岡市：③ 1	魚津市：① 1 ③ 1	氷見市：① 1	黒部市：③ 1					
		砺波市：① 1	小矢部市：① 1	南砺市：③ 1	入善町：③ 1						
石川県 〔19〕	12 (63.2%)	金沢市：① 2 ② 1 ③ 4	小松市：① 1 ③ 1	輪島市：① 1	加賀市：① 1 ③ 1	羽咋市：① 1					
		かほく市：① 1	白山市：① 1	能美市：① 1 ③ 1	野々市市：② 1	津幡町：① 1					
		内灘町：③ 1	能登町：③ 1								
福井県 〔17〕	7 (41.2%)	福井市：① 1	敦賀市：① 1	勝山市：① 1 ③ 1	鯖江市：③ 1	あわら市：③ 1					
		越前市：③ 1	坂井市：① 1 ③ 1								
山梨県 〔27〕	10 (37.0%)	甲府市：② 1 ③ 1	都留市：③ 1	山梨市：③ 1	韮崎市：③ 1	南アルプス市：③ 1					
		北杜市：① 1 ③ 1	甲斐市：③ 1	笛吹市：③ 1	甲州市：③ 1	中央市：③ 1					
長野県 〔77〕	20 (26.0%)	長野市：③ 2	松本市：① 1 ③ 1	上田市：① 1 ③ 1	岡谷市：③ 1	諏訪市：③ 1					
		須坂市：① 1 ③ 1	伊那市：③ 1	駒ヶ根市：③ 1	塩尻市：① 1 ③ 2	佐久市：① 1 ③ 4					
		東御市：① 1 ③ 1	軽井沢町：① 1	辰野町：③ 1	箕輪町：③ 1	飯島町：③ 1					
		南箕輪村：① 1	中川村：③ 1	生坂村：① 1	山形村：③ 1	池田町：① 1					
岐阜県 〔42〕	8 (19.0%)	高山市：① 1	多治見市：① 1	関市：③ 1	中津川市：① 1	山県市：① 1					
		養老町：③ 1	大野町：① 1	池田町：① 1							

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村										
静岡県 〔35〕	19 (54.3%)	静岡市 : ① 9 ② 3 ③ 2	浜松市 : ② 7 ③ 8	沼津市 : ③ 1	三島市 : ① 1 ③ 1	伊東市 : ① 1 ③ 1	島田市 : ① 1 ③ 1	富士市 : ② 1	焼津市 : ① 1	掛川市 : ① 1 ③ 1	藤枝市 : ② 1 ③ 1	
		御殿場市 : ③ 1	袋井市 : ② 1 ③ 1	裾野市 : ③ 1	湖西市 : ② 1	牧之原市 : ① 1	東伊豆町 : ③ 1	清水町 : ② 1	吉田町 : ③ 1	森町 : ③ 1		
		名古屋市 : ① 7 ② 12 ③ 16	豊橋市 : ① 1 ③ 1	岡崎市 : ① 1 ③ 1	瀬戸市 : ② 1 ③ 1	半田市 : ③ 1	春日井市 : ③ 1	豊川市 : ① 1 ③ 1	津島市 : ① 3	刈谷市 : ① 3 ③ 1	豊田市 : ③ 1	
		安城市 : ① 1	蒲郡市 : ① 3	犬山市 : ① 1	常滑市 : ① 1 ③ 1	稲沢市 : ③ 1	東海市 : ① 1 ③ 1	大府市 : ① 1	知多市 : ① 1	知立市 : ③ 1	高浜市 : ② 1 ③ 1	
		岩倉市 : ① 1 ③ 1	豊明市 : ③ 1	北名古屋市 : ① 1	長久手市 : ② 1		津市 : ① 4 ③ 10	四日市市 : ② 1 ③ 1	伊勢市 : ① 1 ③ 1	松阪市 : ③ 1	桑名市 : ① 2 ② 1	
滋賀県 〔19〕	16 (84.2%)	名張市 : ③ 16	いなべ市 : ③ 1	伊賀市 : ③ 1	朝日町 : ① 1 ③ 1	多気町 : ③ 1	明和町 : ③ 1	玉城町 : ① 1 ③ 1				
		大津市 : ① 1 ② 1 ③ 7	彦根市 : ② 1 ③ 1	長浜市 : ③ 1	近江八幡市 : ① 1 ③ 1	草津市 : ① 1 ② 1 ③ 1	守山市 : ③ 1	栗東市 : ③ 1	甲賀市 : ① 5	野洲市 : ① 1 ③ 1	湖南市 : ① 1	
		高島市 : ① 1	東近江市 : ① 6 ② 1 ③ 4	日野町 : ① 1 ② 1 ③ 1	竜王町 : ① 1	愛宕町 : ① 1 ② 1 ③ 1	甲良町 : ③ 1					
		京都市 : ③ 14	福知山市 : ① 1 ② 1 ③ 1	舞鶴市 : ① 1 ③ 1	宇治市 : ① 1	亀岡市 : ① 4 ③ 1	京都市 : ① 1	向日市 : ① 1 ③ 1	長岡京市 : ③ 1	八幡市 : ① 1	京田辺市 : ② 1	
		京丹後市 : ③ 1	南丹市 : ① 2	木津川市 : ② 1	久御山町 : ③ 1	宇治田原町 : ① 1	精華町 : ① 1					
京都府 〔26〕	17 (65.4%)	精華町 : ① 1	与謝野町 : ③ 1									

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村															
大阪府 〔43〕	31 (72.1%)	大阪市：① 3 ② 13	堺市：① 7 ③ 8	岸和田市：③ 1	豊中市：① 1 ② 1 ③ 3	池田市：③ 1	吹田市：① 1 ③ 2	泉大津市：① 1 ② 1 ③ 1	高槻市：② 1 ③ 2	貝塚市：③ 1	枚方市：② 1 ③ 1	茨木市：① 1	八尾市：② 1 ③ 1	富田林市：② 1 ③ 1	寝屋川市：① 2	河内長野市：① 1 ③ 1	
		松原市：① 1	和泉市：② 1	箕面市：② 1 ③ 1	羽曳野市：① 1	門真市：② 1	高石市：① 2 ③ 1	東大阪市：① 3 ② 1 ③ 1	泉南市：① 1 ③ 1	四條畷市：① 1 ③ 1	交野市：③ 1	大阪狭山市：① 1 ③ 1	熊取町：③ 1	田尻町：② 1 ③ 1	太子町：③ 1		
		河南町：① 1															
		神戸市：② 8 ③ 12	姫路市：① 1 ② 1 ③ 4	明石市：① 2 ② 1 ③ 1	西宮市：① 2 ② 1 ③ 1	芦屋市：② 1	伊丹市：② 1 ③ 1	加古川市：② 1 ③ 1	西脇市：① 1 ② 1	宝塚市：② 1 ③ 1	三木市：② 1 ③ 1	高砂市：② 1	川西市：② 1	小野市：② 1 ③ 1	三田市：② 1 ③ 1	加西市：③ 1	
		篠山市：③ 1	養父市：① 2 ③ 1	丹波市：① 1	朝来市：① 2 ③ 1	宍粟市：① 1	加東市：③ 1	たつの市：③ 1	猪名川町：① 1	稲美町：③ 1	播磨町：② 1 ③ 1	福崎町：③ 1	神河町：③ 1	香美町：③ 1	香芝市：③ 1	葛城市：① 1 ③ 1	
		奈良市：② 1 ③ 1	大和高田市：③ 1	天理市：③ 1	橿原市：① 1	桜井市：① 1 ③ 1	五條市：③ 1	御所市：③ 1	生駒市：① 1 ③ 1	香芝市：③ 1	香芝市：③ 1	平群町：① 1	斑鳩町：③ 1	田原本町：③ 1	明日香村：③ 1		
		王寺町：③ 1															
和歌山県 〔30〕	5 (16.7%)	和歌山市：① 1 ③ 4	橋本市：① 1	有田市：③ 1	岩出市：① 1	湯浅町：① 1											
鳥取県 〔19〕	10 (52.6%)	鳥取市：③ 1	倉吉市：② 1 ③ 1	境港市：③ 1	岩美町：③ 1	三朝町：③ 1	湯梨浜町：③ 1	北栄町：③ 1	大山町：① 1 ③ 1	南郷町：① 1 ③ 1	湯梨浜町：③ 1	日吉津村：③ 1	大山市：① 1 ③ 1	南郷町：① 1 ③ 1			
島根県 〔19〕	4 (21.1%)	松江市：③ 1	浜田市：③ 1	江津市：① 1 ③ 1	雲南市：① 1 ③ 1												

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数 ※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村						
岡山県 〔27〕	14 (51.9%)	岡山市：② ④ ③ ① 総社市：② ① ③ ① 赤磐市：③ ①	倉敷市：② ③ 高梁市：③ ① 真庭市：③ ①	津山市：③ ① 新見市：③ ① 美作市：③ ①	笠岡市：① ① 備前市：① ④ 早島町：② ①	井原市：① ① 瀬戸内市：③ ①		
広島県 〔23〕	11 (47.8%)	広島市：③ ⑧ 福山市：① ③ 坂町：③ ①	呉市：① ② ③ ① 三次市：① ①	竹原市：③ ① 東広島市：① ③ ③ ①	三原市：① ① ③ ① 府中町：② ①	尾道市：① ① ③ ① 海田町：① ① ③ ①		
山口県 〔19〕	10 (52.6%)	下関市：② ① ③ ① 岩国市：① ① ③ ①	宇部市：③ ① 光市：① ① ③ ①	山口市：② ① ③ ① 長門市：③ ①	防府市：② ① 周南市：① ② ③ ①	下松市：② ① 山陽小野田市：② ① ③ ①		
徳島県 〔24〕	4 (16.7%)	徳島市：② ①	鳴門市：③ ①	小松島市：② ①	北島町：② ①			
香川県 〔17〕	9 (52.9%)	高松市：① ④ ③ ⑤ 三豊市：① ①	丸亀市：③ ① 三木町：① ① ③ ①	坂出市：① ① 綾川町：① ①	善通寺市：① ① ③ ① まんのう町：③ ①	さぬき市：① ①		
愛媛県 〔20〕	6 (30.0%)	松山市：① ① ② ② 東温市：① ①	今治市：① ②	新居浜市：① ① ② ①	伊予市：③ ①	四国中央市：① ①		
高知県 〔34〕	4 (11.8%)	高知市：② ① ③ ①	南国市：③ ①	土佐市：③ ①	香南市：③ ①			
福岡県 〔60〕	22 (36.7%)	北九州市：② ⑤ ③ ⑦ 飯塚市：① ① 春日市：① ① ② ① ③ ① 粕屋町：① ① ③ ① 福智町：③ ①	福岡市：① ② ② ⑤ 八女市：① ① 宗像市：② ① 小竹町：① ① 荻田町：③ ①	大牟田市：② ① 大川市：① ① みやま市：② ① 筑前町：② ①	久留米市：① ① 中間市：① ① 那珂川町：① ① 大刀洗町：① ① ③ ①	直方市：③ ① 小郡市：② ① 志免町：① ① 大木町：① ①		
佐賀県 〔20〕	7 (35.0%)	佐賀市：② ① 吉野ヶ里町：① ① ③ ①	唐津市：③ ① みやき町：③ ①	伊万里市：② ① ③ ①	武雄市：① ①	鹿島市：② ①		

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村						
長崎県 〔21〕	7 (33.3%)	長崎市：③ 1 長与町：③ 1	佐世保市：② 1 時津町：② 1	松浦市：① 1	五島市：① 1	雲仙市：② 1		
熊本県 〔45〕	14 (31.1%)	熊本市：② 5 ③ 5 宇城市：① 1 菊陽町：② 1	八代市：① 1 天草市：② 1 御船町：① 1	人吉市：① 1 合志市：② 1 多良木町：① 1	荒尾市：② 1 玉東町：③ 1 山江村：② 1	玉名市：① 2 長洲町：③ 1		
大分県 〔18〕	10 (55.6%)	大分市：② 3 豊後高田市：① 1	中津市：② 1 杵築市：② 1 ③ 1	日田市：② 1 宇佐市：② 1	臼杵市：② 1 由布市：② 1	竹田市：① 1 日出町：① 1		
宮崎県 〔26〕	4 (15.4%)	宮崎市：① 1 ② 1 ③ 7	延岡市：① 1 ② 1	小林市：② 1 ③ 1	綾町：③ 1			
鹿児島県 〔43〕	12 (27.9%)	鹿児島市：① 1 ② 4 ③ 5 霧島市：③ 1 さつま町：① 1	鹿屋市：③ 1 南さつま市：① 1 与論町：① 1	枕崎市：③ 1 奄美市：② 1 ③ 1	垂水市：① 1 伊佐市：③ 1	薩摩川内市：② 1 始良市：① 1		
沖縄県 〔41〕	13 (31.7%)	宜野湾市：② 1 豊見城市：② 1 北谷町：② 1	石垣市：① 1 宮古島市：② 1 南風原町：② 1	浦添市：② 1 今帰仁村：③ 1 八重瀬町：② 1	糸満市：② 1 恩納村：② 1	沖縄市：② 1 嘉手納町：② 1		
合計 〔1,741〕	620 (35.6%)	①の合計 471	②の合計 341	③の合計 633				

※ 事業類型 ①…基本型 ②…特定型 ③…母子保健型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

利用者支援事業における加算事業の交付金対象経費について

実施要件に係る運用の変更

加算事業の実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、利用者支援事業の趣旨を踏まえ、年間を通して実施せずとも、加算事業を実施した月の対象経費について補助の対象とした。

《月単位での実施の例》

- ・ 次年度の保育所等入所申込期間に相談件数や相談時間の増に対応した夜間・休日延長相談支援の実施
- ・ 保育所等申込期間前に、地域子育て支援拠点や両親学級などにおいて出張相談支援の実施
- ・ 子育てに関する相談支援として、定期的に保育所や地域子育て支援拠点へ出張相談支援の実施
- ・ 乳幼児健診会場への定期的な出張相談支援の実施
- ・ 出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な出張相談支援の実施 など

実施事業例

※年間を通して利用者支援事業（基本型）を実施
 ※それぞれの加算事業に関する実施要件を満たして実施した場合

以下の①～③の加算事業に係る経費が交付金の対象経費となる。

- ① 保育所入所申込期間(10月～12月)に夜間延長を実施
- ② 地域子育て支援拠点(4月、12月)、乳幼児健診(6月、10月)へ出張相談支援を実施
- ③ ①又は②の加算事業を実施した上で、職員配置等の「機能強化のための取組」加算の実施要件を満たして実施(※延べ6ヶ月間のみ)

【利用者支援事業基本型】

① 夜間・休日延長の実施

② 出張相談支援の実施

③ 機能強化の取組加算

12ヶ月

3ヶ月

1ヶ月

1ヶ月

4ヶ月

4月

10月

翌4月

利用者支援事業の改修等における補助制度の概要 (H30予算案)

整備費等補助 (新規・継続分)

次世代育成支援対策施設整備交付金 (利用者支援事業)

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体: 市町村
 2. 補助基準額: 8,060千円
 3. 補助率: 国 定額 (1/2相当) 市町村 1/2相当
 4. 補助対象事業者: 市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等
- ※平成29年度から、利用者支援事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象とした。

整備費等補助 (新規開設分のみ)

子ども・子育て支援交付金 【開設準備経費】

○利用者支援事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入に対する補助を行う。

1. 実施主体: 市町村(委託等可)
2. 補助基準額: 4,000千円(改修費等)
3. 補助率: 1/3 (国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

整備費等補助 (継続事業分のみ)

該当補助制度無し

～利用者支援事業（基本型）の先進事例①～ NPO法人子ども達の環境を考えるひこうせん「まある」の取組

概要

第100年の古民家を拠点に、地域のみなが、まあるく輪になりつながって笑顔がたくさん増えることを願って、子育てに必要な様々な情報（保育園・幼稚園・こども園、一時預かり、習い事、医療機関、相談窓口、予防接種健診、福祉サービス、民間のお店や活動など）の把握に努め、地域全体で子育てがサポートできるようにコーディネートしていく。

ポイント

- 個別相談への対応（主な相談内容：子どもの健康、発達、発達・発育、生活習慣、しつけ、地域のこと、自分自身のこと、家族、夫婦、仕事、就園・就学など）
- **関係機関との協働体制作り**（子育て支援コーディネーターの役割紹介、関係機関からの情報収集、連携内容の確認等を実施。**連携機関は200機関**（平成28年12月現在）《例：保育園、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、**小中学校、高校、大学、老人クラブ、産婦人科、小児科、行政機関他**》）
- 個別なニーズを持つ親子へのコーディネート（双子ちゃんサロン→連携先：行政機関、発達障がいのある子どもと親への支援→連携先：行政機関・大学・療育機関）
- **アウトリーチによる支援**（具体例：産婦人科や乳幼児健診へ定期訪問、地域の親子交流会へ訪問、園庭開放へ訪問、市内への地域子育て支援拠点への訪問、公民館の地域活動へ訪問等）
- **ネットワークづくり**（例：発達障がい児支援ワーキンググループ所属、おかやま地域子育て支援拠点ネットワーク事務局担当、岡山子育てネットワーク研究会事務局担当等） など

取組の効果

- 地域子育て支援拠点や支援に結びついていない方への**情報提供**ができた。
- コーディネーターという役割や、**守秘義務の宣言**を示すことにより各機関との関係が築きやすくなった。
- 個別の相談を継続的に受けることにより、個々の家庭状況に合わせて必要な支援を**当事者とともに選択**しながら**一歩ずつ前**に進んでいる実感がある。
- 相談を受けていく過程で**必要と感じた社会資源**を、関係機関とともに**作っていく**方向性が見えてきた。
- 地域子育て支援拠点事業のスタッフとの連携を密に取ることにより、**拠点全体の成長**に繋がっている。
- 利用者支援事業のリーフレットを作成し、市内全ての保育園・幼稚園・こども園・地区の小学校に全家庭配付し周知に努めたことで、コーディネーターの存在を知っていただくことができた。

今後の課題

- **地域子育て支援拠点スタッフとコーディネーターの連携方法**についてもう一工夫必要。
- 親子へ「子育てコーディネーター」の存在が**まだ十分浸透していない**。
- 「相談室」など、**ハード面の整備**。
- コーディネートを充実させていただくためには、コーディネーターの力量や人数的な厚みも必要。

基礎データ

備前市	人口:35,915人(平成28年11月30日現在) 出生数:200人(平成27年度) 地域子育て支援拠点:5か所(平成28年度) 利用者支援事業:4か所(平成28年度)
開始年度	平成27年
開設日・時間	毎週火～金曜日。 月曜・土曜日は隔週開設。 10:00～15:00
相談件数	351件(4月～10月)
担当スタッフ	3名(勤務は2名体制)



拠点で育ちあった親子が
地域社会で活躍できるコーディネート
を大切に

～利用者支援事業（基本型）の先進事例②～ 香川県高松市の取組

香川県
高松市

概要

高松市の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点2か所（NPO法人）、小児科併設の地域子育て支援センター（医療法人）、保育園併設の地域子育て支援センター（社会福祉法人）の計4拠点で連携しながら行っている。

複数で行うことによって、**各団体の専門性を発揮**できる、地域資源の開発の際にも**各団体の個性を**発揮できる、視野が広がる等のメリットがある。



ポイント

- **複数の団体で利用者支援事業を行い、各団体の専門性を発揮して支援を行う**（月に1回以上、打ち合わせを行い、情報共有、意識統一、スキルアップ等に努めている）。
- **エリアに「顔見知り」をつくる活動**（高松市を4エリアに分けて担当を決め、幼稚園・保育所・地域子育て支援拠点の全てを訪問して情報を収集）を展開し、現場とコーディネーターが存在を認識し合い、（顔でつながる）互いの役割の確認を行う。
- **敷居は低く 奥行きは深く**（はじめは気軽な「問い合わせ」。そこから奥行き深い支援へ）。
- 各地域の状況を把握するため、**地域巡回**（幼稚園・保育所や子育て支援施設を定期訪問。地域の子育てサークル等の活動も支援）を行い、現場での課題（ニーズ等）を的確にキャッチする。
- 当事者のニーズを丁寧に聞き取り、**社会資源の開発（必要な支援でないもの）はつくる**。

例：担任は手元の冊子の数だけ、サテライト

地域子育て支援拠点で利用者支援事業を行うメリット

- ①敷居の低い相談の場 拠点スタッフは身近な存在
- ②遊びに来るついでに相談できる安心感
- ③拠点スタッフとの信頼関係
- ④インフォーマルな地域資源とのつながり
- ⑤当事者目線での幅広い子育て相談

取組の効果

- 複数の団体で利用者支援事業を行うことで、**利用者側も各団体の個性をあらわに**はじめ理解し、相談先を選択するケースも見受けられるようになった。
- 各団体による月に1回以上の打ち合わせを行うことで、それぞれの経験を持ち寄り、**複眼的にケースを検討**することができ、**支援の行き詰まりを事前に**予防する効果がある。また、**コーディネーターの孤立を防ぐ仕組み**としても有効である。

基礎データ

高松市	人口：420,886人（平成28年12月1日現在） 出生数：3,724人（平成28年） 地域子育て支援拠点：31か所（平成28年度） 利用者支援事業：4か所（平成28年度）
開始年度	平成26年（地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型としては平成25年11月から）
開設日・時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
相談件数	2,550件（平成27年度×4施設の合計）
数値目標	14名（専任7名、補助7名）×4施設の合計 奥行きは深く



今後の課題

- **連携体制の強化**
- ともに育つ経験の蓄積
- 課題を捉えて資源開発
- **スキルアップと人材育成**



～利用者支援事業（基本型）の先進事例③～ 上越市「じょうえつ子育てinfo」の取組

新潟県
上越市

概要

じょうえつ子育てinfoは、子ども及びその保護者等が子育てに関する様々なサービスを円滑に利用できるような必要な支援をNPO法人（認定NPO法人マミーズ・ネット）と連携し、事業を行っている。また、「子育てinfoハンドブック」を製作、配布するなど、初めて子育てする親や転入者への積極的な情報提供を行っている。

ポイント

- ① **初めて子育てする親、転入者への積極的な働きかけを行い、子育て支援情報を提供する**
（市の窓口で転入手続き時や母子健康手帳交付時に、窓口で紹介冊子を渡す。紹介冊子（子育てinfoハンドブック）は、質問の多かった項目を集め、利用者目録で作成）。
- ② **子育てサービスのコーディネート（個々の背景を聞き取った上で、官民含めたオーダーメイドの子育て支援を行う）。**
- ③ **地域と連携して子育て家庭を支える仕組みの構築**（公共、民間の各機関を結びつける。インフォーマルな支援と結び付ける）。
- ④ **利用者への同行支援を行う**（病院、健診、予防接種、諸手続の同行支援。子育てサービス利用時の同行支援）。
※④、⑤については、委託先のNPO法人独自事業
- ⑤ **訪問支援**（訪問して、共に問題解決を図る）。

取組の効果

- **転入者や1人目の子育ての人へ必要な情報を届けることができた。**
- 「問い合わせ」から相談につながることもできるため、**子育ての不安・負担感の軽減、虐待予防にもつながる。**
- **子育てと仕事の両立を支援。**
- 民間も含めた子育て支援のコーディネートが可能に。

今後の課題

- ① **妊娠前から情報を伝えられる体制づくり**→出産前後のライフステージに関わる支援者となつたことで、出産前から情報を伝えられる方法を検討する必要がある。②1名の勤務においても、スタッフが地域連携のために外出することが多いので、その際の**施設内の相談体制のあり方** ③利用者支援事業があるということ、**行政機関の福祉部門以外や地域の人に周知する必要があるが、その効果的な方法**

基礎データ

上越市	人口：197,069人(平成28年12月1日) 出生数：1,490人(平成27年) 地域子育て支援拠点：26か所(平成28年度) 利用者支援事業：1か所(平成28年度)
開始年度	平成26年(地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型としては平成25年から)
開設日・時間	毎日(毎月第3水曜、年末年始を除く) 9:00～16:30
相談件数	1,236件(平成27年度)
担当スタッフ	3名で交代制(勤務は1名)

地域と連携して子育て家庭を支える仕組みの構築

親子

一緒に支える(直接的な関わりとして)

子育てinfo

連携

支援機関

民間企業
NPO支援組織
マスコミ
小児科
産婦人科
大学
...など

地域

連携して子育てしてしやすい地域づくりを行う

保健師
家庭相談員
栄養士
女性相談員
社会福祉士
ファミリーサポートセンター
発達支援センター
ハローワーク

臨床心理士
助産師会
ライフサポートセンター
育児サークル
子育て支援NPO
保育ボランティア
社会福祉協議会

「間口は広く、奥行は深く」
～親子にとって身近な場での支援～

～利用者支援事業（基本型）の先進事例④～ NPO法人「アンジュ・ママ」の取組

大分県
豊後高田市

概要

子育て及び母子保健関連の行政窓口とNPO法人アンジュ・ママの運営する地域子育て支援拠点「花っこルーム」が複合施設（健康交流センター「花いろ」）内にあり、そこにコーディネーターを配置することで市内の多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、ワンストップで情報提供及び利用援助等の支援を行うことで利用者の利便性の向上、サービス利用の円滑化を図っている。

ポイント

○子育て支援事業に関する相談窓口

①子育てmama相談窓口 市の直営で子育てコンシェルジュを配置。

②花っこルーム アンジュ・ママのスタッフがコーディネーターとして配置。
おひさまひろば・出張花っこルームにも巡回。

○働きたいママの就労支援 就労を希望するママには求人情報の提供やワークシェア・在宅ワークなど新しい働き方の提案。就労と保育をセットで案内。短時間就労には、ワンコイン（500円）保育。

○地域の関係機関との協力・連携 日頃から保育園・幼稚園等を訪問したり、子育てや母子保健、福祉、教育等の担当者と連絡を取ったりすることで情報収集やつなぎをしやすい体制を築いている。

○ホームスタートの取り組み 核家族化や転入者等の増加により、社会から孤立し、子育ての不安を持つ保護者が多く見受けられる。産前も対応するためのピジター養成講座を予定。

取組の効果

- 地域子育て支援拠点と子育て及び母子保健の行政窓口が「花いろ」内にあることで密に連携が取れるため、スムーズに関係機関につなぐことが可能。
- コーディネーターが利用者の要望やニーズを拾いやすく、実際に行政の子育て施策に反映。
- アンジュ・ママのスタッフを中心に子育て支援各種事業に携わる人材を多く発掘。
- 増加する子育て世代の移住者にも窓口を利用いただき、地域とのつながりを築くきっかけに。

今後の課題

- 産前産後の必要に応じたサービスを活用していただけるように妊娠期から情報提供できる体制づくり
- コーディネーターの専門性を高めるためのスキルアップ及び地域資源の開拓
- コーディネーターが取材や更新をしている子育て支援サイトについて知りたい情報にヒットするようさらなる工夫と内容の充実

基礎データ

豊後高田市	人口：23,144人(平成28年12月31日現在) 出生数：167人(平成28年) 地域子育て支援拠点：1か所(平成28年度) 利用者支援事業：1か所(平成28年度)
開始年度	平成26年度
開設日・時間	①月曜日～金曜日 8:30～17:00 ②月曜日～土曜日 9:00～16:00
相談件数	①382件(平成27年度) ②406件(平成27年度)
担当スタッフ	①コンシェルジュ 1名 ②コーディネーター 2名 ホームスタートオナーガナイザー 3名

※①子育てmama相談窓口 ②花っこルーム



地域子育て支援拠点事業について

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながり希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少くない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



地域子育て支援拠点

4つの基本事業

- ① **子育て親子の交流の場の提供と交流の促進**
- ② **子育て等に関する相談、援助の実施**
- ③ **地域の子育て関連情報の提供**
- ④ **子育て及び子育て支援に関する講習等の実施**



- 更なる展開として
- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
 - ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
 - ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

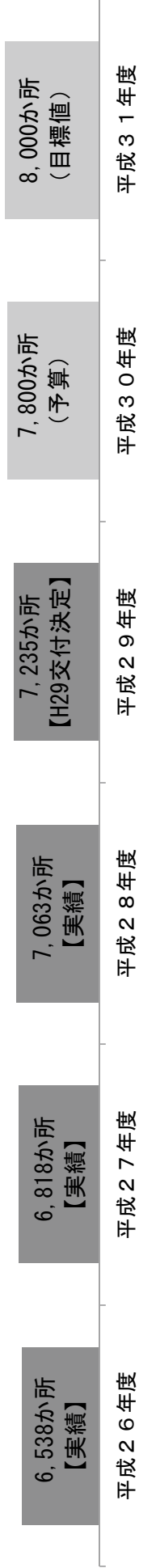
- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

28年度実施か所数（交付決定ベース）
7, 063か所

平成30年度予算案・地域子育て支援拠点事業関連事項について

○ 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019年度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、2018年度予算案においては7,800か所を計上したところである。

【参考】か所数の推移



1. 運営費

○ 事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談等を行うために要する費用に対して補助を行う。

○ 実施主体 市町村（特別区を含む） ○ 補助単価（平成30年度予算案）

○ 負担割合 国（1/3）
都道府県（1/3）
市町村（1/3）

【基本事業】 一般型 7,951千円（※5日型、常勤職員を配置の場合）
連携型 2,827千円（※5～7日型の場合）
（注）開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）
3,255千円（※基本事業一般型（5日型）で実施した場合）
（注）この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

【開設準備経費】

（1）改修費等 4,000千円
（2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円



子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：
1,188億円の内数（1,076億円の内数）

2. 整備費・改修費

(1) 次世代育成支援対策施設整備交付金【整備費等補助(新規開設分)】
(子育て支援のための拠点施設)

次世代育成支援対策施設整備交付金：
71.3億円の内数(65.9億円の内数)

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

- ①実施主体：市町村
 - ②補助基準額：7,810千円(平成29年度予算)
 - ③補助率：国定額(1/2相当) 市町村1/2相当
 - ④補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等
- ※平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

(2) 子ども・子育て支援交付金【整備費等補助(新規開設分)】
(開設準備経費)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)：
1,188億円の内数(1,076億円の内数)

○地域子育て支援拠点事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入、及び開設前月の賃借料に対する補助を行う。

- ①実施主体：市町村(委託等可)
- ②補助基準額：4,000千円(改修費等) (平成30年度予算案)
600千円(賃借料等) (平成30年度予算案)
- ③補助率：1/3(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

(3) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金【改修費等補助(開設後)】
(児童養護施設等の環境改善事業)

児童虐待・DV対策等総合支援事業：
159億円の内数(147億円の内数)

○地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修や備品の購入に必要な経費に対する補助を行う。

- ①実施主体：市町村(委託等可)
 - ②補助基準額：8,000千円(平成30年度予算案)
 - ③補助率：1/2(政令市・中核市：国1/2、政令市・中核市1/2)
(上記以外の市町村：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ※事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。

3. 職員の資質向上事業

(1) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業【新規】

○事業内容

地域子育て支援拠点に従事するために必要となる知識・技能等の習得等、資質向上を図るための研修を新たに実施する。

○実施主体：都道府県、市町村（特別区含む。）



子ども・子育て支援対策推進事業費補助金（職員の資質向上・人材確保等研修）22.1億円の内数（28.1億円の内数）

(2) 子育て支援員研修 （地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）

○事業内容

子育て支援の仕事に関心を持ち、地域子育て支援拠点に従事することを希望する者を対象に、必要な基礎知識や基本となる技能等の習得等を目的に実施する。

○実施主体：都道府県、市町村（特別区含む。）



子ども・子育て支援対策推進事業費補助金（子育て支援員研修事業）4.6億円の内数（5.4億円の内数）

(3) 地域の子育て支援機能等強化事業

○事業内容

地域の子育て支援に関する指導的立場の者を幅広く養成し、地域の子育て力の向上につなげることを目的に実施する。

○実施主体：国 ※公募により民間団体に委託予定



子ども・子育て支援対策推進事業費委託費（指導者養成等研修事業）1.3億円の内数（1.3億円の内数）

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

資料14

都道府県	実施市町村数	市町村										
北海道 〔179〕	146 (81.6%)	札幌市:①37 ②59	函館市:①13	小樽市:①4	旭川市:①9	室蘭市:①3	釧路市:①6	帯広市:①7	北見市:①5 ②1			
		岩見沢市:①4	網走市:①2	留萌市:①1	苫小牧市:①4	稚内市:①3	美幌市:①1	芦別市:①1	江別市:①3 ②5			
		赤平市:①1	紋別市:①1	士別市:①3	名寄市:①2	根室市:①3	千歳市:①3 ②7	滝川市:①2	滝川市:①1			
		深川市:①2	富良野市:①1	登別市:①3	恵庭市:①6	伊達市:①3	北広島市:①3	石狩市:①5	北斗市:①5			
		当別市:①2	新篠津村:①1	松前町:①2	福島町:①1	知内町:②1	七飯町:①3	八雲町:①1	長万部町:①1			
		江差町:①1	乙部町:①1	今金町:①1	せたな町:①2	寿都町:①1	黒松内町:①1	蘭越町:①1	二七町:①1			
		真狩村:①1	留寿都村:①1	京極町:①1	倶知安町:①1	共和町:①1	岩内町:①1	神恵内村:①1	積丹町:①1			
		古平町:①1	仁木町:①1	南幌町:①1	奈井江町:①1	由仁町:①1	長沼町:①1	栗山町:①1	月形町:①1			
		新十津川町:①1	妹背牛町:①1	秩父別町:①1	北竜町:①1	沼田町:①1	鷹栖町:①1	東神楽町:①2	当麻町:①1			
		比布町:①1	愛別町:①1	上川町:①1	東川町:①1	美瑛町:①1	上富良野町:①1	中富良野町:①1	南富良野町:①1			
		和寒町:①1	剣淵町:②1	下川町:②1	中川町:②1	苫前町:①2	羽幌町:①1	遠別町:①1	天塩町:①1			
		猿払村:①2	浜頓別町:①1	中頓別町:①1	枝幸町:①2	豊富町:①1	利尻町:①1	幌延町:①1	美幌町:①1			
		津別町:①1	斜里町:①1	清里町:①1	小清水町:①1	訓子府町:①1	置戸町:①1	佐呂間町:①1	湧別町:①2			
		雄武町:①1	大空町:①1	豊浦町:①1	壮瞥町:①1	白老町:①2	厚真町:①1	洞爺湖町:①1	安平町:①2			
むかわ町:①2	日高町:①2	新冠町:①1	浦河町:①3	様似町:①1	新ひだか町:①4	音更町:①4	士幌町:①1					
上士幌町:①1	鹿追町:①1	新得町:①1	清水町:①1	芽室町:①1	中札内村:①1	更別町:①1	大樹町:①1					
広尾町:①1	幕別町:①1	池田町:①1	豊頃町:①1	本別町:①1	足寄町:①1	陸別町:①1	浦幌町:①1					
釧路町:①2	厚岸町:①2	浜中町:①1	標茶町:①1	弟子屈町:①1	白糠町:①1	別海町:①1	中標津町:①1					
標津町:①2	羅臼町:①1											
青森県 〔40〕	30 (75.0%)	青森市:①8	弘前市:①5	八戸市:①16	黒石市:①4	五所川原市:①11	十和田市:①7	三沢市:①4	むつ市:①3			
		つがる市:①1	平川市:①8	平内町:①1	今別町:①1	鯉ヶ沢町:①1	深浦町:①1	藤崎町:①2	板柳町:①2			
		鶴田町:①1	中泊町:①2	野辺地町:①2	七戸町:①5	大戸町:①3	東北町:①1	おいらせ町:①3	東通村:①1			
		佐井村:②1	三戸町:①1	五戸町:①1	南部町:①3	階上町:①1	新郷村:①1					
		盛岡市:①10	宮古市:①4	大船渡市:①4	花巻市:①6	北上市:①4	久慈市:①2	遠野市:①1	一関市:①4			
岩手県 〔33〕	30 (90.9%)	陸前高田市:①3 ②1	釜石市:①4	二戸市:①3	八幡平市:①2	奥州市:①11	滝沢市:①4	雫石町:①1	葛巻町:①1			
		岩手町:①1	紫波町:①2	矢巾町:①2 ②2	金ヶ崎町:①1	平泉町:①2	大槌町:①1	山田町:①1	岩泉町:①1			
		田野畑村:①1	普代村:①1	軽米町:①1	野田村:①1	洋野町:①3	一戸町:①1					
		仙台市:①33 ②20	石巻市:①9 ②1	塩竈市:①2	気仙沼市:①1	白石市:①1	名取市:①4	角田市:①2	多賀城市:①1 ②2			
		岩沼市:①2	登米市:①8	栗原市:①8	東松島市:①2	大崎市:①7	蔵王町:②5	大河原町:①1	村田町:①1			
宮城県 〔35〕	33 (94.3%)	柴田町:①3	川崎町:①1	丸森町:①1	亘理町:①1	山元町:①1	松島町:①1	七ヶ浜町:①1	利府町:①4			
		大和町:①1	大郷町:①1	富谷町:①1	大衡村:①1	色麻町:①1	加美町:①4	涌谷町:①1	女川町:①1			
		南三陸町:①1										
		秋田市:①9	能代市:①3	横手市:①9	大館市:①3	男鹿市:①1	湯沢市:①4	鹿角市:①1	由利本荘市:①2 ②1			
		潟上市:①4	大仙市:①3	北秋田市:①3	にかほ市:①2	仙北市:①4	三種町:①3	八峰町:①1	五城目町:①1			
山形県 〔35〕	32 (91.4%)	八郎潟町:①1	井川町:①1	美郷町:①1	羽後町:①1	新庄市:①3	寒河江市:①1	上山市:①1	村山市:①2			
		山形市:①25	米沢市:①6	鶴岡市:①13 ②5	酒田市:①8	南陽市:①2	山辺町:①1	山形市:①1	河北町:①4			
		長井市:①1	天童市:①3	東根市:①2	尾花沢市:①1	金山町:①1	最上町:①1	舟形町:①1	河内町:①1			
		西川町:①1	朝日町:①1	大江町:①1	大石田町:①2	金山町:①1	三川町:①1	庄内町:①2	遊佐町:①1			
		高島町:①1	川西町:①1	小国町:①1	白鷹町:①1	飯豊町:①1						

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村																											
福島県	29 (49.2%)	福島市：①21	会津若松市：①21	郡山市：①5	いわき市：①4 ②2	白河市：①4	須賀川市：①6	喜多方市：①3	相馬市：①1	二本松市：①5	南相馬市：①1	伊達市：①5	伊達市：①5	本宮市：①4	桑折町：①1	国見町：①1	川俣町：①1												
茨城県	43 (97.7%)	日立市：①17	日立市：①20	土浦市：①6 ②3	古河市：①8	石岡市：①5	結城市：①3	龍ヶ崎市：①7	下妻市：①2	常総市：①8	常陸太田市：①5	北茨城市：①3	笠間市：①2 ②1	取手市：①4	牛久市：①11	つくば市：①8													
栃木県	25 (100%)	宇都宮市：①12	足利市：①6 ②2	栃木市：①10	佐野市：①7	鹿沼市：①5	日光市：①3	小山市：①8	真岡市：①3	大田原市：①6	矢板市：①3	那須塩原市：①8	那須高山市：①3	下野市：①3	上三川町：①1	益子町：①1													
群馬県	24 (68.6%)	前橋市：①16	高崎市：①15	桐生市：①11	伊勢崎市：①6	太田市：①18	沼田市：①3	館林市：①5	渋川市：①9	藤岡市：①11	富岡市：①8	安中市：①6	みどり市：①6	榛東村：①3	吉岡町：①1	草津町：①1													
埼玉県	63 (100%)	上尾市：①13	草加市：①9 ②1	越谷市：①22	蕨市：①3	戸田市：①11 ②2	入間市：①13	朝霞市：①8	志木市：①4	蓮田市：①5 ②1	坂戸市：①1 ②4	新座市：①13	新座市：①4 ②1	北本市：①5	八潮市：①6	富士見市：①9													
千葉県	48 (88.9%)	千葉市：①21	成田市：①6	佐倉市：①18	東金市：①2	旭市：①6	習志野市：①6	柏市：①21 ②2	野田市：①7	流山市：①10 ②1	四街道市：①11	香取市：①4 ②1	香取市：①4 ②1	印西市：①17	白井市：①5	富里市：①1	南房総市：①2												
東京都	62 (75.8%)	品川区：①3	目黒区：①4	大田区：①4	世田谷区：①22 ②5	渋谷区：①15	渋谷区：①15	文京区：①5	台東区：①3	荒川区：①9 ②5	武蔵野市：①5	板橋区：①1 ②7	練馬区：①24	足立区：①12	葛飾区：①10	江戸川区：①11	八王子市：①11 ②30	町田市：①17	小金井市：①2 ②2	小平市：①6	小山市：①8 ②3	東村山市：①4	府中市：①3	昭島市：①4	調布市：①2	江川市：①2	狛江市：①2	狛江市：①2	西東京市：①5

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型 ※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数 ※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村									
神奈川県 [33]	31 (93.9%)	横浜市:①112 茅ヶ崎市:①5 座間市:①3 大井町:①1	川崎市:①27 ②26 逗子市:①3 南足柄市:①2 松田町:①1	相模原市:①14 三浦市:①1 綾瀬市:①2 山北町:①1	横須賀市:①2 秦野市:①7 葉山町:①1 開成町:①2	平塚市:①5 厚木市:①2 寒川町:①1 箱根町:①2	鎌倉市:①5 大和市:①4 大磯町:①3 湯河原町:①1	藤沢市:①8 伊勢原市:①3 二宮町:①2 愛川町:①1	小田原市:①4 海老名市:①1 中井町:①1		
新潟県 [30]	26 (86.7%)	新潟市:①46 ②12 見附市:①3 佐渡市:①7 ②1 湯沢町:①1	長岡市:①37 村上市:①6 魚沼市:①3 津南町:①1	三条市:①9 燕市:①10 南魚沼市:①9	柏崎市:①10 糸魚川市:①2 胎内市:①9	新発田市:①9 妙高市:①1 ②2 聖籠町:①1	小千谷市:①2 五泉市:①4 弥彦村:①1	加茂市:①2 上越市:①26 田上町:①1	十日町市:①4 阿賀野市:①6 阿賀町:①2		
富山県 [15]	15 (100%)	富山市:①11 ②1 南砺市:①9	高岡市:①2 射水市:①11 ②1	魚津市:①2 ②3 舟橋村:①1	水見市:①7 ②1 上市町:①2	滑川市:①2 立山町:①6	黒部市:①4 入善町:①1	砺波市:①7 朝日町:①2	小矢部市:①5		
石川県 [19]	17 (89.5%)	金沢市:①12 白山市:①12 ②3 中能登町:①2	七尾市:①6 ②1 能美市:①1	小松市:①4 ②1 野々市市:①7	輪島市:①3 ②1 川北町:①1	珠洲市:①1 津幡町:①6	加賀市:①5 内灘町:①6	羽咋市:①2 志賀町:①1	かほく市:①3 宝達志水町:①2		
福井県 [17]	17 (100%)	福井市:①12 ②1 坂井市:①6 若狭町:①3	敦賀市:①5 永平寺町:①3	小浜市:①2 ②1 池田町:①1	大野市:①2 南越前町:①2 ②1	勝山市:①1 越前町:①4 ②1	鯖江市:①1 美浜町:①1	あわら市:①1 高浜町:①1	越前市:①4 おおい町:①4		
山梨県 [27]	18 (66.7%)	甲府市:①19 笛吹市:①7 山中湖村:①1	富士吉田市:①2 上野原市:①1 富士河口湖町:①1	都留市:①4 甲州市:①5	山梨市:①1 ②1 中央市:①2	韮崎市:①1 市川三郷町:①1 ②1	南アルプス市:①5 富士川町:①2	北杜市:①7 昭和町:①2	甲斐市:①2 ②2 西桂町:①1		
長野県 [77]	54 (70.1%)	長野市:①17 伊那市:①4 千曲市:①2 辰野町:①1 阿南町:①1 木曾町:①2 小布施町:①1	松本市:①25 駒ヶ根市:①3 東御市:①2 箕輪町:①2 阿智村:①1 生坂村:①1 高山村:①1	上田市:①7 ②5 中野市:①4 安曇野市:②9 飯島町:①1 喬木村:①1 山形村:①1 山ノ内町:①1	岡谷市:①5 大町市:①2 小海町:①1 南箕輪村:①1 豊丘村:①1 朝日村:①1 信濃町:①1	飯田市:①12 飯山市:①1 ②1 軽井沢町:①1 中川村:①1 上松町:①1 池田町:①1 小川村:①1	諏訪市:①4 茅野市:①2 長和町:①1 宮田村:①1 南木曾町:①2 松川村:①2 飯綱町:①1	須坂市:①1 塩尻市:①3 下諏訪町:①1 松川町:①1 木祖村:①1 白馬村:①1	小諸市:①1 佐久市:①7 富士見町:①1 高森町:①1 大桑村:①1 坂城町:①1		
岐阜県 [42]	40 (95.2)	岐阜市:①6 羽島市:①4 飛騨市:①4 垂井町:①2 坂祝町:①1	大垣市:①9 恵那市:①3 本巣市:①3 神戸町:①1 富加町:①1	高山市:①3 美濃加茂市:①2 郡上市:①8 輪之内町:①3 川辺町:①1	多治見市:①5 土岐市:①2 下呂市:①3 ②1 安八町:①2 七宗町:①1	関市:①2 各務原市:①6 海津市:①8 揖斐川町:①1 八百津町:①1	中津川市:①5 ②1 可児市:①3 岐南町:①3 大野町:①3 白川町:①1	美濃市:①3 山県市:①2 笠松町:①1 池田町:①1 東白川村:①1	瑞浪市:①4 瑞穂市:①4 養老町:①1 北方町:①3 御嵩町:①1		
静岡県 [35]	33 (94.3)	静岡市:①17 ②2 富士市:①13 裾野市:①4 南伊豆町:①1 森町:②1	浜松市:①49 磐田市:①11 湖西市:①1 西伊豆町:①2	沼津市:①9 焼津市:①8 伊豆市:①3 函南町:①2	熱海市:①3 掛川市:①12 御前崎市:①5 清水町:①6	三島市:①8 ②3 藤枝市:①14 菊川市:①1 ②1 長泉町:①4	富士宮市:①7 御殿場市:①9 伊豆の国市:①2 小山町:①5	富山町:①7 袋井市:①6 牧之原市:①4 吉田町:①1	島田市:①10 下田市:①1 東伊豆町:①1 川根本町:①1		

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施 市町村数	市町村																																						
		名古屋市：①99 ②17	豊橋市：①8 ②1	岡崎市：①11	一宮市：①8	瀬戸市：①3	半田市：①2 ②2	春日井市：①7	豊川市：①1	津島市：①2	碧南市：①10	刈谷市：①9	豊田市：①11	安城市：①7	西尾市：①15	蒲郡市：①3	犬山市：①3 ②7																							
愛知県 〔54〕	51 (94.4%)	常滑市：①5	江南市：①3	尾張旭市：①7	北名古屋：①4 ②9	扶桑町：①2	幸田町：①2	津市：①15	亀山市：①5	朝日町：①1	菟野町：①1	朝日町：①1	大府市：①2 ②4	新城市：②1	東海市：①3	日進市：①3	田原市：①2	知多市：①5																						
		清須市：①5 ②8	大治町：①1	東栄町：①1	四日市市：①17	伊勢市：①5	熊野市：①1	鳥羽市：①1	朝日町：①1	川越町：①2	南伊勢町：①1	彦根市：①3	湖南市：①6	甲良町：①1	福知山市：①6	長岡京市：①4	井手町：①1	堺市：①38	守口市：①5	松原市：①9	高石市：①4	島本町：①2	河内町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1
		扶桑町：①2	幸田町：①2	津市：①15	亀山市：①5	朝日町：①1	菟野町：①1	朝日町：①1	川越町：①2	南伊勢町：①1	彦根市：①3	湖南市：①6	甲良町：①1	福知山市：①6	長岡京市：①4	井手町：①1	堺市：①38	守口市：①5	松原市：①9	高石市：①4	島本町：①2	河内町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1	
		扶桑町：①2	幸田町：①2	津市：①15	亀山市：①5	朝日町：①1	菟野町：①1	朝日町：①1	川越町：①2	南伊勢町：①1	彦根市：①3	湖南市：①6	甲良町：①1	福知山市：①6	長岡京市：①4	井手町：①1	堺市：①38	守口市：①5	松原市：①9	高石市：①4	島本町：①2	河内町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1	
		扶桑町：①2	幸田町：①2	津市：①15	亀山市：①5	朝日町：①1	菟野町：①1	朝日町：①1	川越町：①2	南伊勢町：①1	彦根市：①3	湖南市：①6	甲良町：①1	福知山市：①6	長岡京市：①4	井手町：①1	堺市：①38	守口市：①5	松原市：①9	高石市：①4	島本町：①2	河内町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1	
滋賀県 〔19〕	19 (100%)	野洲市：①3	豊郷町：①1	京都市：①52 ②131	向日市：①5	久御山町：①1	大坂市：①109	貝塚市：①3	河内長野市：①5	摂津市：①9	阪南市：①2	太子町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1											
		野洲市：①3	豊郷町：①1	京都市：①52 ②131	向日市：①5	久御山町：①1	大坂市：①109	貝塚市：①3	河内長野市：①5	摂津市：①9	阪南市：①2	太子町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1											
		野洲市：①3	豊郷町：①1	京都市：①52 ②131	向日市：①5	久御山町：①1	大坂市：①109	貝塚市：①3	河内長野市：①5	摂津市：①9	阪南市：①2	太子町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1											
		野洲市：①3	豊郷町：①1	京都市：①52 ②131	向日市：①5	久御山町：①1	大坂市：①109	貝塚市：①3	河内長野市：①5	摂津市：①9	阪南市：①2	太子町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1											
京都府 〔26〕	22 (84.6%)	向日市：①5	久御山町：①1	大坂市：①109	貝塚市：①3	河内長野市：①5	摂津市：①9	阪南市：①2	太子町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1														
		向日市：①5	久御山町：①1	大坂市：①109	貝塚市：①3	河内長野市：①5	摂津市：①9	阪南市：①2	太子町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1														
大阪府 〔43〕	43 (100%)	摂津市：①9	高石市：①4	島本町：①2	河内町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																		
		摂津市：①9	高石市：①4	島本町：①2	河内町：①1	神戸市：①21 ②115	姫路市：①24	加古川市：①2	三田市：①4	宍粟市：①4	福崎町：①3	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																		
兵庫県 〔41〕	40 (97.6%)	淡路市：①5	市川町：①1	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																										
		淡路市：①5	市川町：①1	奈良市：①18 ②4	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																										
奈良県 〔39〕	28 (71.8%)	香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																													
		香芝市：①4	田原本町：①2	大淀町：①1	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																													
和歌山県 〔30〕	25 (83.3%)	和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																																
		和歌山市：①13	岩出市：①2	日高町：①1	串本町：①3	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																																
鳥取県 〔19〕	19 (100%)	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																																	
		鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1	鳥取市：①14	三朝町：①1	日南町：①1																																	

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村																			
島根県 〔19〕	18 (94.7%)	松江市：①8	浜田市：①2	出雲市：①7	益田市：①1	大田市：①1	安来市：①2	江津市：①3	雲南市：①4	奥出雲町：①2	川本町：①1	美郷町：①1	邑南町：①2	津和野町：①2	吉賀町：①1	海士町：①1	西ノ島町：①1				
岡山県 〔27〕	26 (96.3%)	岡山市：①22 ②5	倉敷市：①21 ②1	津山市：①6	玉野市：①3 ②1	笠岡市：①4 ②1	井原市：①3	総社市：①9	高梁市：①1	新見市：①1	備前市：①6	瀬戸内市：①5	赤磐市：①5	真庭市：①4	美作市：①2	浅口市：①3	和気町：①2				
広島県 〔23〕	23 (100%)	広島市：①16	呉市：①9	竹原市：①3	三原市：①12	尾道市：①6	福山市：①30	府中市：①4	三次市：①7	庄原市：①6	大竹市：①3	東広島市：①19	廿日市市：①3	安芸高田市：①2	江田島市：①1	府中町：①2 ②1	海田町：①3				
山口県 〔19〕	17 (89.5%)	熊野町：①1	下関市：①19	熊野町：①1	坂町：①1	安芸太田町：①2	山口市：①24	北広島町：①4	大崎上島町：①1	長門市：①5	柳井市：①7	宇部市：①7	美祿市：①2	山陽小野田市：①5	防府市：①8	下松市：①5	岩国市：①8	光市：①1	平生町：①1		
徳島県 〔24〕	21 (87.5%)	徳島市：①8	鳴門市：①4	小松島市：①2	阿南市：①6	吉野川市：①2	阿波市：①4	美馬市：①3	三好市：①1	勝浦町：①1	佐那河内村：①1	石井町：①2	那賀町：①1	牟岐町：①1	美波町：①1	松茂町：①1	北島町：①1				
香川県 〔17〕	16 (94.1%)	高松市：①31	丸亀市：①12	坂出市：①4	善通寺市：①5	観音寺市：①11	さぬき市：①4	東かがわ市：①4	三豊市：①6	藍住町：①2	板野町：①1	上板町：①1	つるぎ町：①3	東みよし町：①1	琴平町：①1	多度津町：①3	まんのう町：①1				
愛媛県 〔20〕	18 (90.0%)	松山市：①21 ②8	今治市：①8	宇和島市：①5	八幡浜市：①2	新居浜市：①8	西条市：①7	大洲市：①1 ②2	伊予市：①1	四国中央市：①6	西予市：①2	宇多津町：①2 ②1	宇多津町：①2 ②1	綾川町：①1	西条市：①7	大洲市：①1 ②2	伊予市：①1				
高知県 〔34〕	20 (58.8%)	高知市：①11	室戸市：①1	安芸市：①1	南国市：①5	土佐市：①2	南国市：①5	須崎市：①2	土佐清水市：①1	四万十市：①1	香南市：①5	土佐町：①1	いの町：①1	仁淀川町：①1	中土佐町：①1	佐川町：①1					
福岡県 〔60〕	58 (96.7%)	北九州市：①10	福岡市：①14	大牟田市：①1	久留米市：①12	直方市：①1	飯塚市：①5	田川市：①1	柳川市：①4	筑後市：①1	行橋市：①6	豊前市：①1	中間市：①2	小郡市：①5	筑紫野市：①3						
佐賀県 〔20〕	14 (70.0%)	春日市：①1	大野城市：①4	宗像市：①1	太宰府市：①2	古賀市：①2 ②2	福津市：①1	うきは市：①2	宮若市：①3	嘉麻市：①3	朝倉市：①4	みやま市：①2	糸島市：①3	那珂川町：①3	宇美町：①1	篠栗町：①3	志免町：①1				
長崎県 〔21〕	21 (100%)	須恵町：①2	新宮町：①2	久山町：①1	粕屋町：①6	筑前町：①2	粕屋町：①6	宇美町：①1	遠賀町：①2	小竹町：①1	鞍手町：①1	桂川町：①1	筑前町：①2	大刀洗町：①1	大木町：①1	岡垣町：①1	香春町：①1				
		添田町：①2	糸田町：①1	川崎町：①1	川崎町：①1	大任町：①1	大任町：①1	福智町：①1	杵田町：①3	上毛町：①1	築上町：①2	鳥栖市：①9	多久市：①1	伊万里市：①1	武雄市：①1	鹿島市：①3					
		佐賀市：①14 ②3	唐津市：①15	吉野ヶ里町：①2	基山町：①1	みやき町：①2	白石町：①1			嬉野市：①1	神埼市：①1	唐津市：①15	唐津市：①15	唐津市：①15	唐津市：①15	唐津市：①15	唐津市：①15				
		長崎市：①10	佐世保市：①11	島原市：①7 ②1	諫早市：①7	大村市：①8	平戸市：①3	松浦市：②1	対馬市：①6	香南市：①3	五島市：①4	西海市：①9 ②1	雲仙市：①7	南島原市：①15	長与町：①3	時津町：①2	東彼杵町：①1				
		川棚町：①2	波佐見町：①1	小値賀町：①1	佐々町：①1	新上五島町：①2															

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

地域子育て支援拠点事業の実施状況

(平成28年度交付決定ベース)

都道府県	実施市町村数	市町村									
熊本県 〔45〕	39 (86.7%)	熊本市：①23 宇土市：①4 南関町：①1 高森町：①2 氷川町：①1	八代市：①9 上天草市：①5 長洲町：①1 西原村：①1 芦北町：①1	人吉市：①1 宇城市：①7 和水町：①2 南阿蘇村：①1 錦町：①1	荒尾市：①3 阿蘇市：①2 大津町：①2 御船町：①1 多良木町：①3	水俣市：①1 天草市：①8 菊陽町：①4 嘉島町：①1 水上村：①1	玉名市：①5 ②1 合志市：①4 南小国町：①1 益城町：①1 球磨村：①1	山鹿市：①6 美里町：①2 小国町：①1 甲佐町：①1 苓北町：①1	菊池市：①6 玉東町：①1 鹿山村：①1 山都町：①2		
大分県 〔18〕	18 (100%)	大分市：①10 豊後高田市：①3 九重町：①1	別府市：①6 杵築市：①3 玖珠町：①1	中津市：①5 宇佐市：①6 ②1	日田市：①3 豊後大野市：①5	佐伯市：①7 田布市：①4	臼杵市：①4 国東市：①4	津久見市：①1 姫島村：①1	竹田市：①3 日出町：①1 ②1		
宮崎県 〔26〕	20 (76.9%)	宮崎市：①20 ②15 えびの市：①1 川南町：①1	都城市：①5 三股町：①1 門川町：①2	延岡市：①4 高原町：①1 高千穂町：①1	日南市：①5 国富町：①1 五ヶ瀬町：①1	小林市：①3 綾町：①1	日向市：①2 高鍋町：①1	串間市：①2 新富町：①2	西都市：①1 木城町：①1		
鹿児島県 〔43〕	37 (86.0%)	鹿児島市：①14 薩摩川内市：①8 南九州市：①1 大崎町：①1 喜界町：①1	鹿屋市：①10 日置市：①4 伊佐市：①4 東串良町：①1 徳之島町：①1	枕崎市：①1 曾於市：①1 始良市：①6 錦江町：①2 和泊町：①1	霧島市：①8 三島村：①1 ②2 南大隅町：①1 知名町：①2	出水市：①2 いちき串木野市：①1 十島村：①4 肝付町：①1 与論町：①2	指宿市：①2 南さつま市：①2 さつま町：①1 中種子町：①1	西之表市：①1 志布志市：①2 長島町：①1 南種子町：①1	垂水市：①1 奄美市：①1 湧水町：①2 瀬戸内町：①1		
沖縄県 〔41〕	27 (65.9%)	那覇市：①10 ②8 うるま市：①7 読谷村：①3 南大東村：②1	宜野湾市：①8 宮古島市：①6 嘉手納町：①1 久米島町：①1	石垣市：①1 南城市：①2 北谷町：①2 八重瀬町：①1	浦添市：①7 国頭村：①1 北中城村：①1	名護市：①4 ②1 本部町：①1 中城村：①3	糸満市：①5 恩納村：①1 西原町：①2	沖縄市：①6 宜野座村：②1 与那原町：①4	豊見城市：①2 金武町：①1 南風原町：①3		
合計 〔1,741〕	620 (35.6%)	①の合計 6,320 ②の合計 743									

※ 事業類型 ①…一般型 ②…連携型

※ 各事業類型の後の数字…実施箇所数

※ 都道府県名の下の〔 〕の数字…市区町村数

※ 実施市町村数の下の()の数字…実施率

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	<p>①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p> <p>③地域の子育て関連情報の提供</p>	<p>②子育て等に関する相談・援助の実施</p> <p>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p>
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算)</p> <p>一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施(加算)</p> <p>常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施(加算)※</p> <p>①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組</p> <p>②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</p> <p>③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</p> <p>④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</p> <p>※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p>	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</p> <p>拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

出張ひろばの実施要件に関する解釈の変更について

現状

子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じているが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

課題

職員の担い手不足等により、同一の出張先のひろばにおいて、毎週1～2日かつ1日5時間の出張ひろばの開催が難しい状況となっている。

- ① 時代のニーズに応じた地域子育て支援拠点事業への取組
- ② 地域子育て支援拠点事業を推進する観点

等から

対応

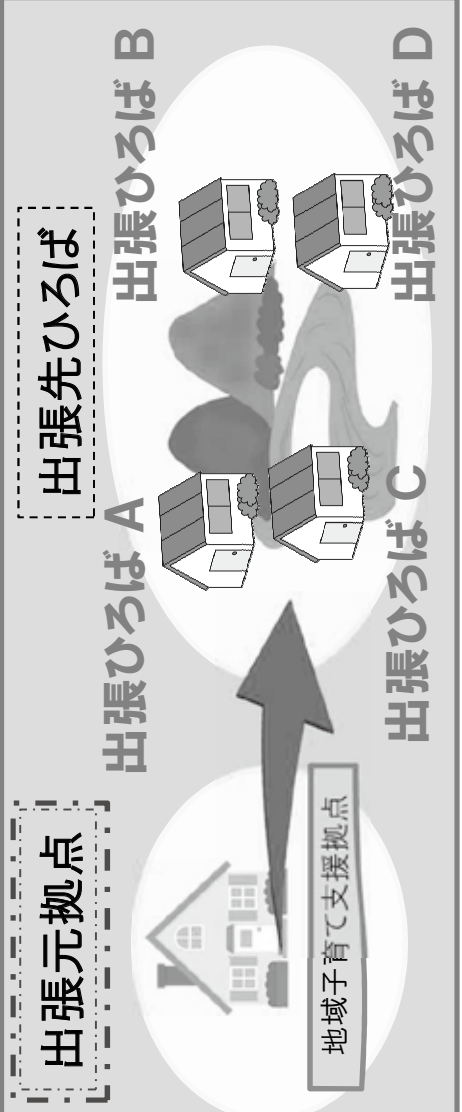
これまで、出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件を、原則年間を通して同じ場所で開催する場合に限定してきたが、平成30年度より、出張元となる地域子育て支援拠点が、必ず週に1～2日かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろばに出向き、出張ひろばを実施する場合も交付金の対象とすることとする。

《イメージ》

《新たに加算の対象とする出張ひろばの取組》

出張元となる一般型の地域子育て支援拠点が、毎週必ず1～2日、かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろば（A・B・C・D）に対して計画的に出向き、出張ひろばを実施する。

人員配置：1名（一般型兼務職員）



整備費等補助 (新規・継続分)

次世代育成支援対策施設整備交付金
(地域子育て支援拠点施設)

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
 2. 補助基準額：8,060千円
 3. 補助率：国 定額 (1/2相当) 市町村 1/2相当
 4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等
- ※平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象とした。

整備費等補助 (新規開設分のみ)

子ども・子育て支援交付金
【開設準備経費】

○地域子育て支援拠点事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入、及び開設前月の賃借料に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村(委託等可)
2. 補助基準額：4,000千円(改修費等)
600千円(賃借料等)
3. 補助率：1/3 (国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

整備費等補助 (継続事業分のみ)

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金
(児童養護施設等の環境改善事業)




○地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修や備品の購入に必要な経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村(委託等可)
2. 補助基準額：8,000千円
3. 補助率：1/2
(政令市・中核市は国1/2、政令市・中核市1/2、
上記以外の市町村は国1/2 都道府県1/4 市町村1/4)

(※) 事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。

地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施することにより、質の高い子育て支援の提供につなぐ。

<p>○ 地域の人材による子育て支援活動強化研修</p> <p>①対象者 ・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者</p> <p>②研修の目的 ・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成 ・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得</p> <p>③実施主体：国（※公募により民間団体に委託予定）</p>	<p>【ベテラン職員】</p> <p>◇ 経験年数が概ね5年以上の職員</p> 
<p>○ 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業【新規】</p> <p>①対象者 ・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者</p> <p>②研修の目的 ・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上 ・地域における子育て支援に関しての専門的知識や技術等の修得</p> <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p>【※新規事業】</p> <p>◇ 経験年数が概ね5年未満の職員</p>  <p>【中堅職員】</p>
<p>○ 子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）</p> <p>①対象者 ・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者</p> <p>②研修の目的 ・多様な子育て支援分野全般に関しての基礎的知識や技術等の修得 ・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解</p> <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p>【新任職員】</p> <p>◇ 未経験の職員</p> <p>◇ 経験年数が概ね3年未満の職員</p> 

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例①～ 岩手県大船渡市「つどいの広場いわいステーション」の取組

多機能型支援実施拠点の概要

大船渡市社会福祉協議会が運営する地域子育て支援拠点事業「つどいの広場いわいステーション」は、複合施設（Y・Sセンター）内にあり、そこでファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミサポ事業」という。）と利用者支援事業を併せて実施している。また、アウトリーチ活動として、お出かけひろばを市内4カ所の地域公民館等で毎月1回開催するほか、利用者ニーズを反映した各種講習会や支援者向けの研修会を開催している。



【活動の様子】

多機能型支援のポイント

～ 利用しやすく居心地のいい拠点で多機能型支援を実施すること ～

- 拠点での交流支援を中心として、必要に応じてファミサポ事業や利用者支援事業に繋ぐことができる。
（拠点担当者は、子どもを遊ばせに拠点に来た利用者と会話し、その様子などから必要に応じてファミサポ担当者や利用者支援担当者に繋ぐことができる。）
- 3つの事業間で利用者に関する情報を共有できる。
（3つの事業の担当者は、常に利用者の情報を共有することができるため、急な支援が必要となった時に臨機応変に対応することができる。）
- 地域の関係機関との連携強化を図られる。
（特別な支援が必要と判断した場合に、地域の関係機関と連携している利用者支援担当者が地域の関係機関との窓口になって支援する。）

多機能型支援による効果

- 相談に行くほどでもないが、拠点に子どもを遊ばせに来たついでに、気になってきたことを利用者支援担当者に相談することで、子育てに関する不安や悩みについて早期の対応が図られている。
- 拠点の利用に併せて、ファミサポ事業の登録や利用者支援事業の相談支援ができるため、無理なく子育て支援事業の活用が図られ、早期の支援体制が予防的に機能している。
- 個人宅に子どもを預けるファミサポ事業に抵抗を持つ親に対して、利用し慣れている拠点でのファミサポ事業の活用が推進され、子育ての負担が軽減されている。
- 拠点にファミサポ担当や利用者支援担当が付加されていることで、親子の状態を見極めた予防的な関わりを、いつもの拠点で特別な支援を意識させずに、様々なレベルで展開できる。

基礎データ

大船渡市	人口:37,891人(平成29年1月1日) 出生数:233人(平成28年)
拠点開始年度	平成19年度から
運営主体	大船渡市社会福祉協議会
多機能型支援の実施事業	ファミサポ事業（平成21年度から） 利用者支援事業（平成27年度から）
職員数	正規職員1名、常勤職員3名 非常勤職員9名
当該施設の利用件数（平成28年度）	拠点事業 9,458人 ファミサポ事業 80件 利用者支援事業 125件

今後の展望・課題

- 拠点に足を運ばない親子、運ばない親子に対する支援の方法
- マンパワーが限られている中で、職員の確保と資質向上
- 子育て支援に関する社会資源の育成

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例②～ 神奈川県横浜市「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」の取組



【活動の様子】

多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人びーのびーのが運営する地域子育て支援拠点事業「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」は、専用施設で実施しており、そこでファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミサポ事業」という。）と利用者支援事業を併せて実施している。平成13年度から社会福祉協議会に委託されていたファミサポ事業が平成22年度に拠点に移管され、また、利用者支援事業は拠点事業の地域機能強化型を引き継ぎ、平成28年1月から実施している。

多機能型支援のポイント

～親子の居場所となる「場」での多機能化支援は、高い効果が見込まれる～

○「ひろば＝場」を持っていることは、かけがえのない財産である。

（常設の場があるという強みが多様な人との出会いや交流を生み出し、必然的に子育て家庭に必要な資源、多機能化をもたらす。）

○敷居が低い「安心できる場所」で、ファミサポ事業など他の支援活動を見て知ることができると。

（知っている顔がいつでもいる「安心できる居場所」で他の子育て支援活動の様子を実際に自分の目で見て、どんな雰囲気か活動しているかを理解することができる。）

○子育て親子の不便を解消できる。

（複数の子育て支援事業がワンストップで行われることで、様々な子育て支援事業を利用するために、親子連れで拠点以外の場所に向いて登録等をする手間が省ける。）

○妊娠期からの切れ目ない支援が効果を上げている。

（産前からのアプローチにより、地域で子育てを体験できる場となっている。）

多機能型支援による効果

○利用者支援事業が拠点にあることで、親が他の親に支えられることや、親子を他者との関わりの中で見ること、**利用者支援担当者が支援の手立てや方向性の検討が多方面からできるようになり、子育て支援の幅が広がった。**

○拠点でファミサポ事業を実施していることから、拠点利用者がファミサポ事業の様子などを自分の目で見ることで、**子どもを他者に預けても安心であることを理解してもらおう機会となり、また、拠点利用の際にファミサポの登録ができるなど「ワンストップ」の効果などにより、拠点でファミサポ事業を実施してから登録数が20倍以上になった。**

○拠点でファミサポ事業を利用した親子が別の日に拠点に遊びに来た際に、ファミサポ事業の感想や意見を聞き取り、ファミサポ事業が更に利用しやすくなるよう、**利用方法などを見直し改善**することができた。

○ファミサポ事業は小学校6年生まで利用が可能のため、拠点自体は未就学児対応施設ではあるが、**下の子が拠点を利用した際に、上の子の相談に関わるケースに対応する他、学童・思春期まで見通せる場となった。**

基礎データ

横浜市	人口：3,735,843人(平成29年1月1日) 出生数：31,819人(平成28年)
拠点開始年度	平成17年度から
運営主体	NPO法人びーのびーの
多機能型支援の実施事業	ファミサポ事業（平成22年度から） 利用者支援事業（平成28年1月から）
職員数	常勤職員7名、非常勤職員11名 その他ボランティア等
当該施設の利用件数（平成28年度）	拠点事業 約60組～70組(1日平均) ファミサポ事業 約700件～900件 (1か月) 利用者支援事業 約70件 (相談件数) (1か月平均)

今後の展望・課題

- 柔軟な一時預かりの必要性、閉館後の夜間のフォロー体制
- 情報共有や支援のあり方を検討する時間の確保
- 支援に関する協働視点、エンパワメントの視点、支援に関する意識の共有
- 包括的な調整役の配置

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例③～ 千葉県松戸市「Eーこどもの森・ほっとるーむ新松戸」の取組



【活動の様子】

多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人松戸子育てさぽーとハーモニーが運営する地域子育て支援拠点事業「Eーこどもの森・ほっとるーむ新松戸」は、複合施設内にあり、そこで一時預かり事業と利用者支援事業を併せて実施している。一時預かり事業は、別室の保育ルームで実施するものではなく、拠点のひろばで実施しており、また、利用者支援事業は「子育てコーデイナー事業」として平成23年度にスタートしている。

多機能型支援のポイント

～ 拠点は、子育て支援情報や相談相手が集約された場所である ～

○ 日常的な場所である拠点を活用して相談できるため、心理的負担の軽減が図られる。

(身近な相談窓口として、拠点に配置された利用者支援担当者が子育てに関する悩みや相談に対応できる。)

○ 子育て支援事業の連携強化が図られる。

(子育て支援事業を同一場所で行うことで、すべての職員がそれぞれの事業内容について理解できるため、業務の実施に当たり連携強化が図られる。)

○ 多様な意見による支援ができる。

(特別な支援が必要な場合、各事業担当者からの意見を広く聞くことができ、支援の方法を各事業担当者が集まったチームとして考えることができる。)

多機能型支援による効果

○ 子どもを預けることは不安感が伴うが、拠点で実施している一時預かり事業は、他の利用者からも見える『保護者に見える保育』であり、また、預かる職員も顔見知りであることから、子どもにとっても親にとってもハードルが低いと感じられ、一時預かり事業の活用促進となっている。

○ 保健師等と子育て中の親が面談する際に、自宅や行政窓口ではなく、拠点で子どもを預けながら実施できるため、拠点という落ち着いた環境で利用者が相談に集中することができる。

○ 拠点において、子どもを預けながら利用者支援担当者と相談できることで、これまで以上にじっくり相談できるため、利用者の大きな安心に繋がっている。

○ 各事業ともに職員の兼任率が高いので、それぞれの業務についてお互いがよく分かっているため、全体会議やケース会議などにおいてそれぞれの立場で各事業の課題を共有しやすくなっている。

基礎データ

松戸市	人口:492,199人(平成29年1月1日) 出生数:3,782人(平成28年)
拠点開始年度	平成21年度から
運営主体	NPO法人松戸子育てさぽーとハーモニー
多機能型支援の実施事業	一時預かり事業 (平成21年度から) 利用者支援事業 (平成23年度から) ※子育てコーデイナー事業(～H25年度)
職員数	常勤職員1名(利)、非常勤職員14名
当該施設の利用件数(平成28年度)	拠点事業 17,856人 一時預かり事業 1,555件 利用者支援事業 377件

今後の展望・課題

- 職員の資質向上
- 職員の確保や処遇改善、就労環境の整備
- 行政と事業者間の連携強化
- 支援の継続性を担保するための体制づくり

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例④～ 愛知県大府市「大府市子どもステーション」の取組

多機能型支援実施拠点の概要

大府市が直営で運営する地域子育て支援拠点事業「子どもステーション」は、市の中核的な公設公営の子育て支援施設であり、ファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミサポ事業」という。）や利用者支援事業及び養育支援訪問事業を併せて実施している。また、子育て中の親からの依頼、または保健センターや家庭児童相談室からの紹介などにより、子育て家庭への訪問支援も行っている。訪問支援に関しては、必要に応じて保健師が同行している。



【パンフレット】

基礎データ

大府市	人口：91,040人（平成29年1月1日） 出生数：1,001人（平成28年）
拠点開始年度	平成15年度から
運営主体	大府市
多機能型支援の実施事業	ファミサポ事業（平成15年度から） 利用者支援事業（平成27年度から） 養育支援訪問事業（平成17年度から）
職員数	常勤職員6名、（うち嘱託職員2名） 非常勤職員3名
当該施設の利用件数（平成28年度）	拠点事業 約68組（1日平均） ファミサポ事業 4,349件 利用者支援事業 200件 養育支援訪問事業 80件

多機能型支援のポイント

～ 子育て支援の中核となる場所で多機能的に事業を展開する ～

○ 効果的なワンストップの総合的支援が可能である。

（日頃から事業担当者間において情報が共有されているため、特別な支援が必要な事例に対し、各種事業間が繋がりがやすく連携が図りやすい。）

○ 子育て支援事業の利用促進が図られる。

（拠点の利用を「入口」として、ファミサポ事業や利用者支援事業等の他の子育て支援事業に結びつけるため、子育て支援事業全体の促進効果が図られる。）

○ 親子が抱える問題の早期の予防効果が高まる。

（各事業担当職員が、事業を利用してしている親子の変化や関わりを通じて得た情報を他の担当職員と共有し、問題が重篤化する前に対応することができる。）

多機能型支援による効果

○ 同一施設内で各種事業を実施していることで、職員同士は日常的に顔を合わせており、必要に応じて連絡を取り合い情報共有できる環境となっているため、**事業種別を超えた職員同士の良好な関係性が築き上げられ、事業間連携やチームワークの基盤となっている。**

○ また、日頃から事業担当者間で情報共有が可能であるため、**情報共有を目的とした定期的なカンファレンスに時間を割かれることがなくなった。**

○ 親子の居場所となる「場」の利用を通じて、**様々な子育て支援事業の活用に結びつき、きめ細やかな支援が可能となった。**

今後の展望・課題

○ 拠点事業の相談機能、利用者支援事業などの相談支援について、それぞれが担う役割や機能を整理すること

○ 職員の専門性の向上や、より専門的な知識・技術を備えた人材育成

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例⑤～ 石川県白山市「親子よろこびの広場あさがお」の取組



多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人あさがおの広場あさがおが運営する地域子育て支援拠点事業「親子よろこびの広場あさがお」は、複合施設で実施しており、そこで一時預かり事業と利用者支援事業を併せて実施している。
一時預かり事業については、別室の保育ルームはなく拠点のひろばで実施している。さらに、平成27年9月より訪問型支援事業（ホームスタート）を併せて実施し、アウトリーチによる支援の強化に取り組んでいる。

多機能型支援のポイント

～つながりを持ちながら長期的、継続的に支援ができる敷居の低い相談場所～

- **職員間の相互連携が図りやすく、支援のコーディネートがしやすい。**
（拠点内で複数の事業を併せて実施していることで、職員間における利用者の情報共有が的確に行われ、迅速かつ柔軟な対応ができる。）
- **平日頃から関わりがある拠点での相談だから、利用者の心理的負担の軽減が図られる。**
（特別な相談窓口等に行かなくても、時間をかけながら利用者との信頼関係が築ける身近な拠点で、子育ての相談ができるため、利用者の心理的負担の軽減が図られる。）
- **子育て支援事業の層が厚くなる。**
（拠点において各事業を実施することで、個別支援から拠点事業、拠点事業から個別支援と双方の機能が活かされることとなり、子育て支援事業の層が厚くなる。）
- **気軽に集える場に専門的な相談窓口をプラスすることで、一連の支援が可能となる。**
（拠点で利用者支援事業を併せて実施することにより、身近な場所に専門的な相談窓口がプラスされ、利用者に関して一連のマネジメントが行える。）

多機能型支援による効果

- 拠点で相談する際に、拠点事業の職員が一緒に来た子どもをさりげなく見守ることで、**子どもへの負担が少なくなり、相談者はじっくり相談することができる。** また、子どもが気になって相談に集中できない時などは、**拠点のひろばで実施している一時預かり事業を活用し、子どもを預けて相談に集中することもできる。**
- 拠点の一時預かり事業は、**他の保護者にも事業の様子を見ることができ、** また、いつも遊んでいる場所で顔なじみの職員が対応するため、**子どもにとっても保護者にとっても安心感を持って、事業を活用することができる。**
さらに、いつも来ている拠点事業だからこそ、拠点で知り合った他の保護者が預かり中の子に声をかけたり、拠点に来た仲の良い子どもたちが一緒に遊ぶなど、**預かっている子どもがストレスや不安感を感じることなく事業の利用が図られる。**
- 各事業とも職員が兼任しているため、お互いの内容について理解し、ケースや課題について共有している。
さらに、**各事業の専門的スキルを学ぶことが拠点事業の運営に活かされている。**

基礎データ

白山市	人口：113,018人(平成29年1月1日) 出生数：887人(平成28年)
拠点開始年度	平成14年度から
運営主体	NPO法人あさがおの広場あさがお
多機能型支援の実施事業	一時預かり事業（平成26年度から） 利用者支援事業（平成29年度から）
職員数	常勤職員4名、非常勤職員4名 利用者支援事業担当3名
当該施設の 利用件数 (平成28年度)	拠点事業 16,426人 一時預かり事業 344人 利用者支援事業 312件 (H29.4～9)

今後の展望・課題

- 職員の資質向上及び人材確保
- 就労環境の整備
- システム整備や包括支援などの子育て支援に関する行政との更なる連携
- 利用者支援事業の認知向上のための方法

地域少子化対策重点推進交付金

(平成30年度当初予算(案) 10.0億円)

背景

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)においては、地域の結婚、妊娠・出産、子育ての格段階に対応した総合的な少子化対策を推進するため、地域の実情に即した取組を強化することとしている。
また、「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととしている。

1. 優良事例の横展開支援事業

地方自治体が行う少子化対策事業について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援

- 交付対象
 - ① 結婚に対する取組
 - ・ マッチングシステムの構築
 - ・ ボランティアの育成・交流 等
 - ② 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組
 - ・ 結婚応援パスポート ・結婚新生活支援事業の周知広報
 - ・ 配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進
 - ・ ライフデザインセミナー ・乳幼児とのふれあい体験
 - ・ その他、地域で結婚、妊娠・出産、子育てを応援する社会づくり・機運の醸成 等
- 補助率：1/2
- 交付上限
 - ・ 都道府県 5,000万円(事業費ベース1億円)
 - ・ 政令指定市・中核市・特別区 1,500万円(事業費ベース3,000万円)
 - ・ 市町村 750万円(事業費ベース1,500万円)

事業概要

2. 結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助

- ※地方自治体は地域の実情に応じて、上限額(30万円)の範囲内で補助額を設定可能
- 対象世帯：夫婦ともに34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯
 - ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除
- 補助率：1/2

事務連絡
平成29年9月22日

各	都道府県	障害保健福祉主管部局	御中
	指定都市	児童福祉主管部局	
	中核市	保育主管部局	
	児童相談所設置市	母子保健主管部局	
	保健所設置市		

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室
子ども家庭局
子育て支援課
家庭福祉課虐待防止対策推進室
保育課
母子保健課

ペアレントプログラムの導入促進について

子育て支援施策、障害保健福祉行政の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年、発達障害者支援法が改正され、第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立してしまったり、その結果児童虐待につながってしまったりということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族とその関係者に対し支援するよう努めることとなりました。

また、発達上の困難や発達障害を有する子どもの育てにくさ、育児困難は虐待のリスクを増大させる要素であるとの指摘もあります。

このため、地域全体で障害のある子どもを支援することが求められ、子どもにとって一番そばにいる支援者である保護者への支援の充実が望まれています。

このような状況においては、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせるペアレントプログラムの実施が有効であると考えておりますので、下記について、改めて幅広く周知いたします。

障害保健福祉主管部局だけでなく、児童福祉主管部局、保育主管部局、母子保健主管部局におかれましても、ペアレントプログラムの積極的な実施及び普及をお願いいたします。実施の検討につきましては、(4)のHPのペアレントプログラムの事業化マニュアルをご参照ください。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）※への周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

※・児童福祉主管部局におかれましては、管内市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）

・保育主管部局におかれましては、管内市町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）

・母子保健主管部局におかれましては、管内市町村（指定都市、中核市、保健所設置市を除き、特別区を含む。）

記

(1) ペアレントプログラムとは

ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものです。

保護者の認知の変容を目指した内容で、保護者支援に活用することが可能であり、地域の支援者が支援者研修を受講することで、保護者支援技術を身につけることができます。

(2) ペアレントプログラムに参加するメリット

① 保護者を前向きにする具体的な支援ができます。

育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを親子で実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにすることで、虐待予防としての効果も期待できます。

② 個別の支援計画が立てられます。

ペアレントプログラムの中で、「現状把握表」として子どもの「行動」を書き込むことで、保護者が感じている「育てにくさ」や「困っていること」の原因が浮かび上がってきます。それをもとに個別のケースに合わせた個別支援計画を立てることが可能になります。

③ 保護者と支援者が協力するきっかけになります。

多様な家族形態が増えるなかで、子育てに関して誰にも相談できず、孤立しかねない保護者が多い現状があります。ペアレントプログラムでは、現状把握表を作成する中で、保護者同士が現状を共有すると同時に、支援者とも話し合う機会が増えるため、支援者との結びつきも強めることができます。

④ 地域の子育て支援ネットワークを構築できます。

ペアレントプログラムで保護者が支援者をつながりをつくることで、その後の子育てを中心とした地域の支援ネットワークは強固なものになります。

(3) ペアレントプログラムの実施導入に使える国の補助金

○地域生活支援事業

発達障害者支援体制整備事業

家族支援体制整備

平成 29 年度補助単価：1 自治体あたり年額 8,576 千円

(4) ペアレントプログラムを導入するためのマニュアル等

○発達障害者情報・支援センターHP

<http://www.rehab.go.jp/ddis/%E3%81%93%E3%82%93%E3%81%AA%E3%81%A8%E3%81%8D%E3%80%81%E3%81%A9%E3%81%86%E3%81%99%E3%82%8B%EF%BC%9F/%E5%AE%B6%E6%97%8F%E6%94%AF%E6%8F%B4/%E3%83%9A%E3%82%A2%E3%83%AC%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%A0/>

なお、発達障害・情報支援センターのHPからは、以下のカテゴリで該当のページをご覧になれます。

[ホーム/こんなとき、どうする？/家族支援/ペアレントプログラム](#)

(5) 平成30年度概算要求

平成30年度概算要求において、現在、地域生活支援事業の中で実施している家族への支援について充実するため、新たに「発達障害者及び家族支援体制整備事業」を創設し、ペアレントプログラムの導入に係る費用をはじめ、ピアサポートの推進などの事業を盛り込み、実施主体を市区町村に拡充する要求を行っています。

照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室
発達障害者支援係長 当新卓也
電話：03-5253-1111（3038）
Mail：toushin-takuya@mhlw.go.jp

児童館等における遊びのプログラム等の全国的な普及を図るための実践マニュアル（仮称）の作成

1. 概要（経過）

- 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）」（2015年（平成27年）5月18日設置）では、時代の要請に対応した遊びのプログラム等の開発や普及・啓発、児童館等のあり方に関する検討などを行っている。
- 2016年（平成28年）度は、全国16か所の児童館が子どもの貧困対策の取組や災害復興旧地域での街づくり、地域における高齢者や外国籍の人々との交流など、今日的課題に対応する取組を遊びのプログラム等として実施し、専門委員会において評価・検証を行った。
- それらを踏まえ、2017年（平成29年）度は、児童館ガイドラインに沿って全国の児童館で企画開発・改良した優れた遊びのプログラム等を集めた実践交流の場「遊びのマルシェ」を開催（9月3日）するとともに、そのプログラムの普及に資するマニュアル（試行版）を作成している。
- 2018年（平成30年）度は、2017年（平成29年）度で作成したマニュアル（試行版）を活用して、さらに児童館等での実践を行うとともに、その検証・分析を行った上で、遊びのプログラム等の全国的な普及を図るため、改正児童館ガイドライン（仮称）を踏まえた実践マニュアル（仮称）を作成する。

2. 2018年（平成30年）度実施内容

- (1) 各地域の児童館等において、遊びのプログラム等の実施・検証・分析を行った上で、全国的な普及を図るため、改正児童館ガイドライン（仮称）を踏まえた実践マニュアル（仮称）を作成する。
- (2) 専門委員会においては、その取組内容の評価を行うとともに、国（厚生労働省）は、効果性の高いプログラム等の全国的な普及を図るための取組を地方自治体と連携・協力しながら実施する。

(1) 遊びのプログラム等の実施と実践マニュアル（仮称）の作成（民間団体に委託）

① 企画・実行委員会の設置 【地域レベル】

- ・遊びのプログラム等を効果的に実施するために、有識者、地域の協力者、児童館職員等で構成する企画・実行委員会を設置し、具体的な実施や評価方法等について検討する

② 遊びのプログラム等の実施と検証・分析 【地域レベル】

- ・各地域の児童館等で遊びのプログラム等を実施し、その経過や内容、参加者の声などを記録して、その検証を行う
- ・企画・実行委員会において、プログラム実施上の留意事項や子どもの健全育成上の効果等について整理・分析を行う

③ 実践マニュアル（仮称）の作成 【全国レベル】

- ・各地域で実施したプログラムに関する検証・分析を行った内容をとりまとめ、効果的に実践していくための手法（プログラムに応じた人数規模、職員の関わり方、地域との連携方法、子ども・保護者参加、場所・場面の工夫など）や実施上の効果、体制などを整理した実践マニュアル（仮称）を作成する

(2) 専門委員会・国の取組

- ・専門委員会では、遊びのプログラム等と実践マニュアル（仮称）の評価を行う
- ・国（厚生労働省）では、研修・セミナー等の機会に実践マニュアル（仮称）を紹介するなど、全国的な普及を図るための取組を、地方自治体と連携・協力しながら実施する

3. 所要額（子ども・子育て支援推進委託調査研究）

- 2018年（平成30年）度予算案 37,500千円 （2017年（平成29年）度予算額 37,340千円）



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

※平成28年度から実施

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。

- ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- ② 学習習慣の定着等の学習支援
- ③ 食事の提供



《①：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。

（食材費は、実費徴収可）

- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーデイネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
 （事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）
 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
 【30予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を計上。

<実施場所>

児童館、公民館、民家等



コーデイネーター・管理者



地域の支援スタッフ
 （学生・教員OB等）

<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



内数

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を計上。

～ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業「なんでもチャレンジ」～ 八王子市の児童館の取組紹介

概要

「なんでもチャレンジ」は、八王子市のひとり親家庭の子どもを対象とした、社会性の向上や自立支援、家庭での学習習慣の定着や学習の意欲向上を目指す、体験活動と学習支援のプログラムで、子ども達の居場所である市立児童館において、子どもが楽しみながら遊びや体験を通して、学習支援の専門スタッフが学習活動を行っている。

子どもが、その置かれている環境に関わらず、心身ともに健やかに成長することを目指し、市のひとり親家庭支援の所管である子育て支援課と子どもに寄り添う様々な支援を実践している児童青少年課児童館が中心となり、本事業を実施している。

ポイント

- 児童館は、
 - ・ 子どもに寄り添う様々な支援を実践している場であること
 - ・ 児童館が持つ「居場所」としての機能により、事業実施時でなくとも支援の必要な子ども達の居場所となれること
 - ・ 地域のコーデイネータを有していることから、「なんでもチャレンジ」の事業実施場所となり、事業全般に係るコーディネート、体験活動の実施を担っている。
- 午前中は「体験事業」として、児童館の職員が中心となり、料理教室や工芸作品の製作など、体験活動を通じた生活習慣の習得等を図る事業を行い、午後は「学習支援」として、民間の学習支援団体の協力を得て、国語、算数、英語を1コマ40分ずつ行っており、学生のボランティアも募って、様々な大人と接する機会を提供している。

取組の効果

- 体験活動により、生活の中で必要となる事柄や他者との協調性、社会性を学び、生活意欲や自己肯定感を培い、生きる意欲や学習意欲の向上につながる。
- 遊びという子どもの主体的な行為と学習の機会を提供することにより、スムーズに学習に取り組むことが可能となり、継続的な学習支援機関につながる可能性がある。



1日のスケジュール(例)

【午前】 体験事業 10:30～13:30	【午後】 学習支援 13:30～16:30	持ち物
「つくってみよ う!」 ～ルーからつ くるカレーライ ス～	①国語 「漢字しりとり」 ②算数 「倍数と約数」 ③英語 「英語で歌おう」 ④まとめ	筆記用具・室内 履き・飲み物・ タオル・エプロン・ ハンダナ・食器 (カレー皿・コッ プ・スプーン)・ 参加費300円

※ 八王子市における取組の一事例

基礎データ

なんでもチャレンジ

開始年度	平成26年度
活動日	年5回(日曜日：不定期開催)
対象	ひとり親家庭の小学5、6年生
参加費	無料(但し、食材料費等は実費負担)

児童福祉週間の概要

【実施の経緯】

「児童福祉週間」は、国民の間に児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和22年5月に第1回が実施されて以来、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。

(参考)児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

〔児童育成の責任〕

第2条第1項 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の過程に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

【29年度標語】

「できること たくさんあるよ きみのために」(三谷 路唯(みたに ろい)さん 8歳 香川県)

◆応募期間:平成28年9月1日～10月20日(50日間) ◆応募総数:9,930作品

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
(※地域の実情による期間の延長(5月末日まで)可)

【主唱団体】

厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会

【関係省庁等における取組】

<国>

- ①児童福祉週間標語の募集・選定・表彰(S38～)
- ②児童福祉文化賞の発表・表彰(S34～)
- ③こいのぼり掲揚式の実施(S33～)
- ④中央省庁のこいのぼり掲揚(13省庁で実施)
- ⑤国営昭和記念公園など15施設で無料入園等を実施

<民間団体>

- ①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式
- ②児童福祉文化賞推薦作品の発表会
- ③こどもの国など18施設で無料入園等を実施



厚生労働省 児童福祉司 全国社会福祉協議会
公益財団法人 児童育成協会

社会保障審議会推薦児童福祉文化財の概要

1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第8項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法第8条第8項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。福祉文化分科会は、3つの委員会で構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会
舞台芸術委員会
映像・メディア等委員会
図書等
演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 推薦数

平成28年度の推薦数 52点
出版物:32点 舞台芸術:8点 映像・メディア等:12点
平成28年度の特別推薦 13点
出版物:6点 舞台芸術:3点 映像・メディア等:4点

5. 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ポスター・サイトを制作し、広報・啓発に取り組んでいる。



子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施のため、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための各種研修を実施する。

また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 26.7億円 (29年度：33.5億円)

子育て支援員研修事業 4.6億円 (29年度：5.4億円)

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関する必要な知識や技術等を習得するための研修を実施
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業 22.1億円 (29年度：28.1億円)

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

【研修内容】

- ・保育の質の向上のための研修等事業
- ・保育士等キャリアアップ研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・多様な保育サービス研修事業
- ・放課後児童支援員等研修事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

子ども・子育て支援推進調査研究事業 3.5億円 (29年度：2.0億円)

- ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関する調査研究を実施
補助率：定額 (10/10)

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 公開プロセスへの対応

厚生労働省において実施された行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえ、平成30年度においては以下の対応を予定している。

＜平成30年度における対応＞

①e-ラーニングなどの受講方式を活用することなどを検討する必要、研修効果の評価方法についても工夫すべき

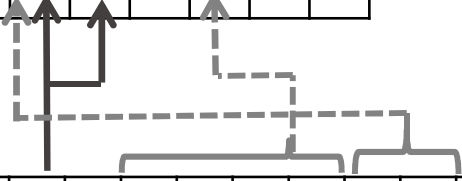
⇒ 平成30年度に子ども・子育て支援推進調査研究事業において、研修におけるe-ラーニング等の受講方式の活用に関する調査研究及び研修の修了評価方法に関する調査研究を実施

②予算規模の適正化

⇒ 以下のとおり職員の資質向上・人材確保等研修事業の予算メニューを整理 (←→ 統合、→ 分割)

平成29年度
子育て支援員研修事業
職員の資質向上・人材確保等研修事業
保育の質の向上のための研修事業
新規卒業者の確保、就業継続支援事業
家庭的保育者等研修事業
居宅訪問型保育研修事業
病児・病後児保育研修事業
病児・病後児保育(訪問型)研修事業
保育士試験合格者に対する実技講習事業
保育実習指導者に対する講習事業
放課後児童支援員等研修事業
ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

平成30年度
子育て支援員研修事業
職員の資質向上・人材確保等研修事業
保育の質の向上のための研修等事業
保育士等キャリアアップ研修事業
新規卒業者の確保、就業継続支援事業
多様な保育サービス研修事業
放課後児童支援員等研修事業
ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業



被災者支援総合交付金

平成30年度予算案 190億円

事業概要・目的

○避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

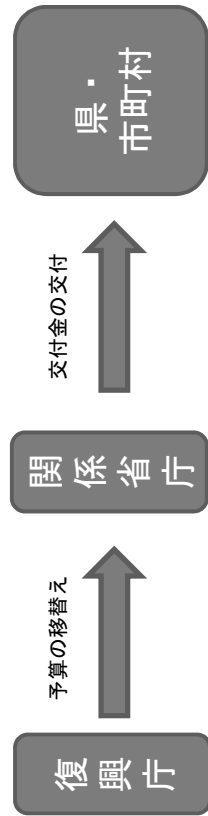
○こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。平成28年度に「被災者支援総合交付金」と名称変更。

○新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

事業イメージ・具体例

I. 被災者の見守り・コミュニティ形成支援	
①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援
II. 被災した子どもに対する支援	
②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	子どもがいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子ども心身のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施
③福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援

資金の流れ



期待される効果

○被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

30年度予算案:190億円の内数(29年度:200億円の内数)

1. 要求要旨

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等の事業を実施するため、被災者支援総合交付金において所要額を要求するものである。

2. 交付対象事業

- (1) 子ども健やか訪問事業
仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。
- (2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごことができる環境づくり事業
仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。
- (3) 遊具の設置や子育てイベントの開催
児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。
- (4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。
- (5) 児童福祉施設等給食安心対策事業
児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。
- (6) 保育料等減免事業
東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。